

ふじみ野市地域防災計画 (案)

令和5年 月

ふじみ野市防災会議

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の目的と方針	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の位置付け	3
第3節 地域防災計画改定の考え方	3
第4節 計画の策定体制	4
第5節 防災計画の構成と内容	5
第6節 防災計画の修正	5
第7節 防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の責務	6
第2章 市の概況	13
第1節 位置・地勢	13
第2節 自然条件	13
第3節 社会条件	14
第4節 既往災害	18
第5節 防災の取組	18
第3章 地震被害想定	19
第1節 地震の想定条件	19
第2節 被害想定結果	21
第4章 風水害被害想定	22
第1節 洪水浸水想定区域等	22
第2節 土砂災害危険箇所	22
第2部 災害予防計画	23
第1章 災害に強い地域社会づくり	27
第1節 災害に強い人づくり	28
第2節 防災組織づくり	30
第3節 防災行動力の向上	32
第4節 調査研究の推進	34
第2章 災害に強いまちづくり	35
第1節 安全な市街地の形成	36
第2節 オープンスペースの確保	39

第3節	建築物の耐震性強化	41
第4節	ブロック塀・落下物対策	42
第5節	災害危険地域対策	44
第6節	文化財、図書館資料等災害対策	45

第3章	応急対策への備え	47
第1節	応急活動体制の確立	49
第2節	避難・輸送体制の整備	53
第3節	火災予防・危険物施設対策	59
第4節	医療救護体制の整備	62
第5節	要配慮者支援体制の整備	65
第6節	応急物資の供給体制の整備	70
第7節	ごみ・がれき・し尿処理対策	74
第8節	帰宅困難者対策	75
第9節	生活再建支援体制の整備	77

第3部	災害応急対策計画	79
-----	----------	----

第1章	地震応急対策計画	80
第1節	応急活動体制	81
第2節	災害情報の収集伝達	91
第3節	広報広聴対策	96
第4節	受援計画	98
第5節	自衛隊災害派遣	104
第6節	災害救助法の適用	106
第7節	消防活動	110
第8節	救急救助・医療救護・保健	112
第9節	避難	114
第10節	緊急輸送道路等の確保	124
第11節	緊急輸送	127
第12節	飲料水・食料・生活必需品の供給	128
第13節	要配慮者対策	133
第14節	環境衛生	137
第15節	遺体の捜索、処理及び埋・火葬	140
第16節	建築物、危険物施設等の応急対策	142
第17節	応急住宅対策	146
第18節	ライフラインの応急対策	148
第19節	文教対策	158
第20節	帰宅困難者対策	162
第21節	生活再建支援対策	164

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	167
第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	169
第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表に伴う対応	172
第3節 地震発生後の対応	172
第3章 風水害応急対策計画	173
第1節 応急活動体制	175
第2節 災害情報の収集伝達	178
第3節 広報広聴対策	186
第4節 受援計画	187
第5節 自衛隊災害派遣	188
第6節 災害救助法の適用	189
第7節 水防活動	190
第8節 救急救助・医療救護・保健	192
第9節 避難	193
第10節 緊急輸送道路等の確保	198
第11節 緊急輸送	199
第12節 飲料水・食料・生活必需品の供給	200
第13節 要配慮者対策	201
第14節 環境衛生	202
第15節 遺体の捜索、処理及び埋・火葬	203
第16節 建築物、農地農業関係の応急対策	204
第17節 応急住宅対策	207
第18節 ライフラインの応急対策	208
第19節 文教対策	209
第4章 一般事故応急対策計画	211
第1節 毒・劇物による人身被害対策	214
第2節 鉄道災害対策	215
第3節 放射性物質事故対策	219
第4節 大規模火災対策	223
第5節 道路災害対策	224
第4部 災害復旧復興対策計画	227
第1章 迅速な災害復旧	229
第1節 災害復旧事業計画の作成	230
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	231
第3節 災害復旧事業の実施	234

第2章 計画的な災害復興	235
第1節 復興プラン等の作成	235
第2節 市災害復興対策本部の設置	235
第3節 災害復興計画の策定	235
第4節 災害復興事業の実施	236
第3章 生活再建等の支援	237
第1節 義援金の受入配分	238
第2節 被災者の生活の確保	239
第3節 被災者への融資等	240
第4節 被災者の生活再建支援制度	242
第5部 その他自然災害対策計画	245
第1章 竜巻等突風対策	247
第1節 予防対策計画	247
第2節 応急対策計画	249
第3節 復旧対策計画	250
第2章 雪害対策	251
第1節 予防対策計画	252
第2節 応急対策計画	254
第3節 復旧対策計画	256
第3章 降灰対策	257
第1節 予防対策計画	258
第2節 応急対策計画	259
第3節 復旧対策計画	261
第4章 複合災害対策	262
第1節 予防対策計画	263
第2節 応急対策計画	264

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的と方針	3
第 1 節 計画の目的	3
第 2 節 計画の位置付け	3
第 3 節 地域防災計画改定の考え方	3
第 4 節 計画の策定体制	4
第 5 節 防災計画の構成と内容	5
第 6 節 防災計画の修正	5
第 7 節 防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の責務	6
第 2 章 市の概況	13
第 1 節 位置・地勢	13
第 2 節 自然条件	13
第 3 節 社会条件	14
第 4 節 既往災害	18
第 5 節 防災の取組	18
第 3 章 地震被害想定	19
第 1 節 地震の想定条件	19
第 2 節 被害想定結果	21
第 4 章 風水害被害想定	22
第 1 節 洪水浸水想定区域等	22
第 2 節 土砂災害危険箇所	22

第1章 計画の目的と方針

第1節 計画の目的

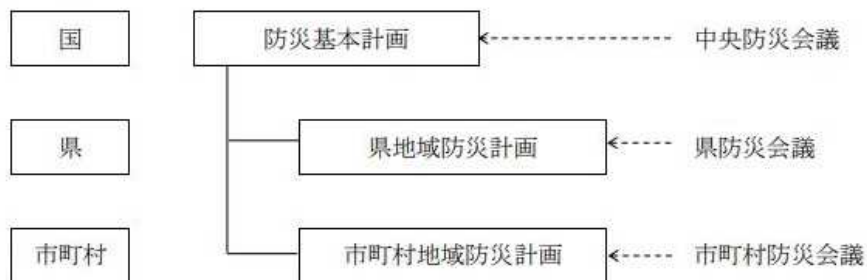
この計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、ふじみ野市防災会議が作成する計画であって、本市の地域の災害に係る予防対策、応急対策及び復旧復興対策に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、防災の万全を期することを目的とする。

第2節 計画の位置付け

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を作成し、その実務と対策を推進し、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

災害対策基本法によって定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。

図 国、県及び市の防災会議と防災計画の体系



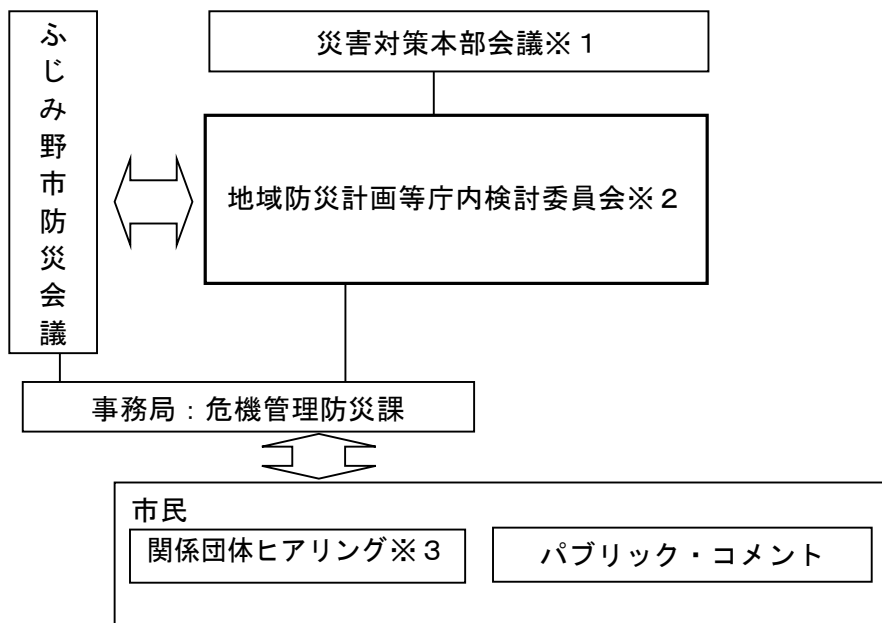
第3節 地域防災計画改定の考え方

災害対策基本法等の法令改正、埼玉県地域防災計画の修正、近年各地で発生した震災・風水害から得た教訓や課題、感染症対策、避難対策の充実等、更なる防災対策の強化を図ることで、被害の軽減や市民生活のさらなる安全を図ることを目的とする。

第4節 計画の策定体制

計画策定にあたっては、市防災会議の他に関係団体からの意見聴取やパブリック・コメントを行い、市民参加を促進し、市民との協働及び関係職員からなる庁内検討委員会を設置し、職員の意向を反映することによる計画づくりを行った。

図 計画策定体制図



※1 災害対策本部本部員（部長級の職員及び大井総合支所長）

※2 地域防災計画関係課長（必要に応じ担当者会議を開催）

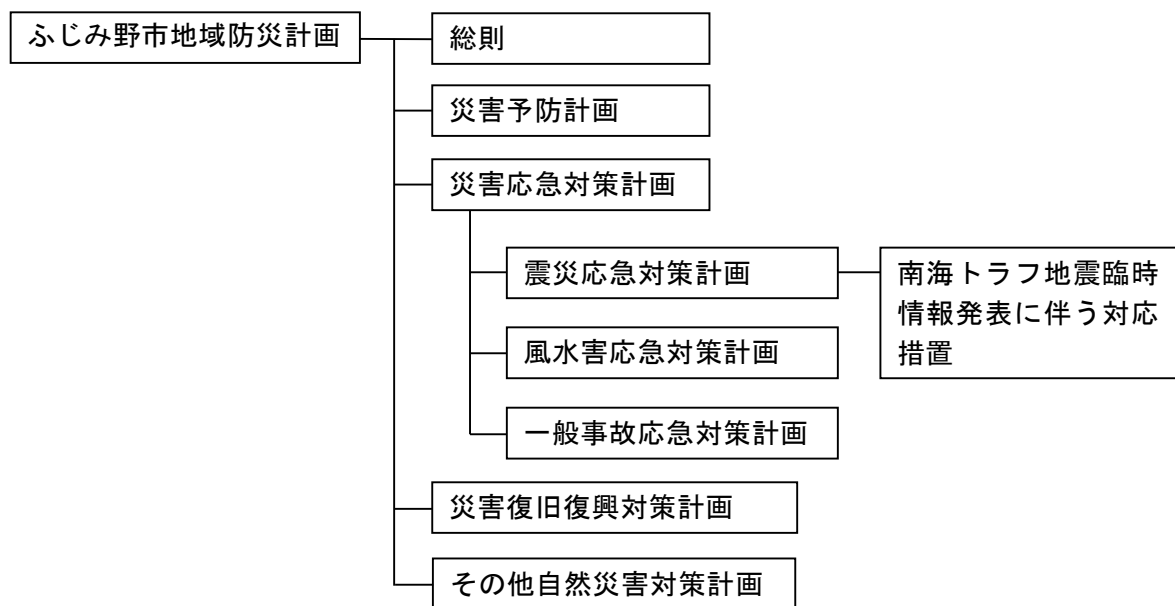
※3 自治組織、各福祉関係団体等

第5節 防災計画の構成と内容

この計画は、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧復興対策計画」、「その他自然災害対策計画」をそれぞれ定めたものであり、その構成・内容は、次のとおりである。

- ① 総則は、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、市の概況及び被害想定等、計画の基本的な条件を定める。
- ② 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、減災目標を定め、平常時において、実施すべき諸施策並びに施設の整備等についての計画とする。
- ③ 災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、これを防御し、発生した場合はその被害をできる限り軽減し、また、応急救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画とする。
- ④ 災害復旧復興対策計画は、災害により被害を受けた各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を予防するために必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業の計画とする。
- ⑤ その他自然災害対策計画は、竜巻等突風対策、雪害対策、降灰対策及び複合災害対策における予防・応急・復旧対策計画を整備する。

図 計画の体系



第6節 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要がある時は修正を行い、社会情勢の変化等に応じて常に有効な防災業務の遂行を図る。また、市の最上位計画の改訂にあわせて、市民、企業の参画を得て定期的な見直しを図る。

第7節 防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の責務

1 防災会議

区分	防災関係機関等
市の機関	市長、副市長、危機管理監、教育長、総合政策部、総務部、市民生活部、市民活動推進部、福祉部、こども・元気健康部、都市政策部、教育部、議会事務局
指定地方行政機関	厚生労働省埼玉労働局川越労働基準監督署 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
県の機関	埼玉県南西部地域振興センター 埼玉県川越県土整備事務所 埼玉県川越農林振興センター 埼玉県朝霞保健所
警察機関	東入間警察署
消防機関	入間東部地区事務組合（消防） ふじみ野市消防団
指定公共機関	東日本電信電話株式会社埼玉事業部 東京電力パワーグリッド株式会社志木支社
指定地方公共機関	東武鉄道株式会社 一般社団法人埼玉県トラック協会川越支部 武州ガス株式会社 ふじみ野市医師会
その他	自主防災組織 学識経験者

2 業務の大綱

(1) 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
ふじみ野市	【予防対策】 ・防災に関する市民への啓発及び教育に関すること ・防災に関する組織の整備に関すること ・防災に関する訓練の実施に関すること ・防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること ・防災に関する施設及び設備等の整備点検に関すること ・災害発生時に災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること 【応急対策】 ・警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関すること ・消防、水防その他の応急処置に関すること ・被災者の救助及び避難その他の保護に関すること ・災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること ・施設及び設備の応急復旧に関すること ・施設及び防疫その他の保健衛生処置に関すること ・緊急輸送の確保に関すること ・前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための処置に関すること 【復旧復興対策】 ・復旧、復興に向けた被災者の生活支援に関すること ・被災施設の復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良に関すること

(2) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
農林水産省関東農政局	【予防対策】 ・地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること 【応急対策】 ・管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること ・飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること ・農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること ・営農技術指導、家畜の移動に関すること ・災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること ・応急用食料・物資の支援に関すること ・農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
農林水産省関東農政局	・食品の需給・価格動向や表示等に関する事 ・関係職員の派遣に関する事 【復旧復興対策】 ・農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事 ・災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
厚生労働省埼玉労働局 川越労働基準監督署	・工場、事業所における労働災害の防止に関する事
熊谷地方気象台	・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
総務省関東総合通信局	・非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 ・災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関する事 ・災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出に関する事 ・非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 ・電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
国土地理院 関東地方測量部	・災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 ・災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する事 ・地殻変動の監視に関する事
環境省 関東地方環境事務所	・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事 ・廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事 ・行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事
防衛省北関東防衛局	・災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事 ・災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所	【災害予防対策】 ・防災上必要な教育・訓練に関する事 ・水防に関する施設・設備の整備に関する事 ・災害危険区域の把握又は指導に関する事 ・再発防止対策の実施に関する事 【災害応急対策】 ・災害に関する予報・警報の発表及び法律に関する事 ・災害に関する情報の収集及び広報に関する事 ・水防活動の指導に関する事 ・災害時における応急工事に関する事 ・樋管、樋門の管理に関する事 ・被災者や被災事業者への措置に関する事 【災害復旧】 ・災害復旧工事の施工に関する事 ・再度災害防止工事の施工に関する事

(3) 埼玉県

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉県南西部地域振興センター	・防災基地の開設に関する事 ・市町村との連絡調整に関する事 ・市町村の災害応急対策業務の支援に関する事 ・市町村と連携した帰宅困難者対策に関する事 ※ 現地対策本部設置時は、以下の業務が追加される。 ・被災地における関係機関との連絡調整に関する事 ・災害応急対策に関する事 ・本部への災害応急対策の実施状況等の報告に関する事 ・防災基地備蓄物資の市町村への配分に関する事 ・その他災害応急対策に必要な事務に関する事
埼玉県川越県土整備事務所	・降水量及び水位等の観測通報に関する事 ・洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事 ・水こう門及び排水機場に関する事 ・水防管理団体との連絡指導に関する事 ・河川、道路及び橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関する事
埼玉県川越農林振興センター	・農畜林水産被害の状況の調査に関する事 ・農業災害融資に関する事 ・農作物病虫害防除対策及び指導に関する事
埼玉県朝霞保健所	・保健衛生関係の被害状況の収集に関する事 ・医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あつ旋に関する事 ・各種消毒に関する事 ・細菌及び飲料水の水質検査に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉県朝霞保健所	・そ族、昆虫駆除に関すること ・感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること ・災害救助食品の衛生に関すること ・災害時の上下水道の復旧清掃に関すること ・病院、診療所及び助産所に関すること ・罹災者の医療その他の保健衛生に関すること
埼玉県西部福祉事務所	・高齢者施設の被害状況の収集に関すること ・障害者施設の被害状況の収集に関すること

(4) 警察機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東入間警察署	・防災思想の普及に関すること ・危険地域の調査に関すること ・被害状況の調査及び報告に関すること ・人命の救助に関すること ・交通規制及び緊急輸送車両の確認に関すること ・遺体の検視（見分）に関すること ・危険物の取締りに関すること ・被災地における犯罪の予防及び取締りに関すること ・災害広報に関すること ・他機関の行う救助活動及び防御活動の協力に関すること

(5) 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
入間東部地区事務組合 (消防)	・防災に関する予防普及に関すること ・消防、水防その他応急措置に関すること ・避難及び応急救助に関すること ・災害に関する情報の伝達及び被害調査に関すること
ふじみ野市消防団	・防災に関する予防普及に関すること ・消防、水防その他応急措置に関すること ・避難及び応急救助に関すること ・災害に関する情報の伝達及び被害調査に関すること

(6) 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 上福岡郵便局	- 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること - 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救護用郵便物の料金免除並びに被災者に対する郵便葉書・郵便書簡の無償交付に関すること
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	- 電気通信設備の整備に関すること - 非常緊急通話等の確保に関すること - 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
東京電力パワーグリッド株式会社志木支社	- 災害時における電力供給に関すること - 被災電力供給設備の応急対策及び災害復旧に関すること
日本赤十字社埼玉県支部	- 義援金品の受領、配付及び募金に関すること - 災害時における救護班の編成及び医療助産救護の実施に関すること
東日本高速道路株式会社	高速自動車道（関越自動車道）に係る - 災害防止に関すること - 被災点検、応急復旧工事等に関すること - 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること - 災害復旧工事の施行に関すること

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東武鉄道株式会社	- 鉄道施設等の安全保安に関すること - 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
一般社団法人埼玉県トラック協会川越支部	- 災害時における物資の輸送に関すること - 災害時の資機材、人員の応急輸送対策に関すること。
武州ガス株式会社 一般社団法人埼玉県LPガス協会川越支部	- 災害時におけるガスの供給に関すること - 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
ふじみ野市医師会 入間郡市歯科医師会第6支部	- 医療救護活動の協力に関すること - 防疫及びその他保健衛生活動の協力に関すること

(8) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
J Aいるま野	- 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること - 農作物の災害応急対策の指導に関すること - 被災農家をはじめ地域に対する融資あつ旋に関すること - 農業生産資材及び農家生活資材の確保・あつ旋に関すること - 農作物の需給調整に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉県社会福祉協議会	・災害ボランティアに関すること
ふじみ野市社会福祉協議会	・災害ボランティアセンターに関すること
NPO法人	・市が実施する応急対策についての協力に関すること
ふじみ野市商工会	・市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あつ旋等の協力に関すること ・災害時における物価安定についての協力に関すること ・救助用物資及び復旧資材の確保についての協力、あつ旋に関すること
病院等の管理者	・避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ・被災時の病人等の収容及び保護・被害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
ふじみ野市薬剤師会	・医薬品の調達・供給に関すること
社会福祉施設管理者	・避難施設の整備と避難等の訓練に関すること ・災害時における収容者の保護に関すること
金融機関	・被災事業者等に対する資金の融資に関すること
学校法人	・避難施設の整備と避難等の訓練に関すること ・被災時における教育対策に関すること ・被災施設の災害復旧に関すること
自治組織、自主防災組織等の団体	・市が実施する応急対策についての協力に関すること

(9) その他の団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
その他の団体	・その施設が被害を受けることにより、一般の他の被害を一層拡大するおそれのある事業所等の管理者は、この計画に基づきそれぞれ防災に関し施設保護を考慮するものとする。 ・災害により多人数の避難所となる建築物の管理者等は、この計画に基づき、防災業務を行うものとする。

3 市民及び事業所の責務

阪神・淡路大震災や東日本大震災にみるように、大規模地震の発生時間や規模によっては、行政の対応が困難な場合もあり、市民自身が協力し合い、安全の確保を図る体制をつくることが大切である。

そのために、市民は、平常時から家族や地域における連絡、安否確認、救護及び情報の入手方法などについて話し合い、自ら安全の確保を図るとともに、災害時には相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保を図る。事業者は、市等の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害を防止するために最大の努力を行う。

市民及び事業者は、市民自治による防災活動を基本に相互に協力し、日頃から災害に強い地域づくりと災害への備えを行う。

第2章 市の概況

第1節 位置・地勢

平成17年10月1日、上福岡市と大井町が合併し、新市「ふじみ野市」が誕生した。

ふじみ野市は、都心から30km圏内、さいたま新都心から10kmに位置し、北と西は川越市、南は三芳町、東は富士見市に隣接している。

気候は、太平洋側気候で、冬季は強い北西の季節風と晴天の日が多く、夏は高温になり、降雨量も比較的多いのが特徴である。

図 ふじみ野市の位置



(出典：ふじみ野市ホームページ)

第2節 自然条件

東西が約7.5km、南北が約6.0km、市の面積は14.64km²で、市の西部は武蔵野台地北東縁部、東部は荒川低地に位置する。台地の構成層は関東ローム層、荒川低地の構成層は1万年前以後の第四紀層である。

地質は関東ローム層で、北部市境に沿って南北に流れている新河岸川は、江戸時代から昭和初期にかけて江戸を結んで栄えたが、九十九曲がりと呼ばれるほど蛇行しており、明治43年には大水害を引き起こしたため、その後は護岸工事が進められた。市の北東部地域では、このような地形を利用して水田が広がり、また、新河岸川沿いの自然堤防には斜面林などの自然環境も残っている。市の西部地域では、武蔵野の面影を残す畑や雑木林など、緑豊かな環境が残っている。



〔新河岸川〕



〔大井戸跡（復元）〕

第3節 社会条件

※改定時において記載情報の最新化を予定

1 人口

人口は微増、高齢化率が高まる

近年の総人口は年々微増傾向にあり、令和4年1月1日現在、114,279人であり、年齢別人口は年少人口（0～14歳）が14,346人、生産年齢人口（15～64歳）が70,844人、高齢人口（65歳以上）が29,089人となっている。総人口に占める推移を見ると、年少人口は減少傾向、生産年齢人口は増加傾向、高齢人口も増加傾向である。

世帯数は増加傾向にあり、令和4年4月1日現在では、53,465世帯、世帯当たり人口は2.14人であり、単身世帯や小規模世帯の増加がうかがえる。

表 総人口の推移

年	世帯	人口				人口密度 (1K㎡当たり)	1世帯当たり の人口
		年少人口	生産年齢 人口	高齢人口	総 数		
平成30年	51,039	15,253	70,650	28,155	114,058	7,774.9	2.23
平成31年	51,686	15,130	70,674	28,488	114,292	7,790.9	2.21
令和2年	52,363	14,776	70,770	28,760	114,306	7,791.8	2.18
令和3年	53,040	14,642	70,833	29,082	114,557	7,808.9	2.16
令和4年	53,465	14,346	70,844	29,089	114,279	7,790.0	2.14

※「統計ふじみ野」に基づいて作成

2 土地利用

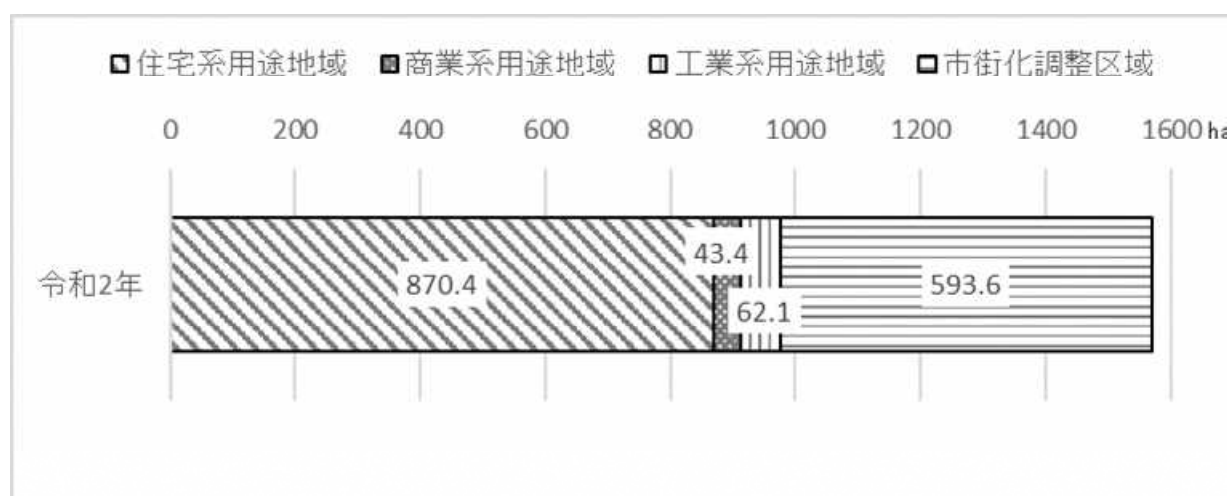
※改定時において記載情報の最新化を予定

集積度の高い住宅市街地を形成、東部と西部に農地が広がり、豊かな自然がある

区域区分別面積では、市街化区域が 59.5%、市街化調整区域が 40.5%であり、市街化区域は住宅系用途地域が大半を占め、ふじみ野駅、上福岡駅周辺を中心に集積度の高い市街地を形成している。市街化調整区域は市の東部と西部の田園地域に指定されており、農業、緑地環境を保全している。

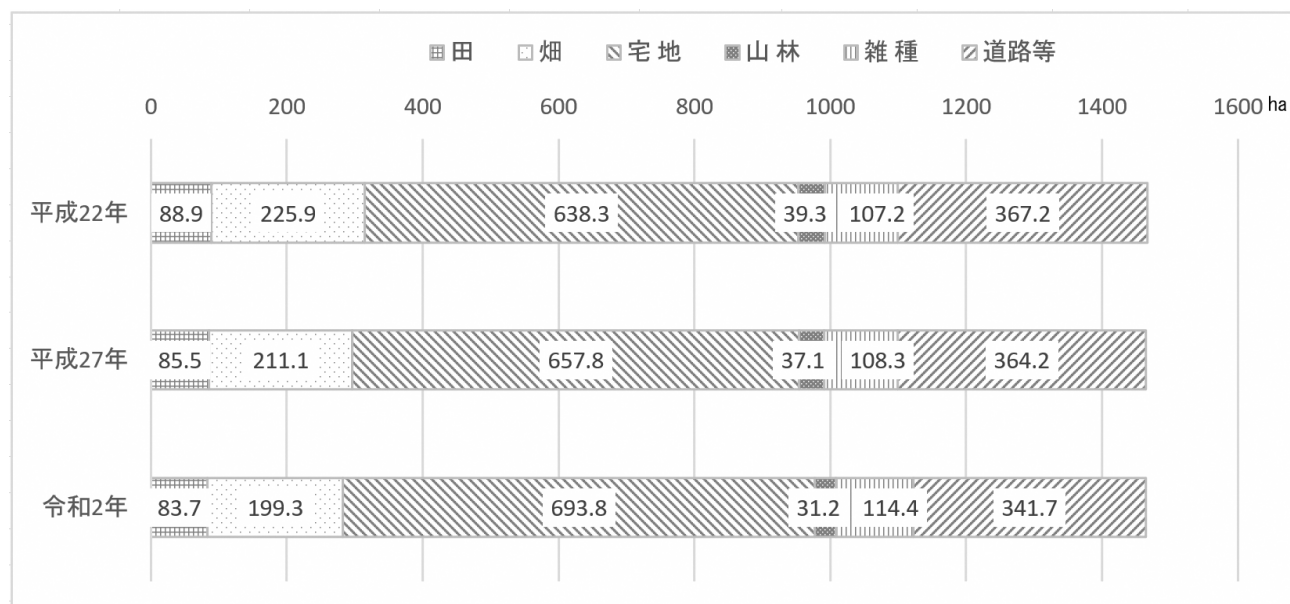
地目別面積の推移を見ると田畑の減少が目立ち、田は平成 22 年の 88.9ha から令和 2 年には 83.7ha と対平成 22 年比で 5.2%減、畑は 225.9ha から 199.3ha で 11.8%の減、山林は 39.3ha から 31.2ha で 20.6%の減となっている。一方で宅地や雑種地の地目が増加している。

図 区域区分別面積



(「統計ふじみ野」より作成)

図 地目別面積の推移



(「統計ふじみ野」より作成)

3 地区別特性

※改定時において記載情報の最新化を予定

駅周辺はマンション立地による高密度な市街地を形成、戸建て住宅の密集地も見られる。

道路が狭くて、高齢化率が高い地区がある。

表 地区別人口（令和3年1月時点）

町（丁）字名	面積 (ha)	人口	人口 密度	高齢 人口率	町（丁）字名	面積 (ha)	人口	人口 密度	高齢 人口率
上福岡一丁目	15.5	2,345	151	26.1%	築地二丁目	3.1	375	121	21.3%
上福岡二丁目	6.4	782	122	30.6%	築地三丁目	4.6	602	131	16.3%
上福岡三丁目	10.5	1,821	173	27.4%	谷田一丁目	1.0	119	119	7.6%
上福岡四丁目	8.6	1,502	175	29.2%	谷田二丁目	4.1	431	105	22.0%
上福岡五丁目	10.2	1,229	120	24.9%	福岡一丁目	10.1	333	33	9.3%
上福岡六丁目	8.1	1,043	129	28.5%	福岡二丁目	24.1	54	2	0.0%
大原一丁目	11.7	1,902	163	29.9%	福岡三丁目	6.4	479	75	33.8%
大原二丁目	10.6	885	83	32.2%	元福岡一丁目	3.9	555	142	36.9%
南台一丁目	10.7	1,951	182	27.1%	元福岡二丁目	5.8	657	113	38.8%
南台二丁目	7.5	1,239	165	31.1%	元福岡三丁目	6.3	404	64	31.2%
福岡中央一丁目	5.3	590	111	25.3%	上野台一丁目	11.0	2,864	260	33.2%
福岡中央二丁目	8.5	1,499	176	31.0%	上野台二丁目	4.8	1,306	272	9.1%
北野一丁目	7.4	1,305	176	33.9%	上野台三丁目	8.2	198	24	7.1%
北野二丁目	10.0	1,817	182	31.2%	霞ヶ丘一丁目	7.0	1,778	254	31.5%
西一丁目	11.4	1,768	155	24.3%	霞ヶ丘二丁目	5.8	1,146	198	16.7%
西二丁目	11.1	1,819	164	23.5%	霞ヶ丘三丁目	5.9	1,853	314	27.1%
新田一丁目	7.2	1,343	187	20.2%	駒林元町一丁目	3.7	209	56	12.4%
新田二丁目	5.5	997	181	26.0%	駒林元町二丁目	2.6	99	38	4.0%
福岡新田	25.8	88	3	5.7%	駒林元町三丁目	4.3	451	105	5.3%
本新田	2.4	244	102	21.3%	駒林元町四丁目	3.7	469	127	16.0%
水宮	3.4	411	121	35.0%	鶴ヶ岡一丁目	11.0	1,314	119	21.7%
福岡	73.9	486	7	29.0%	鶴ヶ岡二丁目	13.0	1,372	106	13.5%
福岡武蔵野	4.6	764	166	33.8%	鶴ヶ岡三丁目	13.2	1,122	85	23.4%
川崎	40.9	499	12	34.7%	鶴ヶ岡四丁目	11.6	1,819	157	21.8%
中福岡	25.1	562	22	31.9%	鶴ヶ岡五丁目	13.9	1,891	136	8.6%
池上	1.9	140	74	18.6%	西鶴ヶ岡一丁目	15.2	0	0	0.0%
丸山	7.9	1,516	192	29.6%	西鶴ヶ岡二丁目	11.1	1,711	154	32.2%
駒林	67.7	1,080	16	30.8%	緑ヶ丘一丁目	7.5	653	87	22.1%
駒西一丁目	4.1	733	179	31.1%	緑ヶ丘二丁目	10.9	1,053	97	33.0%
駒西二丁目	3.7	608	164	27.5%	鶴ヶ舞一丁目	8.8	1,487	169	27.8%

町（丁）字名	面積 (ha)	人口	人口 密度	高齢 人口率	町（丁）字名	面積 (ha)	人口	人口 密度	高齢 人口率
駒西三丁目	6.1	529	87	27.4%	鶴ヶ舞二丁目	4.8	478	100	20.3%
新駒林一丁目	4.0	601	150	27.0%	鶴ヶ舞三丁目	4.7	306	65	26.1%
新駒林二丁目	4.5	278	62	11.9%	東久保一丁目	7.3	1,736	238	25.2%
新駒林三丁目	5.9	889	151	17.7%	ふじみ野一丁目	10.0	920	92	15.5%
新駒林四丁目	3.6	450	125	27.3%	ふじみ野二丁目	16.0	1,406	88	11.9%
清見一丁目	4.2	260	62	28.8%	ふじみ野三丁目	7.0	270	39	6.7%
清見二丁目	4.6	549	119	23.9%	ふじみ野四丁目	6.2	437	70	17.4%
清見三丁目	4.0	429	107	34.5%	亀久保一丁目	6.9	844	122	24.6%
清見四丁目	1.8	141	78	37.6%	亀久保二丁目	9.4	1,142	121	20.3%
富士見台	8.2	1,373	167	31.5%	亀久保三丁目	11.2	941	84	20.9%
川崎一丁目	2.4	300	125	33.7%	亀久保四丁目	10.7	739	69	21.0%
川崎二丁目	2.8	274	98	24.5%	大井中央一丁目	12.8	616	48	29.2%
仲一丁目	3.3	381	115	26.8%	大井中央二丁目	8.7	970	111	33.5%
仲二丁目	3.2	276	86	26.8%	大井中央三丁目	8.0	1,153	144	29.7%
仲三丁目	3.1	369	119	33.1%	大井中央四丁目	7.5	692	92	25.4%
滝一丁目	5.7	426	75	16.7%	桜ヶ丘一丁目	7.8	1,196	153	34.9%
滝二丁目	4.5	423	94	24.8%	桜ヶ丘二丁目	5.8	1,018	176	36.5%
滝三丁目	4.1	299	73	29.1%	桜ヶ丘三丁目	10.3	1,434	139	29.4%
上ノ原一丁目	4.1	655	160	19.2%	旭一丁目	7.8	720	92	16.0%
上ノ原二丁目	3.0	433	144	23.1%	苗間一丁目	5.9	600	102	14.0%
上ノ原三丁目	3.4	515	151	27.2%	大井一丁目	7.1	348	49	18.1%
西原一丁目	5.0	707	141	19.1%	大井二丁目	13.0	1,136	87	12.2%
西原二丁目	5.4	474	88	22.2%	うれし野一丁目	7.9	788	100	9.3%
長宮一丁目	4.0	236	59	26.3%	うれし野二丁目	10.5	1,562	149	16.9%
長宮二丁目	4.3	431	100	21.8%	市沢一丁目	8.5	1,008	119	16.1%
松山一丁目	2.4	325	135	22.2%	市沢二丁目	6.4	1,173	183	12.0%
松山二丁目	3.6	473	131	19.5%	市沢三丁目	9.4	1,678	179	17.5%
中丸一丁目	3.8	380	100	15.0%	亀久保	157.1	4,942	31	33.5%
中丸二丁目	2.3	209	91	21.1%	大井	100.3	3,554	35	24.6%
花ノ木一丁目	1.7	125	74	17.6%	苗間	57.4	4,985	87	28.4%
花ノ木二丁目	0.2	***	***	***	大井武蔵野	110.2	1,964	18	34.6%
中ノ島一丁目	3.2	234	73	23.1%	西鶴ヶ岡	11.4	325	29	41.8%
築地一丁目	3.4	260	76	19.2%	合計	1,464	114,557	78.2	25.4%

本市の人口密度の平均は令和3年1月時点で78.2人／haであるが、東武東上線の上福岡駅、ふじみ野駅周辺を中心に高密度の市街地が形成されている。

人口密度が高い地区を順に並べると、314人／haの霞ヶ丘三丁目以下、上野台二丁目、上野台一

丁目、霞ヶ丘一丁目、東久保一丁目、霞ヶ丘二丁目、丸山、新田一丁目、市沢二丁目、南台一丁目、北野二丁目となる。

ふじみ野市の高齢人口率は令和3年1月時点で25.4%であるが、西鶴ヶ岡では高齢人口率が最も高い41.8%で、30%を超える地区は、元福岡二丁目、清見四丁目、元福岡一丁目、桜ヶ丘二丁目、水宮、桜ヶ丘一丁目、川崎、大井武蔵野、清見三丁目、北野一丁目、福岡三丁目、福岡武蔵野、川崎一丁目、亀久保、大井中央二丁目、上野台一丁目、仲三丁目、緑ヶ丘二丁目、西鶴ヶ岡二丁目、大原二丁目、中福岡、富士見台、霞ヶ丘一丁目、北野二丁目、元福岡三丁目、駒西一丁目、南台二丁目、福岡中央二丁目、駒林、上福岡二丁目となる。

第4節 既往災害

1 地震災害

関東地方に甚大な被害を与えた大正12年の関東大震災では、本市は建物及び人的被害は軽微で、上福岡地区の記録に被害額として130,750円の記載がある。

その後の地震による被害は記録されていない。

2 風水害

昭和57年の台風18号による被害が大きく、床上床下浸水約350箇所、田畑の冠水9.5ha、道路冠水5箇所、一部土砂崩れなどの被害が出ている。

平成29年台風21号では、床上浸水233棟、床下浸水91棟の被害が発生した。

令和元年台風19号では、床上浸水75棟、床下浸水244棟、一部破損25棟の被害が発生した。

第5節 防災の取組

1 自主防災組織

令和4年4月現在、本市の自主防災組織は58団体で組織率は100%であり、県平均（令和3年4月1日現在）91.9%を上回っている。

表 自主防災組織の市町村別組織率

市名	管内世帯数	組織されている地域 世帯数	組織率	自主防災組織数
埼玉県	3,390,385	3,115,152	91.9%	5,805
ふじみ野市	53,465	53,465	100.0%	58

※埼玉県は令和3年4月1日現在（年次報告書「埼玉の震災対策」参照）、本市は令和4年4月1日現在

※組織されている地域の世帯数とは、その地域に自主防災組織があれば未加入も含めたその地域全体の世帯数

2 市総合防災訓練の実施

平成24年度から年1回、全市民参加型の災害対策本部運営訓練、市各応急対策班実動訓練、市内全避難所の開設運営訓練を実施している。

第3章 地震被害想定

第1節 地震の想定条件

計画の前提となる地震と被害想定は、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査（以下「県被害想定調査」）に基づくものとする。県被害想定調査では、下表に示す5タイプの地震について被害想定を行っているが、ふじみ野市における被害想定は、比較的切迫性が高い「東京湾北部地震」とこの地震による被害を前提とする。この地震による震度は、ふじみ野市では大半が震度5強、一部震度6弱となる。一方、県被害想定調査は、活断層型地震の想定も行っており、地震発生確率は極めて低いがふじみ野市の被害が大きくなる「関東平野北西縁断層帯地震（中央）」とこの地震による被害想定も考慮に入れるものとする。この地震による震度は、大半が震度6弱、一部6強となる。震度6弱の被害状況の目安は下表のとおりである。

表 平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査の対象とした地震

地震の種別		検討内容	想定等の概要
海溝型	東京湾北部地震[M7.3]	再検証	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映（東京湾北部地震の震源深さは、従来の想定よりも浅くなった。）
	茨城県南部地震[M7.3]	再検証	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震[M8.2] 【相模湾～房総沖】	新規	首都圏に大きな被害をもたらしたとされる元禄地震（関東大震災）を想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震[M8.1]	変更	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0.008%以下
	立川断層地震[M7.4]	再検証	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：2%以下

（「埼玉県地震被害想定調査の結果について」より作成）

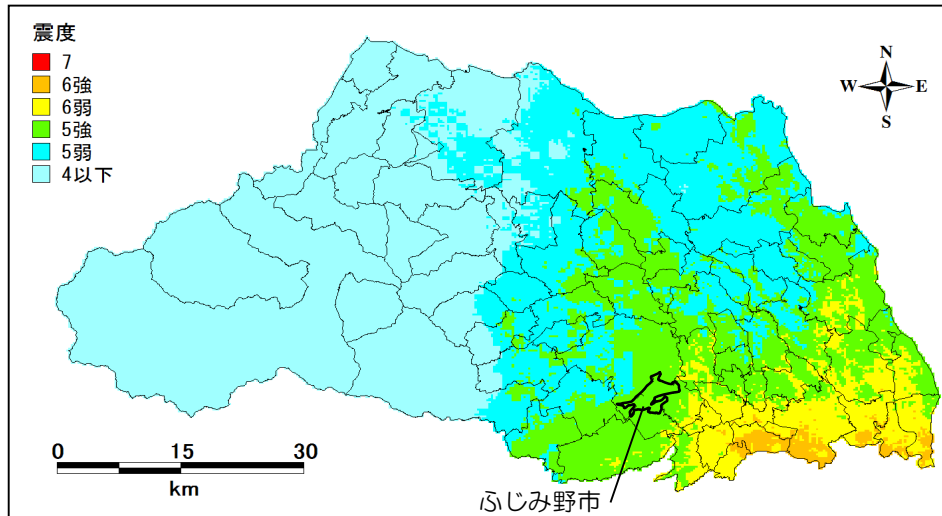
表 気象庁震度階級関連解説表

震度	6弱
人間	立っていることが困難になる。
屋内の状況	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。
屋外の状況	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
木造建造物	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。
鉄筋コンクリート建造物	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。
ライフライン	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]
地盤斜面	地割れや山崩れなどが発生することがある。

図 ふじみ野市が対象とする地震の想定震度

東京湾北部地震（マグニチュード 7.3）【県被害想定調査】

※今後 30 年間に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%

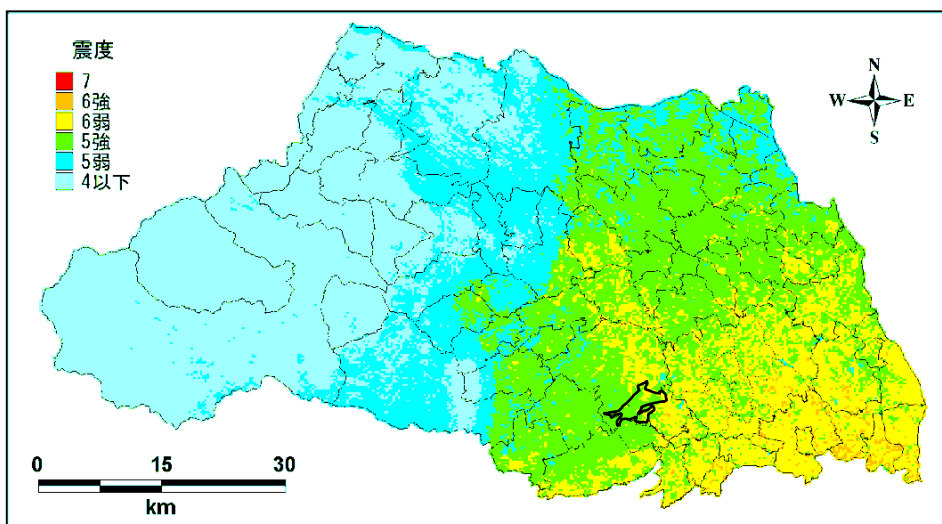


震度6強の領域は南東部県境から概ね4kmの範囲に集中する。

震度6弱の領域は、南東部県境から概ね10kmの範囲に集中し、概ね20kmの範囲に散在する。

ふじみ野市は、大半が震度5強、一部6弱。

【H19.9 調査】



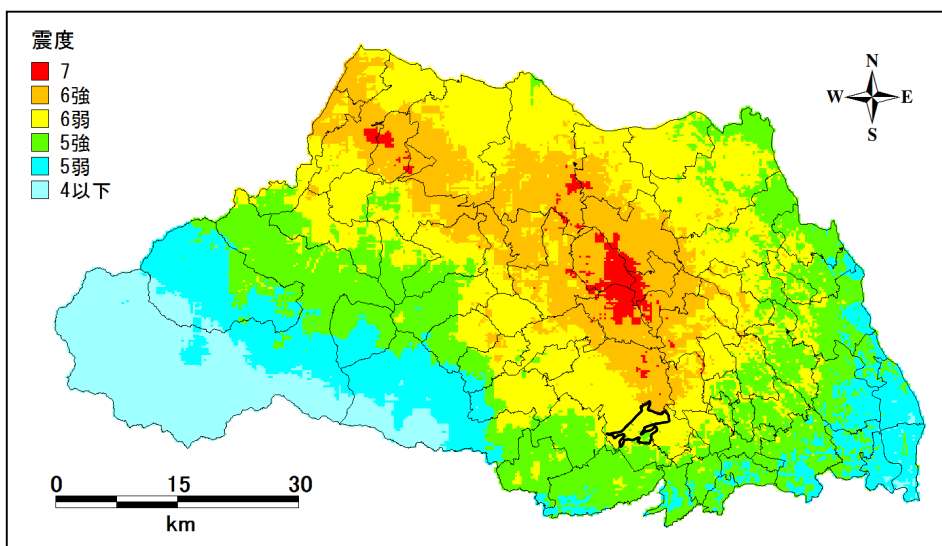
震度6強の領域は、南東部県境から概ね10kmの範囲に散在する。

震度6弱の領域は、南東部県境から概ね35kmの範囲に散在する。

ふじみ野市は、大半が震度5強、一部6弱。

関東平野北西縁断層帯地震（中央）【県被害想定調査】

※今後 30 年間に地震発生確率：ほぼ0～0.008%



〔破壊開始点：中央〕
吉見町・川島町を中心とした領域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布する。

県内の広域に震度6弱が分布する。

ふじみ野市は、大半が震度6弱、一部6強。

第2節 被害想定結果

東京湾北部地震及び関東平野北西縁断層帯地震（中央）による被害想定は、下表のとおりである。東京湾北部地震では、平成19年に比べ平成25年の被害想定において被害が少ない理由として、震源の深度が浅く、震度6の範囲が県南地域に集中したことによる。

また、関東平野北西縁断層帯地震（中央）は今後30年以内の地震発生確率が0.008%以下と極めて低い、本市における被害想定が最も大きくなるため、減災目標や備蓄品の確保等に係る参考データとして考慮する。

表 ふじみ野市における主要な被害想定結果

想定地震		東京湾北部地震 (平成19年)	東京湾北部地震 (平成25年)	関東平野北西縁断層帯地震（中央）
震度		大半が震度5強、 一部震度6弱	大半が震度5強、 一部震度6弱	大半が震度6弱、 一部震度6強
全壊棟数(揺れ+液状化)		23棟	2棟	249棟
半壊棟数(揺れ+液状化)		453棟	95棟	1,812棟
焼失棟数	冬18時・8m/s	0棟	79棟	388棟
死者数	夏12時・8m/s	1人	0人	9人
	冬5時・8m/s	1人	0人	18人
	冬18時・8m/s	2人	0人	13人
負傷者数	夏12時・8m/s	57人	16人	170人
	冬5時・8m/s	77人	15人	306人
	冬18時・8m/s	82人	20人	223人
断水人口（1日後）		46,983人	21,668人	11,630人
避難者数（1日後）：冬18時・8m/s		11,363人	305人	2,846人
避難者数(1週間後)：冬18時・8m/s		—	1,739人	3,654人
帰宅困難者数：夏12時		21,188人	7,305人	7,305人

全壊棟数・半壊棟数：地震動による揺れと液状化による被害棟数

全壊：損壊が甚だしく補修により再使用することが困難なもの

半壊：損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもの

死者数・負傷者数：建物倒壊、急傾斜地、ブロック塀等、火災による被害の合計数

断水人口：配水管の揺れ、液状化による被害から設定

避難者数：全壊、半壊、焼失、断水状況による避難人数

帰宅困難者数：鉄道不通等による自宅に帰れない者

（「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」による）

第4章 風水害被害想定

第1節 洪水浸水想定区域等

1 荒川

国土交通省が荒川水系荒川洪水浸水想定区域図を公表している。

荒川流域の72時間総雨量632mm（想定最大規模降雨※）に伴う洪水により、荒川が氾濫した場合を想定している。

2 入間川

国土交通省が荒川水系入間川洪水浸水想定区域図を公表している。

入間川流域の72時間総雨量740mm（想定最大規模降雨※）に伴う洪水により、入間川が氾濫した場合を想定している。

3 新河岸川

埼玉県が荒川水系新河岸川洪水浸水想定区域図、荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図を公表している。

新河岸川流域の2日間雨量746mm（想定最大規模降雨※）に伴う洪水により、新河岸川流域又は新河岸川で破堤等させた時及び越水又は溢水させた場合を想定している。

※想定最大規模降雨：近隣の流域等における降雨が同じように発生すると考え、国内を降雨特性が類似するいくつかの地域に分割し、その地域内で観測された最大となる降雨のこと。

第2節 土砂災害危険箇所

本市内には、建設省砂防課長通達に基づき、平成15年3月に県より急傾斜地崩壊危険箇所として公表された場所が1箇所ある。

当該地については、平成21年度に県による土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域指定のための基礎調査の結果、指定要件を満たさなかったため、区域指定の対象外となった。

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強い地域社会づくり	27
第1節 災害に強い人づくり	28
第2節 防災組織づくり	30
第3節 防災行動力の向上	32
第4節 調査研究の推進	34
第2章 災害に強いまちづくり	35
第1節 安全な市街地の形成	36
第2節 オープンスペースの確保	39
第3節 建築物の耐震性強化	41
第4節 ブロック塀・落下物対策	42
第5節 災害危険地域対策	44
第6節 文化財、図書館資料等災害対策	45
第3章 応急対策への備え	47
第1節 応急活動体制の確立	49
第2節 避難・輸送体制の整備	53
第3節 火災予防・危険物施設対策	59
第4節 医療救護体制の整備	62
第5節 要配慮者支援体制の整備	65
第6節 応急物資の供給体制の整備	70
第7節 ごみ・がれき・し尿処理対策	74
第8節 帰宅困難者対策	75
第9節 生活再建支援体制の整備	77

1 災害予防計画の目標

災害予防計画は、日頃から安全な地域社会とまちを形成することにより、災害時の被害を最小限に抑えるための計画であり、また災害時の応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、事前の準備を行う計画であることから、以下の4つを目標とした計画とする。

【災害予防計画の目標】

- ① 災害に強い地域社会を形成する
- ② 災害に強いまちをつくる
- ③ 応急対策活動に対応した備えをつくる
- ④ 減災目標を設定し、実現に向けた取組を具体化する

2 災害予防計画の構成

災害予防計画の目標を具体化するために、4つの目標に応じて、講じる対策の内容を明らかにする。そのための計画の構成は以下のとおりである。なお、④減災目標は、第1章から第3章の講じる対策により、実現する。

【災害予防計画の構成】

第1章 災害に強い地域社会づくり

- 第1節 災害に強い人づくり
- 第2節 防災組織づくり
- 第3節 防災行動力の向上
- 第4節 調査研究の推進

第2章 災害に強いまちづくり

- 第1節 安全な市街地の形成
- 第2節 オープンスペースの確保
- 第3節 建築物の耐震性強化
- 第4節 ブロック塀・落下物対策
- 第5節 災害危険地域対策
- 第6節 文化財、図書館資料等災害対策

第3章 応急対策への備え

- 第1節 応急活動体制の確立
- 第2節 避難・輸送体制の整備
- 第3節 火災予防・危険物施設対策
- 第4節 医療救護体制の整備
- 第5節 要配慮者支援体制の整備
- 第6節 応急物資の供給体制の整備
- 第7節 ごみ・がれき・し尿処理対策
- 第8節 帰宅困難者対策
- 第9節 生活再建支援体制の整備

3 減災目標の設定

発生の可能性の高い東京湾北部地震を想定し、減災目標を以下のように設定する。

目標項目	目標値	実現のための対策
死者の半減	0人→0人 (18人→9人)	・建物耐震化の促進 ・家具等の転倒防止対策の推進 ・公共施設等における避難誘導訓練等
負傷者の半減	20人→10人 (306人→153人)	
全壊棟数の半減	2棟→1棟 (249棟→125棟)	・旧耐震建物の診断の普及 ・建物耐震化の支援等
半壊棟数の半減	95棟→48棟 (1,812棟→906棟)	
焼失棟数の半減	79棟→39棟 (388棟→194棟)	・建物の不燃化の促進 ・消火設備の配備 ・消火訓練による防災力向上

※（ ）内は関東平野北西縁断層帯地震（中央）による被害想定であり、参考データとして考慮する。

4 災害予防計画の実施

対策内容の実施に当たっては、対策の必要性、有効性を検討し、優先順位を明らかにして、市の最上位計画及び実施計画と連携し、具体化を図るものとする。

第1章 災害に強い地域社会づくり

■計画の方針

災害に対応する日頃の地域コミュニティのあり方が重要であり、地域社会を構成する市民、職員、事業者など様々な主体が、日頃から災害に対する意識を持ち、災害時には協力して活動することが大切である。そのために、市民、職員、事業所に対して災害予防や災害時の行動に必要な知識の啓発を進め、防災への理解を深めるとともに、防災組織の育成と組織間の協力体制づくりを推進する。

また、日常的に災害に関する情報や国、地方自治体の取組の情報を把握するとともに、災害に関する計画的な調査・研究を行い、市民への情報提供を推進する。

■計画の体系

章	節	項目
第1章 災害に強い地域社会づくり	第1節 災害に強い人づくり	第1項 市民の育成 第2項 職員の育成 第3項 防災リーダー等の育成
	第2節 防災組織づくり	第1項 市民の防災体制 第2項 事業所の防災体制 第3項 民間団体の防災体制 第4項 組織間の協力体制づくり
	第3節 防災行動力の向上	第1項 防災意識の啓発 第2項 防災訓練の充実
	第4節 調査研究の推進	第1項 災害情報の交換 第2項 都市、災害に関する調査の実施 第3項 デジタル技術等の活用や導入に向けた研究

※「市担当課」欄の記載順は、ふじみ野市行政組織規則に定める組織順とする。

第1節 災害に強い人づくり

■計画の主旨

災害に強い地域社会を形成するためには、個人が震災、風水害について知り、身の安全を確保し相互に助け合うための方法を知る必要があることから、市民に対して防災意識の啓発を行うとともに、防災リーダー等の育成を図る。

また、防災に関する知識や実践について普及を図り、市民並びに職員の防災意識と自主的な災害対応力を高める。

■計画の内容

第1項 市民の育成

対策内容	実施主体	市担当課
（１）防災教育・研修の推進 ・生きがい学習等の各種講座を活用した研修の実施 ・学校教育における消防団員等の参画による体験的・実践的な防災教育、訓練の実施 ・洪水浸水想定区域等内の教育施設における避難訓練と合わせた防災教育の実施 ・社会科副読本による調べ学習の実施 ・防災に関する講演会・講習会の実施 ・正常性バイアス等に関する防災教育や避難訓練の実施 ・災害時の暴力根絶に関する講演会等の実施	市 市民	危機管理防災課 協働推進課 福祉関係課 教育委員会 関係課
（２）家庭における予防対策の推進 ・家庭で実施できる予防対策に関する情報の提供（パンフレット、広報、ホームページ等） ・災害時携帯品、生活必需品の準備（推奨1週間分） ・家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等対策の推進 ・耐震診断の推進 ・感震ブレーカーの設置 ・生活再建に向けた保険・共済への加入等 ・マイ・タイムラインの作成 ・正常性バイアス等の正しい理解 ・指定避難場所以外の避難先の検討	市 市民 市民団体	危機管理防災課

第2項 職員の育成

対策内容	実施主体	市担当課
（１）災害時行動マニュアルの作成・充実 ・各施設における行動マニュアルの活用（福祉施設、教育文化施設、地域施設等の消防計画を見直し、地震時の活動内容の充実） ・地域防災計画に基づくマニュアルの充実（初動マニュアル、学校用防災マニュアル等）	市	施設管理課 各施設
（２）職員研修の充実 ・新任・職場・幹部研修等における防災研修の実施 ・災害時の対応を想定した日常業務の実施	市	危機管理防災課 人事課 関係課
（３）学校の災害対応力の向上 ・学校の危機管理体制の整備・充実 ・教職員の危機管理能力の向上	市	教育委員会

第3項 防災リーダー等の育成

対策内容	実施主体	市担当課
（１）防災ボランティアの参加、育成の推進 ・各種ボランティア制度の把握 ・救急救護等、技術向上の講習、研修の実施	社会福祉協議会・ボランティア連絡協議会	危機管理防災課 地域福祉課 関係課
（２）各組織のリーダーの育成 ・防災組織、事業所における防災に関する講演会・講習会の実施及び参加の呼びかけ	事業所 自治組織、自主防災組織 入間東部地区事務組合（消防）	危機管理防災課 関係課
（３）防災リーダーの育成 ・防災気象情報等に関する専門家（気象防災アドバイザー等）による研修等の実施	市	危機管理防災課

第2節 防災組織づくり

■計画の主旨

災害時には、行政だけでなく市民、事業所や民間団体における防災組織が力を発揮することから、引き続き自主防災組織の活動を支援するとともに、地区防災計画策定とその実践を促進する。

また、事業所や民間団体における防災体制を強化するため、防災計画づくりの支援、ボランティア組織の強化、組織間における協力体制づくり等を実施する。

■計画の内容

第1項 市民の防災体制

対策内容	実施主体	市担当課
（１）自主防災組織の活動の支援 - 自主防災組織支援制度の充実 - 市による防災啓発と自主防災組織活動の支援 - 災害時における共助の取組事例の紹介 - 避難行動要支援者名簿の活用推進	自治組織	危機管理防災課
（２）地区防災計画の充実 - 自主防災組織における地区防災計画づくりの推進 - 策定済みの計画の見直しと実践の推進 - 避難行動要支援者の避難支援事項の拡充（個別避難計画との整合）	自治組織 自主防災組織	危機管理防災課

第2項 事業所の防災体制

対策内容	実施主体	市担当課
（１）事業所等の防災計画づくりの支援 - 消防計画と併せた地震対策マニュアルの作成 - 地域住民との災害時の協力体制づくり - 地域の避難所、避難場所等の提供に関する協力 - 事業継続力強化支援計画の策定 - 事業継続マネジメント（BCM）の推進 - 所在する地域における事前災害リスクの把握、被害想定の確認	事業所 ふじみ野市商 工会	危機管理防災課 産業振興課
（２）自衛防災組織の育成 - 自衛消防隊の活動状況の把握及び支援 - 危険物施設、高圧ガス・火薬関係の防災組織の活動状況の把握及び支援	事業所 入間東部地区 事務組合（消 防）	危機管理防災課
（３）従業員対策の促進 - 従業員行動マニュアルの作成 - 従業員用の備蓄品、宿泊場所等の確保 - 警戒期における外出抑制措置の検討	事業所	産業振興課

第3項 民間団体の防災体制

対策内容	実施主体	市担当課
(1) ボランティア組織の強化・充実 - 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の専門家の育成と組織化 - ボランティア組織に応じた防災訓練、研修の実施 - ボランティア組織間の交流の場の設定 - ボランティア情報の共有 - 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂等の撤去作業に係る連絡体制の構築検討 - 災害ボランティア講座の開催等の支援	建築関係団体 社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、災害対策協会	都市計画課 建築課 関係課
(2) 災害時の協力協定の充実 既協定の見直し、内容の充実・新たな協定の検討	市 協定団体	危機管理防災課 各課

第4項 組織間の協力体制づくり

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 市民組織と行政との協力の促進 - 自治組織と地域防災拠点の協力体制づくりと交流の促進 - 防災をテーマとした地域と学校との協力体制づくりと交流の場づくり	市、市民団体 自治組織 事業所、社会福祉協議会	危機管理防災課 福祉関係課 教育委員会 各学校
(2) 自治組織と事業所等との協力体制づくりと交流 - 事業所従業員の地域活動への参加と協力体制づくり - 事業所の資機材の提供及び人材の派遣要請 - 高齢者施設等と自治組織の協力体制づくりと交流促進	事業所、社会福祉施設 自治組織	産業振興課 障がい福祉課 高齢福祉課
(3) 地域における協力の促進 - 消防団、自治組織、事業所等の交流と協力関係づくり - 組織参加による地域の防災訓練の実施	市、事業所、市民団体 自治組織 消防団	危機管理防災課 産業振興課

第3節 防災行動力の向上

■計画の主旨

実際の災害時にあわてずに活動するためには、日頃から、災害に関する情報を知ることや訓練をしておくことが重要であることから防災に関する計画や知識などの情報を周知するとともに、市民、行政、事業所、ボランティア団体などの主体が災害時の状況に応じて活動できるように、多様な防災訓練を行う。

■計画の内容

第1項 防災意識の啓発

対策内容	実施主体	市担当課
（１）地域防災計画の普及・充実 ・概要版の作成、配布 ・ホームページへの掲載 ・災害予防計画の定期的な改定 ・自治組織、市民防災組織との懇談会の実施	市	危機管理防災課
（２）防災関連資料の作成、普及 ・防災情報マップの作成、普及 ・市民、事業所向け防災資料の作成、普及 ・マイ・タイムライン作成など適切な避難行動に関する普及啓発	市	危機管理防災課
（３）防災イベントの開催 ・市、自主防災組織等の協働イベントの検討（地震経験のシンポジウム等） ・市民主催の防災イベントの実施	市 市民団体	危機管理防災課

第2項 防災訓練の充実

対策内容	実施主体	市担当課
（１）総合防災訓練の充実 ・ 2市1町合同や全市における防災訓練の充実	市	危機管理防災課
（２）市及び防災関係機関による訓練の充実 ・ 避難、情報伝達、物資輸送等の課題別訓練の企画 ・ 防災関係機関との情報伝達訓練の実施 ・ 非常参集、本部・避難所開設訓練の実施 ・ 市街地復興図上訓練等の新たな訓練の検討 ・ 福祉避難所開設訓練の実施 ・ 拠点救護所開設訓練の実施	市 市民団体 防災関係機関	危機管理防災課 関係課
（３）地域防災訓練の促進 ・ 地域の災害リスクに基づいた自治組織、自主防災組織の防災訓練の実施 ・ 地域防災拠点との連携訓練の実施 ・ 感染症対策に配慮した避難所開設運営訓練の実施 ・ 地区防災計画に基づく避難支援訓練の実施 ・ 入間東部地区事務組合（消防）・消防団との連携による消火、応急救護訓練の実施	自治組織 自主防災組織 入間東部地区 事務組合（消防） 消防団	危機管理防災課 関係課
（４）ボランティアの訓練の実施 ・ 災害ボランティアセンター開設運営訓練の実施 （要配慮者支援訓練、応急救護訓練等）	社会福祉協議会 ボランティア 連絡協議会 市民団体	地域福祉課
（５）各施設の防災訓練の実施 ・ 定期訓練 ・ 避難誘導訓練 ・ 幼児、児童の引渡し訓練	市 事業所 市民	施設管理課
（６）民生委員・児童委員の訓練の実施 ・ 自治組織との連携による要配慮者の安否確認訓練 ・ 避難誘導訓練	市 民生委員・児童 委員 自治組織	地域福祉課

第4節 調査研究の推進

■計画の主旨

近年は様々な災害への対応が求められており、ゲリラ豪雨や竜巻など、新たな災害に関する情報把握や対処が重要になっていることから、国、地方自治体、防災関係機関と災害情報の情報交換を行い、絶えず災害に対する対応の検討、研究を進めるとともに、ふじみ野市における都市づくりや災害に関する基礎調査を行い、市民への情報提供を推進する。また、デジタル技術等の活用や導入に向けた研究を行い、災害対応におけるDXの推進を図る。

■計画の内容

第1項 災害情報の交換

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 他市町村との情報交換 ・地域防災計画等防災関係資料の相互提供 ・災害応急活動の経験に関する情報の把握	市	危機管理防災課
(2) 県、国、防災関係機関との情報交換 ・県が行う調査研究への協力及び研究結果の普及、啓発 ・地震及び被害想定に関する調査研究の普及、啓発 ・異常気象による被害の調査研究の普及、啓発	市	危機管理防災課

第2項 都市、災害に関する調査の実施

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 都市づくりの基礎調査の実施 ・土地利用現況調査、都市計画基礎調査データの活用	市	都市計画課
(2) 災害に関する基礎調査の実施 ・既往災害の情報整理と分析 ・災害危険箇所の把握と診断地図の作成の検討（洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ、不燃領域マップ等）	市	危機管理防災課
(3) 市民への情報提供 ・収集資料を提供する情報コーナーの設置 ・図書館、公民館等各施設への資料の提供	市	危機管理防災課

第3項 デジタル技術等の活用や導入に向けた研究

対策内容	実施主体	市担当課
(1) デジタル技術等の活用や導入に向けた研究 ・先進技術等の活用や導入事例研究	市	各課

第2章 災害に強いまちづくり

■計画の方針

ふじみ野市は、上福岡駅、ふじみ野駅を中心に市街地を形成しており、上福岡駅周辺は道路等の都市基盤が未整備なまま市街地を形成した地区が多い。一方、ふじみ野駅周辺は、比較的都市基盤が整備された市街地を形成している。近年、上福岡駅周辺では、UR都市機構による霞ヶ丘、上野台団地の建て替えが行われ、東口駅前広場の整備も進んでいる。災害に強い都市構造を明らかにしてその実現を目指し、道路、公園等の基盤整備と併せて、建物の防災性能の向上や空家等対策の推進を図り、燃えにくいまちをつくる。また、農地、緑地等の自然条件に留意し、自然を有効に活用した防災まちづくりや、災害の危険度の高い地区において重点的な防災対策を進める。

■計画の体系

章	節	項目
第2章 災害に強いまちづくり	第1節 安全な市街地の形成	第1項 適切な土地利用の推進 第2項 道路・橋梁、鉄道の整備 第3項 ライフラインの整備 第4項 空家等対策の推進
	第2節 オープンスペースの確保	第1項 防災に関連する計画 第2項 公園等の整備・活用 第3項 緑化の推進 第4項 農地・緑地の保全
	第3節 建築物の耐震性強化	第1項 公共建築物等の耐震対策 第2項 戸建て住宅・マンション等の耐震対策
	第4節 ブロック塀・落下物対策	第1項 公共施設の安全対策 第2項 民間施設の安全対策 第3項 屋外施設の安全対策
	第5節 災害危険地域対策	第1項 木造建物密集地への対応 第2項 傾斜地、低地への対応
	第6節 文化財、図書館資料等 災害対策	第1項 文化財の防災対策 第2項 文化財の防火対策、水害対策 第3項 文化財保護意識の啓発 第4項 図書館資料の防災対策 第5項 図書館資料の防火対策、水害対策

第1節 安全な市街地の形成

■計画の主旨

土地利用規制に応じた適正な土地利用を推進するとともに、道路、橋梁の整備、ライフライン施設の整備を推進する。

また、「ふじみ野市空家等対策の推進に関する条例」に基づき、災害による被害が予想される空家等の状況を確認し、所有者等に対して必要な措置を実施する。

■計画の内容

第1項 適切な土地利用の推進

対策内容	実施主体	市担当課
（１）土地利用の適正化 ・土地利用の規制誘導の検討 ・既成市街地の形成状況、洪水浸水想定区域等を踏まえた災害危険区域の指定 ・盛土による災害防止に向けた点検の実施 ・危険が確認された盛土を含む土地の所有者に対する是正指導の実施	市	環境課 都市計画課
（２）都市の基盤整備の推進 ・駅前広場等の整備の推進	市	都市計画課

第2項 道路・橋梁、鉄道の整備

対策内容	実施主体	市担当課
（１）広域幹線道路の整備 ・国道の整備、補修の実施 ・県道の整備、補修の実施	国・県	道路課
（２）地区幹線道路の整備 ・都市計画道路の整備 ・道路の新設改良事業の実施 ・狭あい道路の拡幅	市	都市計画課 道路課
（３）道路・橋梁の耐震性の強化 ・道路・路線橋等の点検と補修 ・道路施設の耐震対策 ・橋梁の耐震対策	国・県・市	道路課
（４）鉄道の耐震性の強化 ・耐震点検、耐震対策の推進	東武鉄道株式会社	経営戦略室

第3項 ライフラインの整備

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 上水道の施設の整備、漏水防止 - 水道施設及び配水管の耐震性の強化 - 浄水場の施設の点検 - 浄・配水施設の非常用自家発電設備の計画的な保守点検 - 震災対策マニュアルの作成	市	上下水道課
(2) 下水道施設の整備、耐震性強化等 - マンホール及び污水管渠の耐震性の強化 - マンホールの浮上防止対策の実施 - 市街化調整区域の公共下水道整備の推進 - 下水道施設の点検、補修の実施	市	上下水道課
(3) 雨水浸透・貯留施設の維持管理等 - 定期清掃等による浸透能力の保持 - 調整池、遊水池等の浚渫 - 調整池、排水ポンプ場等整備の推進 - 事業者による雨水流出抑制施設整備の推進	市	上下水道課
(4) 電力施設 電力設備の耐震性の強化	東京電力パワーグリッド株式会社志木支社	危機管理防災課
(5) 通信施設 通信設備の耐震性強化	東日本電信電話株式会社埼玉事業部	危機管理防災課
(6) ガス施設 - 耐震性の高い導管への入替の推進 - 二次災害防止、早期復旧に向けたブロックの細分化 - 応急復旧用資材、人員の確保 - 安否確認・緊急連絡システムの導入	武州ガス株式会社	危機管理防災課
(7) ふじみ野市・三芳町環境センター - 施設の耐震性及び不燃堅牢性の強化 - 施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成 - 施設等の点検に関する手引きなどの作成 - 処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等の確保	市 運営事業者	環境課

第4項 空家等対策の推進

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 空家化の予防対策 - 空家等の発生予防に向けた意識啓発、セミナー等の実施 - 助成制度の周知及び住宅相談窓口の整備 (2) 空家等の適切な管理と利活用の推進 - 空家等の適切管理に向けた情報提供と啓発 - 地域連携及び空家等管理サービスの提供 - 空家等の流通、利活用の促進 (3) 管理不全な空家等の防止措置 - 通報空家等の現地調査の実施 - 空家等の所有者等に対する指導、助言措置の実施 (4) 特定空家等の除去促進及び跡地利用 - 解体・除却に係る支援 - 公益的活用の検討	市	建築課

第2節 オープンスペースの確保

■計画の主旨

市街地の駐車場や農地などのオープンスペースが災害時の貴重な活動場所となることや、公共施設等の緑化は防災にも役立つことが考えられるため、公園の整備、公共施設の緑化、農地・緑地の保全を進めるとともに、公園、農地、駐車場等のオープンスペースの災害時の活用について、関係機関と調整を図り安全なまちをつくる。

■計画の内容

第1項 防災に関連する計画

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 防災の視点に基づく各種計画の推進 ・都市計画マスタープラン、緑の基本計画、環境基本計画等への防災に関する方針の導入	市	環境課 都市計画課 公園緑地課
(2) オープンスペースの災害応急利用 ・各公園、緑地の災害時利用の具体化 ・農地、駐車場等の災害時利用の検討	市 農業者 J A いるま野 事業所	産業振興課 都市計画課 公園緑地課

第2項 公園等の整備・活用

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 新たな公園の整備 ・市街地整備事業に伴う公園の整備 ・災害時利用を想定した施設整備と管理の推進	市	公園緑地課
(2) 公園の防災利用の推進 ・災害用トイレ等の整備の検討 ・小規模公園の地域管理の推進	市 市民	公園緑地課

第3項 緑化の推進

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 公共施設の緑化の推進 ・屋上、壁面緑化の推進 ・街路樹、道路緑化の推進 ・公共施設の緑化の推進	市 民間施設	公園緑地課 道路課 施設管理課
(2) 民有地の緑化、緑地保全 ・生け垣の設置の奨励 ・既存樹林、樹木の保全の検討	市 市民	公園緑地課

第4項 農地・緑地の保全

対策内容	実施主体	市担当課
（１）農地の保全と防災利用 ・ 防災協力農地の指定の検討 ・ オープンスペースとして機能する生産緑地地区の指定 ・ 市民の協力による農地保全の検討	市 農業者 ＪＡいるま野 市民	産業振興課 都市計画課 公園緑地課
（２）緑地の保全と防災利用 ・ 市民の協力による樹林地、屋敷林等の保全と災害時利用の検討 ・ 自然環境が有する多様な生態系を活用した防災・減災対策、グリーンインフラに関する施策の検討	市 市民	都市計画課 公園緑地課

第3節 建築物の耐震性強化

■計画の主旨

市内には、旧耐震基準の公共施設もあり、老朽化も進行していることから、公共施設等総合管理計画等に基づく更新と併せて災害時の活動に必要な施設、要配慮者が必要とする施設を優先するなど、防災に視点を置いた計画的な耐震対策を推進する。情報システムについては、耐震性のあるサーバ室に順次移設し、バックアップ体制も整備する。

民間建築物については、建築物耐震改修促進計画に基づく耐震診断、耐震対策助成を行っているが、制度の普及を図るとともに、継続して助成できる方策を検討する。

■計画の内容

第1項 公共建築物等の耐震対策

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 老朽施設の計画的な耐震対策 ・庁舎の耐震対策の実施 ・老朽化している公共施設の耐震診断、耐震対策の実施	市	資産管理課 施設管理課
(2) 災害時の利用施設の計画的な耐震対策 ・避難所となる施設及び不特定多数の市民が集まる施設の耐震診断と耐震対策の実施	市	施設管理課
(3) 庁内設備の耐震対策 ・情報システムの耐震性強化とデータのバックアップ ・住基ネットの耐震性強化とデータのバックアップ ・機器、器具類の転倒防止及びガラスの飛散防止	市	情報・統計課 資産管理課 市民課 各課
(4) 防災施設・設備の充実 ・新施設への防災機能及び設備の導入	市	危機管理防災課 資産管理課 施設管理課

第2項 戸建て住宅・マンション等の耐震対策

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 耐震診断の普及 ・耐震診断講習会の実施 ・パンフレット等による耐震診断PRの促進 ・住宅相談と併せた簡易耐震診断の実施	市 民間団体	建築課
(2) 支援制度の活用 ・耐震診断の普及 ・耐震対策助成の普及 ・避難路・支援物資輸送道路沿道・重点地区指定等の不燃化と支援制度活用の検討 ・耐震診断、耐震対策支援の実施	市	建築課

第4節 ブロック塀・落下物対策

■計画の主旨

生け垣設置助成や、地区計画区域内での道路沿いブロック塀の高さ制限を実施するとともに、公共施設の塀のネットフェンス化、備品類の転倒防止、展示施設及び保育所におけるガラスの飛散防止等の対策を推進する。ブロック塀や落下物について、公共施設は引き続き率先して安全対策を講じるとともに、民間施設についても、安全対策の進め方の指導及び支援を進める。

■計画の内容

第1項 公共施設の安全対策

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 道路に面する塀の安全性の確保 ・ブロック塀の点検及び補強 ・生け垣やネットフェンス化の推進	市	施設管理課
(2) 屋外内の安全性の確保 ・小中学校、保育所等のガラスの飛散、備品等の転倒防止 ・市有施設の屋根、屋上等における風水害に対する飛散・落下・転倒防止	市	施設管理課

第2項 民間施設の安全対策

対策内容	実施主体	市担当課
(1) ブロック塀等の改修・撤去に対する指導・助成の検討 ・緊急輸送道路、通学路沿道等の工作物の危険箇所の調査 ・調査に基づく改修指導 ・ブロック塀の生け垣やネットフェンス化の奨励	市 市民	公園緑地課 建築課 道路課 教育委員会
(2) 家庭内の安全対策 ・家具類の転倒防止及びガラスの飛散防止のPR ・高齢者世帯などへの家具類の転倒防止支援の検討 ・火災報知器等の安全機器設置に関する啓発及び普及	市 入間東部地区 事務組合（消 防） 市民	危機管理防災課
(3) 安全対策の指導強化 ・生け垣やネットフェンス化の奨励 ・ブロック塀の施工方法、技術基準の普及及び補強方法のPR ・屋根、屋上等における風水害に対する飛散・落下・転倒防止	市	公園緑地課 建築課
(4) 不特定多数が利用する施設への要請（駅、駅ビル、大規模商業施設等） ・公共施設に準ずる耐震対策の要請 ・個別調査の実施 ・国、県の技術基準の普及・啓発	市	建築課

第3項 屋外施設の安全対策

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 屋外広告物の規制 ・ 条例、法に基づく設置指導 ・ 維持管理の徹底、改善指導	市	建築課 道路課
(2) 自動販売機の転倒防止 ・ 店舗等の設置者に対する固定化の徹底 ・ 違法占用の通報、撤去体制づくり	市 市民	産業振興課 道路課

第5節 災害危険地域対策

■計画の主旨

市内には、部分的に木造住宅密集地域、急傾斜地崩壊危険箇所、洪水浸水想定区域等が見られるため、絶えず各地域の危険度の把握を進め、災害危険地域にかかる住民に周知するとともに、災害防止対策の充実を図る。

なお、令和3年3月に国道254号バイパスふじみ野地区で準防火地域の指定により、市内では、防火地域が約10.8ha、準防火地域が約63.0haに拡大している。

■計画の内容

第1項 木造建物密集地への対応

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 実態把握 ・危険度の詳細な把握	市 市民	都市計画課 建築課
(2) 支援制度の活用 ・国、県の支援制度の活用 ・耐震対策、不燃化助成等の優先活用 ・火災危険地域の消火対策の支援	市	危機管理防災課 都市計画課 建築課

第2項 傾斜地、低地への対応

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 危険箇所の周知 ・危険箇所等地域の特性をPR ・対象地域住民との意見交換の実施	市	危機管理防災課 都市計画課 建築課 道路課
(2) 災害防止対策の実施 ・宅地造成、建築事業への指導・助言 ・違法行為の取り締まり ・危険度の高い擁壁改善に対する対策の検討 ・液状化、浸水、傾斜地等の危険地域への防災対策の推進 ・雨水出水特別警戒水位の設定及び雨水出水浸水想定区域の指定	市	都市計画課 建築課 上下水道課

第6節 文化財、図書館資料等災害対策

■計画の主旨

市内には、57の市指定文化財がある。災害による文化財の損失を最小限に抑え、文化財を後世に伝え残していくために、次の災害対策を推進する。また、図書館の所蔵する資料は、地域の記憶を伝えるとともに、人が生きるためのさまざまな情報や、心の支えとなるものであることから、次の災害対策を推進する。

■計画の内容

第1項 文化財の防災対策

対策内容	実施主体	市担当課
- 文化財の定期的な現状把握（台帳整備及び文化財パトロール）の実施 - 文化財に対する防災環境の整備 - 防災に対する啓発と訓練実施の促進	市	社会教育課

第2項 文化財の防火対策、水害対策

対策内容	実施主体	市担当課
- 防火管理体制等（収蔵施設の防火設備及び連絡体制等）の整備 - 防火設備の定期的な点検 - 火気使用の制限 - 火気の厳重警戒と早期発見 - 災害発生時における措置の徹底	市 文化財所有者 施設管理者	社会教育課

第3項 文化財保護意識の啓発

対策内容	実施主体	市担当課
- 文化財所有者・管理者及び地域住民に対する文化財保護への啓発 - 文化財所有者・管理者への管理保護についての助言と指導	市	社会教育課

第4項 図書館資料の防災対策

対策内容	実施主体	市担当課
- 図書館資料の定期的な現状把握の実施 - 所蔵資料に対する防災環境の整備 - 災害に対する啓発と訓練実施の促進	施設管理者	社会教育課

第5項 図書館資料の防火対策、水害対策

対策内容	実施主体	市担当課
・ 防火管理体制等（所蔵施設の防火設備及び連絡体制等）の整備 ・ 防火設備の定期的な点検 ・ 火気使用の制限 ・ 火気の厳重警戒と早期発見 ・ 漏水や湿気及び過度な乾燥の警戒と早期発見 ・ 災害発生時における措置の徹底	施設管理者	社会教育課

第3章 応急対策への備え

■計画の方針

災害時に活動体制を確立し、迅速かつ的確な活動を行うためには、平常時から災害時を想定した対策を行う必要がある。そのために、災害時の活動体制や連絡体制について平常時から準備を進めるとともに、消火活動、救護活動及び避難活動に有効な対策を講ずるものとする。

また、災害時に支援が必要な避難行動要支援者の実態について把握し、平常時から連絡及び支援体制を整備するとともに、物資の計画的な備蓄、災害廃棄物処理、帰宅困難者、市民の生活再建支援の防災対策を定める。

■計画の体系

章	節	項目
第3章 応急対策への備え	第1節 応急活動体制の確立	第1項 活動体制の充実
		第2項 情報連絡体制の整備
		第3項 市民との連絡体制の整備
		第4項 情報の分析・加工体制の整備
		第5項 応援受入体制の整備
	第2節 避難・輸送体制の整備	第1項 指定緊急避難場所・指定避難所の確保
		第2項 避難計画の策定
		第3項 防災上重要な施設の避難計画
		第4項 緊急輸送道路等の確保
		第5項 輸送車両の確保
		第6項 臨時避難所の確保
	第3節 火災予防・危険物施設対策	第1項 火災予防対策 第2項 危険物対策
	第4節 医療救護体制の整備	第1項 医療救護体制の充実 第2項 医療救護訓練の実施
	第5節 要配慮者支援体制の整備	第1項 要配慮者の把握と支援
		第2項 各種支援制度の災害時活用 の検討
		第3項 社会福祉施設対策
		第4項 要配慮者利用施設対策
		第5項 在住外国人の支援
		第6項 乳幼児への支援
	第6節 応急物資の供給体制の整備	第1項 食料の確保
		第2項 飲料水の確保
		第3項 生活必需品の備蓄・確保
		第4項 市民・民間における物資の確保
		第5項 防災用資機材の備蓄・確保
		第6項 物資輸送体制の整備
	第7節 ごみ・がれき・し尿処理対策	第1項 ごみ・がれき対策
		第2項 し尿処理対策
		第3項 衛生環境対策

章	節	項目
第3章 応急対策への備え	第8節 帰宅困難者対策	第1項 情報の提供 第2項 市内通勤通学者対策 第3項 一時滞在者・帰宅途上者対策 第4項 市外通勤・通学者対策
	第9節 生活再建支援体制の整備	第1項 罹災証明書の発行体制の整備 第2項 応急住宅対策 第3項 動物愛護 第4項 文教対策 第5項 被災中小企業支援 第6項 復興事前準備

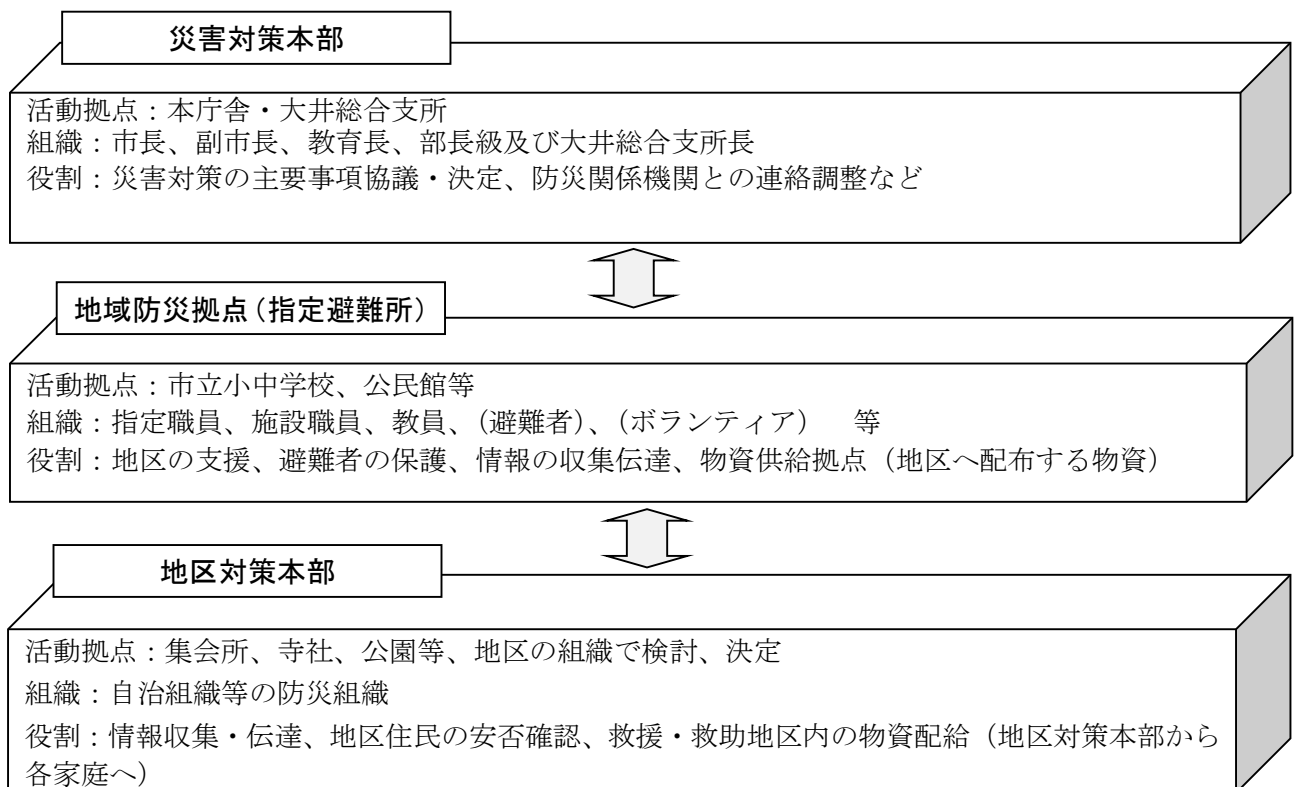
第1節 応急活動体制の確立

■計画の主旨

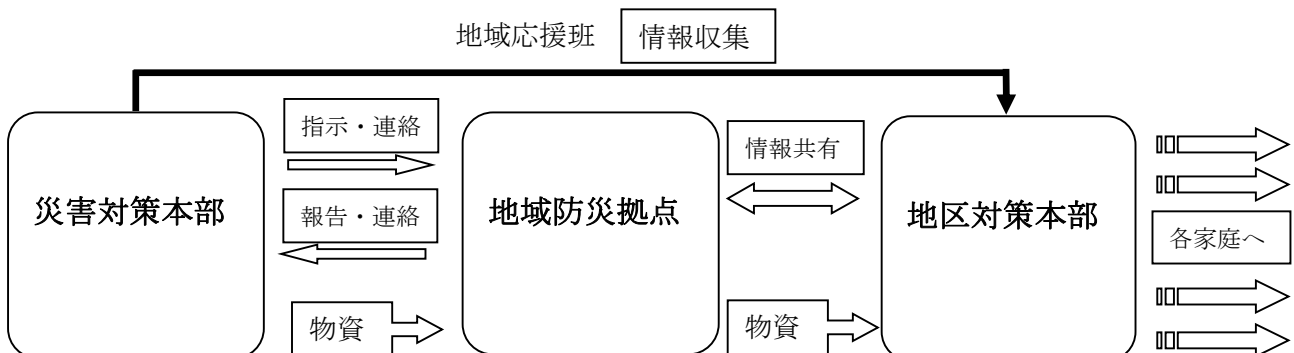
本計画では市民と行政との基本的な連絡と活動の連携をとるために災害対策本部、地域防災拠点（指定避難所）及び地区対策本部の3層の活動体制を位置付ける。市民と行政との接点となる地域防災拠点は、小中学校、公民館等を位置付け、指定職員を配置し、情報連絡及び避難所機能を基本に、必要に応じ救護所を設置する。また、自治組織等への食料や支援物資の供給拠点としても活用する。また、必要に応じて指定避難所を開設し、避難が長期化する場合は、避難者自らが主体となり、ボランティア等の協力を得ながら避難所運営にあたる。

自治組織では、災害時には集会所、寺社、公園等の地区の集合場所に地区対策本部を設置し、地域防災拠点と連携して応急対策活動を行うため、地域防災拠点と連携する自治組織をあらかじめ定め、災害に備えて、日常的に交流を促進する。また、3層の活動体制及び防災関係機関の情報連絡体制を整備するとともに、災害時における情報の分析・加工体制や、他地方公共団体等からの応援職員等を受け入れる体制を確保する。

図 3層の活動体制



※災害対策本部を中心とする3層間の情報連絡、物資供給等のイメージ



■計画の内容

第1項 活動体制の充実

対策内容	実施主体	市担当課
（１）防災拠点等の発電環境の整備 ・非常用発電設備における電力容量の拡大及び使用燃料の多重化（最低３日間） ・再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（ＥＶ）、コージェネレーションシステム等の導入検討 ・医療機関、社会福祉施設、防災関係機関における外部電源環境（設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等）の状況把握 ・人工呼吸器、吸引器等の医療機器の使用を想定した福祉避難所への外部電源環境の整備	市	危機管理防災課 資産管理課
（２）医療機関等の発電環境の整備 ・非常用発電設備の確保（最低３日間）	医療機関 社会福祉施設	関係課
（３）水防活動の整備 ・水防活動に使用する資器材の備蓄	市	危機管理防災課
（４）市民の活動体制づくり ・応急活動体制の周知、防災組織づくりのＰＲ ・自治組織等を中心とした自主防災組織の活動の支援 ・地区活動拠点の設置の促進	市 自治組織 自主防災組織	危機管理防災課
（５）地域防災拠点の運営体制づくり ・地域防災拠点と該当自治組織等の協力体制の確立 ・指定職員、学校職員、ＰＴＡ、自治組織等との交流の実施 ・地域防災拠点運営マニュアルの充実 ・防災備蓄倉庫の内容の確認 ・感染症対策等の説明会の実施	市 自治組織 自主防災組織	危機管理防災課 学校教育課 各学校
（６）ボランティアの体制づくり ・ボランティア受け入れ事前計画の作成 ・ボランティア活動マニュアルの作成 ・ボランティア派遣体制づくり ・多様な主体による協働型災害ボランティアセンターの運営方法の検討	市 社会福祉協議会 ボランティア 連絡協議会	地域福祉課
（７）職員の安否把握 ・災害対策本部への安否報告体制の整備 ・携帯電話等の活用 ・課ごとの緊急連絡網の作成徹底	市	人事課

対策内容	実施主体	市担当課
（８）災害対応経験者の確保 ・災害対応経験者リストの作成 ・災害時における人材確保方針の整備（退職者の活用、民間人材の任期付き採用等）	市 東京電力パワーグリッド株式会社志木支社 武州ガス株式会社 一般社団法人埼玉県ＬＰガス協会	危機管理防災課 人事課
（９）専門家の確保 ・災害に関する専門的知識を有している専門家への相談体制の構築 ・専門家、ＮＰＯ法人、ボランティア等との良好な避難所環境の確保に関する情報交換の実施 ・警戒期における気象防災アドバイザーとの連携体制の整備	市	危機管理防災課
（10）災害時における業務継続の確保 ・業務継続計画（ＢＣＰ）の策定及び見直し ・情報システムに関する業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の検証と見直し	市	情報・統計課 危機管理防災課
（11）防災行動計画の整備 ・災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成及び見直し	市	危機管理防災課

第2項 情報連絡体制の整備

対策内容	実施主体	市担当課
（１）情報伝達手段等の拡充 ・防災行政無線の円滑な運営 ・通信回線（防災行政無線）の多重化等の検討 ・緊急速報メール等の普及及びＦメール配信機能の充実（＊） ・広報車両（スピーカー付）の拡充 ・トランジスタメガホン等の機器の拡充 ・統一した広報文書式の作成 ・無人航空機を活用した情報収集の検討	市	広報広聴課 危機管理防災課
（２）防災関係機関との連絡体制の充実 ・市内公共施設等への無線電話（ＩＰ電話）等設備による連絡体制 ・携帯電話・ＩＰ無線機の活用 ・衛星携帯電話の活用 ・消防、警察等との連絡体制の確認 ・県、近隣市町等自治体間の連絡体制の確認	市	危機管理防災課

対策内容	実施主体	市担当課
・タクシー会社等との連絡体制の確認		
（３）基礎データのバックアップ ・住民基本台帳、戸籍、課税、納税及び保険関係資料のバックアップ	市	税務課 収税課 市民課 保険・年金課 高齢福祉課
（４）市ホームページやSNS等の活用 ・災害用ホームページの更新 ・ホームページへのアクセス集中対策の実施 ・連携自治体のホームページ活用 ・SNS等による情報発信	市	広報広聴課

*緊急速報メール等：ふじみ野市が避難指示等などの緊急情報を携帯電話に配信するサービス

Fメール：携帯電話やパソコンのメールを利用して、登録した人に市からメール配信するサービス

第3項 市民との連絡体制の整備

対策内容	実施主体	市担当課
・地域防災拠点と各地区本部との連絡方法の確立（口頭連絡等） ・市内公共施設等への無線電話（IP電話）等配備による連絡体制整備 ・避難行動要支援者への連絡網の整備と情報配信の検討	市 市民団体	危機管理防災課 関係課

第4項 情報の分析・加工体制の整備

対策内容	実施主体	市担当課
・災害情報データベース及び災害情報シミュレーションシステムの整備 ・情報分析を実施する人材の育成 ・情報分析の専門家の活用検討 ・携帯電話等の位置情報を活用した避難所外避難者の把握方法の検討	市	危機管理防災課

第5項 応援受入体制の整備

対策内容	実施主体	市担当課
・受援マニュアルの策定 ・協定内容のマニュアル化の実施 ・防災関係機関との情報交換等の実施 ・応援職員等が使用する執務スペース及び感染症対策を踏まえた空間等の確保	市	危機管理防災課

第2節 避難・輸送体制の整備

■計画の主旨

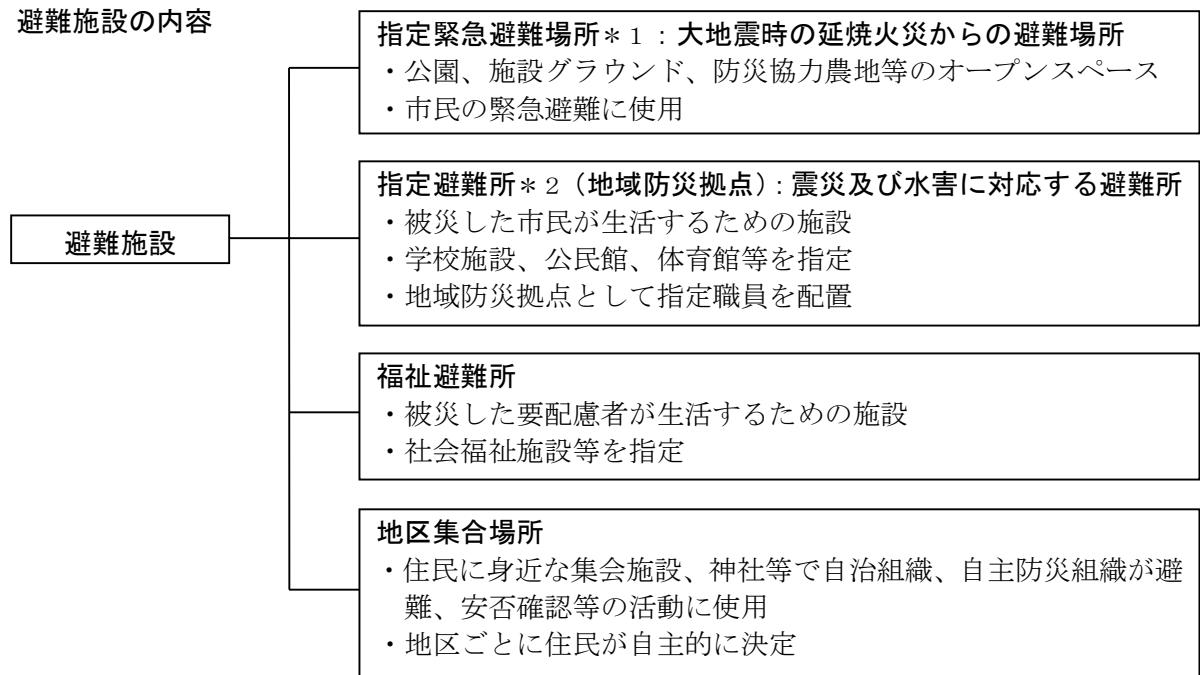
市内には、一時的な避難場所として屋外の小中学校グラウンド、公園等 36 箇所、避難所として小中学校、公民館、体育館等 21 箇所を災害に応じた指定緊急避難場所と指定避難所として指定する。

また、近年は、小中学校体育館の照明の調光LED化や空調設備の導入など、避難所環境の強化も図っている。

市民に身近な避難場所の確保を図るとともに、指定避難所について、市民、行政等が連携して運営する体制づくりを推進するとともに、臨時避難所を確保する。避難場所、避難所へ安全に避難できる道路、生活に必要な物資を地域防災拠点に輸送する緊急輸送道路を確保し、沿道の危険物対策を促進する。災害時における輸送車両の確保するために、庁内車両及び民間と連携した車両の確保を図る。

埼玉県被害想定調査では、避難所避難者数が最も多いのは発災後1週間で、東京湾北部地震が1,739人（うち要配慮者869人）、関東平野北西縁断層帯地震が3,654人（うち要配慮者1,827人）であり、避難所全体では避難者の受け入れは可能だが、要配慮者を対象とした福祉避難所は収容人員を上回るため、避難所における要配慮者のスペースの確保を図る。

図 避難施設の内容



＊1 指定緊急避難場所：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の4）。

＊2 指定避難所：災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の7）。

表 指定避難所・指定緊急避難場所等（小・中・高等学校の体育館等）の現状（令和3年8月現在）

【指定避難所】

名称	所在地	備考
大井小学校	ふじみ野市苗間 37	
福岡小学校	ふじみ野市西原 2-6-1	水害時を除く
駒西小学校	ふじみ野市駒西 3-6-1	
上野台小学校	ふじみ野市福岡 1-2-1	
鶴ヶ丘小学校	ふじみ野市鶴ヶ岡 1-3-1	
西小学校	ふじみ野市西 2-10-25	
東原小学校	ふじみ野市大井 2-9-1	
西原小学校	ふじみ野市大井武蔵野 1322-4	
亀久保小学校	ふじみ野市ふじみ野 2-22-1	
三角小学校	ふじみ野市亀久保 1709-1	
さぎの森小学校	ふじみ野市駒林 28	水害時を除く
東台小学校	ふじみ野市大井 710-1	
大井中学校	ふじみ野市苗間 24-1	
福岡中学校	ふじみ野市上野台 3-3-1	
葦原中学校	ふじみ野市川崎 310	水害時を除く
花の木中学校	ふじみ野市中福岡 213-1	水害時を除く
大井西中学校	ふじみ野市大井武蔵野 408-1	
大井東中学校	ふじみ野市ふじみ野 3-2-1	
第2運動公園	ふじみ野市福岡 5	水害時を除く
ふじみ野ステラ・イースト	ふじみ野市福岡 1-1-8	水害時のみ利用
上福岡西公民館	ふじみ野市上福岡 5-2-12	

【指定緊急避難場所】

名称	所在地	備考
大井小学校	ふじみ野市苗間 37	
福岡小学校	ふじみ野市西原 2-6-1	水害時を除く
駒西小学校	ふじみ野市駒西 3-6-1	
上野台小学校	ふじみ野市福岡 1-2-1	
鶴ヶ丘小学校	ふじみ野市鶴ヶ岡 1-3-1	
西小学校	ふじみ野市西 2-10-25	
東原小学校	ふじみ野市大井 2-9-1	
西原小学校	ふじみ野市大井武蔵野 1322-4	
亀久保小学校	ふじみ野市ふじみ野 2-22-1	
三角小学校	ふじみ野市亀久保 1709-1	
さぎの森小学校	ふじみ野市駒林 28	水害時を除く
東台小学校	ふじみ野市大井 710-1	
大井中学校	ふじみ野市苗間 24-1	
福岡中学校	ふじみ野市上野台 3-3-1	
葦原中学校	ふじみ野市川崎 310	水害時を除く
花の木中学校	ふじみ野市中福岡 213-1	水害時を除く
大井西中学校	ふじみ野市大井武蔵野 408-1	
大井東中学校	ふじみ野市ふじみ野 3-2-1	
第2運動公園	ふじみ野市福岡 5	水害時を除く
総合体育館	ふじみ野市大井武蔵野 1392-1	
県立ふじみ野高等学校	ふじみ野市大井 1158-1	
亀久保中央公園	ふじみ野市大井中央 3-25-3	
市沢公園	ふじみ野市市沢 2-5-5	
西ノ原中央公園	ふじみ野市うれし野 1-5-1	
西鶴ヶ岡公園	ふじみ野市西鶴ヶ岡 2-741-11	
鶴ヶ岡中央公園	ふじみ野市鶴ヶ岡 2-5	
東原親水公園	ふじみ野市大井 2-13-1	
福岡中央公園	ふじみ野市上野台 1-3-1 ほか	
西中央公園	ふじみ野市霞ヶ丘 2-1791-21 ほか	
東久保中央公園	ふじみ野市ふじみ野 1-3	
文京学院大学第1グラウンド	ふじみ野市亀久保 1150-13	
文京学院大学第2グラウンド	ふじみ野市大井中央 1-1168-12	
聖路加国際大学グラウンド	ふじみ野市大井中央 1-1094-4	

名称	所在地	備考
市民憩の森	ふじみ野市大井中央 1-1094-3	
勝瀬小学校グラウンド	富士見市大字勝瀬 674	富士見市との協定
ふじみ野小学校グラウンド	富士見市ふじみ野東 4-4-1	富士見市との協定

【福祉避難所】

避難所等名称	所在地	備考
大井総合福祉センター	ふじみ野市大井中央 2-2-1	
市民交流プラザ(フクトピア内)	ふじみ野市福岡 1-2-5	

※一般の避難所では対応が困難な方を収容するため社会福祉施設を福祉避難所として確保する。

協定により確保する福祉避難所は資料編「協定により確保する福祉避難所一覧」を参照。

■計画の内容

第1項 指定緊急避難場所・指定避難所の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所は、小中学校等を基本に設定するが、自治組織と連携し、地区に必要な避難場所の確保を支援し、避難者や自治組織等の住民が主体となった運営を基本として避難所運営マニュアルを策定する。

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 避難施設の設定 - 指定緊急避難場所・指定避難所の設定 - 指定避難所の計画的耐震強化 - 指定避難所と避難対象自治組織の設定 - 指定緊急避難場所の誘導標識の設置 - 要配慮者への対応に必要なレイアウトを考慮した施設利用計画の作成 - 要配慮者の避難所環境に配慮した設備の配置検討	市	危機管理防災課
(2) 自治組織の避難場所の確保 - 自治組織等と農地や駐車場等所有者の協議による地区の避難場所の確保（必要に応じて市が支援） - 防災協力農地の所有者と該当自治組織等の交流の促進 - 周辺市民への地区避難場所の周知	自治組織 農業者 JAいるま野 事業者	危機管理防災課 産業振興課
(3) 指定避難所の運営体制づくり - 指定避難所運営マニュアルの周知 - 指定避難所運営訓練の実施 - 動画等による避難所運営方法の確認環境の整備 - 新規採用職員に対する研修の実施 - 避難所運営関係者が有効活用できる情報収集手段等の整備	市 自治組織	危機管理防災課 各学校
(4) 地域防災拠点への避難路の選定 - 自治組織等との協議による避難路の選定 - 災害図上訓練による避難路の検証 - 沿道の不燃化の検討、ブロック塀の改善の啓発、要請	市民	危機管理防災課 都市計画課 建築課 道路課 学校教育課

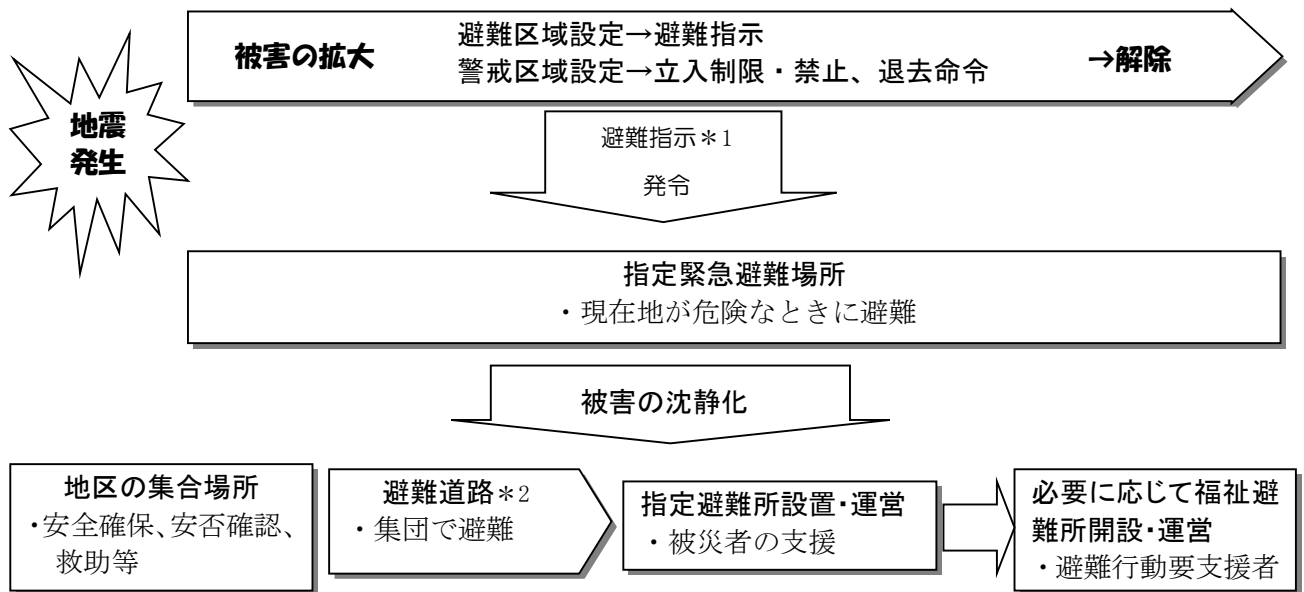
対策内容	実施主体	市担当課
（５）避難行動に関する周知 ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路（冠水箇所の把握を含む）、土砂災害危険箇所の所在の周知 ・緊急避難の場合における携帯品のあり方の周知 ・夜間又は停電時の避難に備えの周知 ・警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時に地域の水害・土砂災害リスクに応じたとるべき行動の周知 ・災害オペレーション支援システムを使用した避難情報の可視化及び共有化の実施	市	危機管理防災課

第2項 避難計画の策定

市民の避難及び避難所の設置と活用方法等を明らかにした避難計画を策定する。避難の考え方は、地区の集合場所を定め住民がお互いの安否を確認し、避難が必要な場合は、各地区で定める避難道路及び緊急輸送道路等を活用し、避難場所に集団で避難することを基本とする。

対策内容	実施主体	市担当課
（１）避難計画の策定 ・指定緊急避難場所、指定避難所への避難誘導の方法の検討 ・自治組織、防災組織との協議による計画づくり ・災害対応マニュアルの見直し	市 自治組織	危機管理防災課 関係課
（２）災害に対応した避難計画作成の留意点 ・高齢者等避難、避難指示等を行う基準及び伝達方法 ・指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ・指定緊急避難場所への経路及び誘導方法 ・指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 ・指定避難所の管理・運営に関する事項 ・避難の心得、知識の普及啓発に関する事項	市	危機管理防災課
（３）自治組織、事業所等の避難計画 ・災害時の避難路、避難場所、避難方法 ・避難計画作成のための地域の危険箇所や安全なルートの点検と避難訓練の実施 ・住民に身近な避難、安否確認、救助活動の場となる地区集合場所や地区の避難場所の確保	自治組織 自主防災組織 事業所	危機管理防災課

図 避難の考え方の例



*1 避難指示：被害の危険が切迫したときに発せられるもの。

*2 避難道路：緊急輸送道路となる県緊急輸送路線及び市緊急輸送路線を避難道路として活用する。

第3項 防災上重要な施設の避難計画

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 病院 ・患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等	施設管理者	保健センター
(2) 高齢者、障がい者及び児童施設等 ・地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び指示伝達の方法等	施設管理者	障がい福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 保育課
(3) 駅等不特定多数の人が出入りする都市施設 ・地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上での避難所、経路、時期及び指示伝達の方法等	施設管理者	産業振興課
(4) 工場、危険物保有施設 ・従業員・市民の安全確保のための避難方法、市・警察署・消防本部との連携等	施設管理者	危機管理防災課

第4項 緊急輸送道路等の確保

緊急輸送道路は、県が指定する道路から、災害対策本部、地域防災拠点等の防災関係施設を結ぶ道路を、本市の緊急輸送道路として設定する。

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 緊急輸送道路の設定 ・ 地域内輸送拠点から地域防災拠点までの輸送道路の設定と周知 ・ 防災活動拠点等や医療機関への交通確保	市	道路課
(2) 緊急輸送道路の安全の確保 ・ 沿道の不燃化の検討、ブロック塀の改善の啓発、要請 ・ 沿道建築物の耐震強化の要請と助成の検討 ・ 緊急輸送道路網に関する情報提供方法の検討	市	都市計画課 建築課 道路課
(3) 多様な輸送手段の確保 ・ ヘリポートの確保 ・ 新河岸川等河川の活用の検討	市	危機管理防災課 道路課

第5項 輸送車両の確保

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 車両の配分計画の作成 ・ 市内全車両の事前把握及び災害時における活用の検討	市	資産管理課
(2) 車両確保の検討 ・ 協定等による燃料の確保先の検討 ・ 協定等による事業所車両の借用、運送体制の検討	市	資産管理課

第6項 臨時避難所の確保

感染症対策の一環として指定避難所に滞在する避難者（世帯間）で密接しないよう十分なスペースを確保した場合、指定避難所のみの対応が困難な場合も想定されるため、臨時避難所を選定する。

対策内容	実施主体	市担当課
・ 臨時避難所の選定 ・ 臨時避難所の開設運営に伴う整備 ・ トレーラーハウス等の利用検討	市	危機管理防災課

第3節 火災予防・危険物施設対策

■計画の主旨

入間東部地区事務組合（消防）では、市内の祭りに参加し火災予防キャンペーンを行うとともに、小学生を対象としたポスターや防火標語を募集する等の取組を進めており、一層の火災予防のために、市民及び事業所に対し、防災知識の普及啓発及び危険物の安全対策を推進するよう指導、支援する。

■計画の内容

第1項 火災予防対策

対策内容	実施主体	市担当課
（１）出火の防止 【対児童生徒】 - 防火講座、防火実験の開催を通じた防災意識の向上と火災への警戒心の普及 - 火災予防に関する作文、ポスター等の作品募集による普及啓発 【対市民】 - 火災予防週間（３／１～７、１１／９～１５）や異常気象時の広報 - 新しい出火要因に関する知識の普及 - ポスター、立て看板の掲載 - 自治組織の会合における火災予防の普及、啓発	入間東部地区事務組合（消防）	危機管理防災課
（２）初期消火 【地域住民の初期消火力の強化】 - 自主防災組織の活動の支援 - 初期消火訓練の支援 【事業所の初期消火力の強化】 - 自衛消防対策の強化の支援 - 従業員及び周辺住民の安全確保の計画作成の支援	入間東部地区事務組合（消防）	危機管理防災課
（３）消防力の強化 - 計画的な消防施設の耐震化及び更新整備並びに消防設備等の充実強化 - 公共施設における消防用施設の定期点検並びに避難訓練の実施 - 延焼の危険性が高い地域、指定避難所周辺への耐震性貯水槽・防火水槽等の計画的な整備 - 女性・機能別団員等の確保による消防団員の増員 - 消防団の実践的な教育訓練の実施 - 消防団の車庫、詰所、資器材、車両等の計画的な更新整備 - 周辺市町村の消防本部との広域消防相互応援協定の締結 - 応援受入を想定した受入体制の整備並びに訓練の実施	入間東部地区事務組合（消防）	危機管理防災課

第2項 危険物対策

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 危険物施設 ・危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定に基づく指導 ・立入検査による災害防止の指導 ・危険物保安監督者の選任、解任の届出の徹底 ・危険物の取扱いに関する指導 ・法定講習会等の保安教育の徹底 ・危険物施設保安員等の選任指導 ・予防規程の作成遵守の指導	入間東部地区事務組合（消防）	危機管理防災課
(2) 危険物安全指導 ・消防法に定める危険物の貯蔵所、取扱所等の事業所に対し適正な指導の実施 ・危険物関係施設は技術上の基準に従い、施設の整備を促進、消防用設備を完備するように指導 ・防火管理には特に監督指導の実施 ・出火を想定し、特定施設に対して消防演習の実施 ・危険物の違法貯蔵の発見解消	入間東部地区事務組合（消防）	危機管理防災課
(3) 高圧ガス施設 ・高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費及び容器の製造等に関する高圧ガス保安法の基準に適合するよう指導又は措置命令の実施 ・警察と協調し取締指導方針の統一、情報交換 ・必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導 ・高圧ガス保安協会の協力のもとに、事故情報の配布、各種保安講習会等の開催 ・製造保安責任者による施設の維持管理及び保安教育の指導	入間東部地区事務組合（消防）	危機管理防災課
(4) 鉄砲・火薬類取扱施設 ・鉄砲・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導又は措置命令の実施 ・警察と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力した防災上の指導 ・全国火薬類保安協会の協力のもとに事故事例の配布 ・火薬類取締保安責任者講習会等の開催	入間東部地区事務組合（消防）	危機管理防災課

対策内容	実施主体	市担当課
（５）毒物劇物取扱施設 ・ 毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査 ・ 警察と協調した情報交換 ・ 関係機関の協力した防災上の指導 ・ 毒物劇物安全管理講習会等の開催	入間東部地区 事務組合（消 防）	危機管理防災課
（６）放射性物質取扱施設 ・ 万一の災害に備えた資材等の充実強化 ・ 関係機関、団体に対して防災活動に関する協力体制の確立	入間東部地区 事務組合（消 防）	危機管理防災課

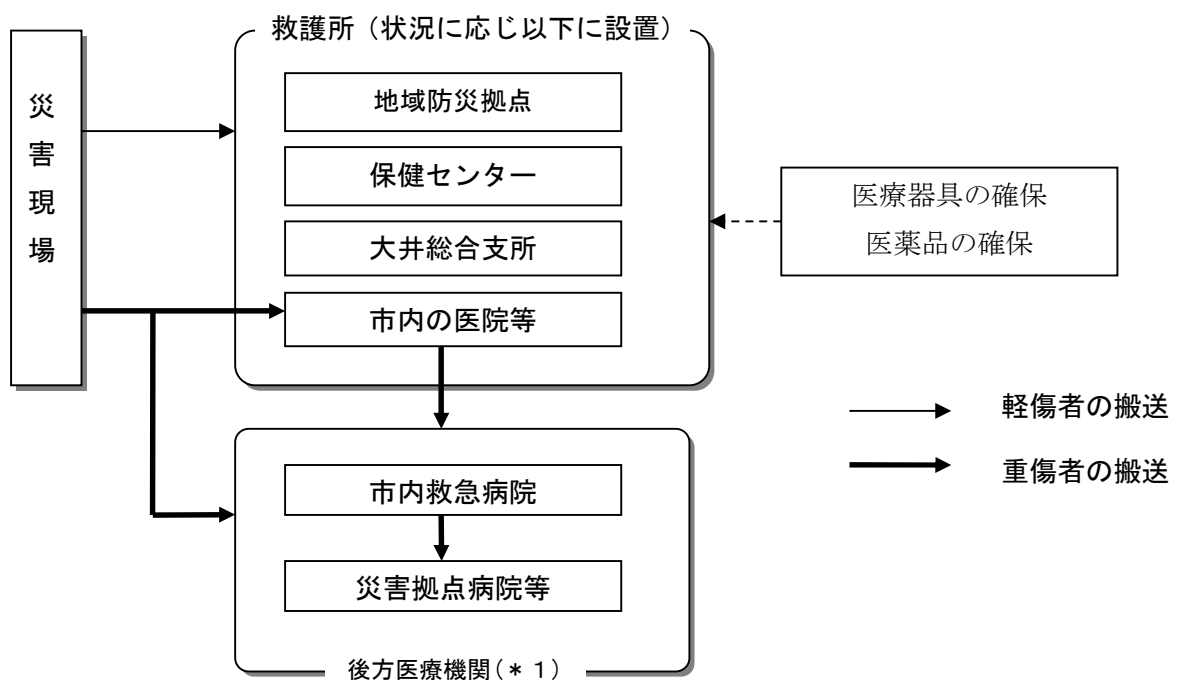
第4節 医療救護体制の整備

■計画の主旨

災害時には、医療機関と連携した救急救護活動が求められるため、災害の状況に応じた救急救護体制を整備する。

また、医師会等医療関係団体と災害時の協力に関する新たな協定を締結し、連携方法を明確にするとともに、医薬品等の保管、備蓄について医薬品関係団体と協議し、確保、充実を図る。

図 医療救護の流れ



* 1 後方医療機関

病院区分	病院名：所在市町
市内救急病院	上福岡総合病院、富家病院、三芳野第2病院
基幹災害拠点病院	川口市立医療センター：川口市／埼玉医科大学総合医療センター：川越市／さいたま赤十字病院：さいたま市
地域災害拠点病院	自治医科大学附属さいたま医療センター：さいたま市／北里大学メディカルセンター：北本市／埼玉県済生会加須病院：加須市／深谷赤十字病院：深谷市／獨協医科大学埼玉医療センター：越谷市／さいたま市立病院：さいたま市／防衛医科大学校病院：所沢市／川口総合病院：川口市／埼玉医科大学国際医療センター：日高市／行田総合病院：行田市／新久喜総合病院：久喜市／国立病院機構埼玉病院：和光市／草加市立病院：草加市／埼玉医科大学病院：入間郡毛呂山町／さいたま市民医療センター：さいたま市／上尾中央総合病院：上尾市／羽生総合病院：羽生市／埼玉県立小児医療センター：さいたま市／戸田中央総合病院：戸田市

病院区分	病院名：所在市町
災害時連携病院	熊谷総合病院：熊谷市／西埼玉中央病院：所沢市／埼玉成恵会病院：東松山市／入間川病院：狭山市／埼玉石心会病院：狭山市／越谷市立病院：越谷市／東埼玉総合病院：幸手市／白岡中央総合病院：白岡市／ふじみの救急病院：三芳町／小川赤十字病院：小川町

※災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能、院内の水や電気等のライフラインの維持機能、及び医療救護チーム（DMAT）の派遣機能等を持つ

※災害時連携病院は、災害拠点病院と連携を図りながら、中等症患者や容態の安定した重症患者を受け入れ、災害派遣医療チーム（埼玉地域DMAT）の派遣機能等をもつ

■計画の内容

第1項 医療救護体制の充実

対策内容	実施主体	市担当課
（１）医師会との連携体制づくり ・協定に基づく救護所設置、運営体制の検討 ・医師会との連携マニュアルの作成 ・市民に対する災害時における医師の活動内容の周知	市 医師会	保健センター
（２）医師会、歯科医師会、柔道整復師会、薬剤師会との連携体制の充実 ・各会と所属会員との連絡体制の確立 ・トリアージ（※１）、検案等の具体的活動体制の検討	医師会 歯科医師会 柔道整復師会 薬剤師会	保健センター
（３）救急救護設備、備品の充実 ・各診療所・拠点救護所の設備、備品等の状況把握 ・各診療所・拠点救護所の設備、備品の活用方法の協議	市 各診療所	保健センター
（４）医薬品、医療品の確保 ・薬剤師会との協議による薬局備品の活用 ・学校保健室等における備品確保 ・ドラッグストア等との医薬品等の提供に関する協定の検討	市 薬剤師会 医薬品業者	保健センター 学校教育課
（５）後方医療体制の確立 ・市内救急病院及び災害拠点病院との連絡体制の確立 ・トリアージを取り入れた応急処置訓練の実施 ・多数搬送を想定した装備の充実、訓練の実施 ・情報連絡体制の整備	医師会 市 入間東部地区 事務組合（消 防） 警察署	保健センター
（６）災害時の精神保健活動 ・災害時の心のヘルスケアに関する情報の普及 ・関係職員に対する研修等の実施	医師会 市	保健センター

※１ トリアージ：災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること

第2項 医療救護訓練の実施

対策内容	実施主体	市担当課
・災害対策本部の訓練と連携した医師会の体制づくり及び医療救護活動訓練の実施	市 医師会 歯科医師会 柔道整復師会 薬剤師会	保健センター

第5節 要配慮者支援体制の整備

■計画の主旨

要配慮者（＊１）の把握は、自治組織や民生委員・児童委員においても課題となっていたことから、自治組織及び民生委員等の協力を得て避難行動要支援者台帳管理システムを構築・活用する。

また、要配慮者及び避難行動要支援者（＊２）の実態把握を進めるとともに、自治組織、ボランティア組織や関係機関が連携した支援体制の拡充し、社会福祉施設や洪水浸水想定区域等内の要配慮者利用施設の防災対策、在住外国人への情報提供体制、乳幼児に対応した物資の備蓄や避難所環境の確保を推進する。

＊１ 要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者

＊２ 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。市長は避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿の作成と活用を義務付けられている（災害対策基本法第49条の10～13）

■計画の内容

第1項 要配慮者の把握と支援

要配慮者については、本人の申出に基づく登録、各課が保有する要配慮者名簿の集約等による情報整理が進められており、地域においては民生委員・児童委員、社会福祉協議会等による日常的な状況把握が行われている。このような行政の情報把握と地域活動の連携により、平常時から要配慮者の把握と支援を進める。

対策内容	実施主体	市担当課
（１）現行システムの充実 - 登録された要配慮者の名簿及び登録情報の更新 - 避難行動要支援者台帳管理システムの拡充	市	危機管理防災課
（２）要配慮者、避難行動要支援者の支援の具体化 - 福祉避難所への直接避難に関する検討 - 個別避難計画の作成の進め方、目標期間、更新、優先順位 - 個別避難計画の情報漏洩防止措置の実施 - 洪水浸水想定区域等内に住居する避難行動要支援者の把握・共有 - 自治組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー等の連携による支援体制の充実 市、消防、消防団、警察署等関係組織の情報の共有と支援体制づくり - ヘルプカードの作成及び配布 - 福祉関係者と連携した高齢者等に対する適切な避難行動に関する理解促進	市 市民団体	地域福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課

対策内容	実施主体	市担当課
（３）福祉活動を通じた要配慮者の把握 ・ひとり暮らし高齢者の見守りによる把握 ・民生委員・児童委員活動による把握 ・高齢者、障がい者ボランティア活動による把握 ・地域包括支援センター、ケアマネジャー等との連携による把握	市 市民団体 事業者 ＮＰＯ法人	地域福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課
（４）要配慮者を考慮した福祉避難所の確保 ・避難所における要配慮者のスペースの確保 ・福祉避難所の確保及び周知 ・福祉避難所で使用する物資の備蓄 ・要配慮者を考慮した情報伝達機器の設置と活用	市 市民団体	危機管理防災課 障がい福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 保育課

図 要配慮者と避難行動要支援者の関係

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

避難行動要支援者名簿に登録した者

避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するもの

■名簿の作成	【名簿掲載の範囲】 ①要介護認定を受けている者のうち要介護3以上のもの ②身体障害者手帳の交付を受けている者のうち次のもの 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由（下肢、体幹）、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能の者 ③療育手帳の交付を受けている者のうち最重度（○A）及び重度（A）のもの ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち1級のもの ⑤上記①から④の要件に合致しないが、自力避難が困難な者であって、次の何れかに該当するもの又は市長が特に認めるもののうち避難行動要支援者名簿への記載を希望するもの ア 要介護認定を受けている者のうち要介護1・2のもの イ 75歳に達した者のうち単身のもの ウ 上記②に該当しない身体障害者手帳の交付を受けている者 エ 療育手帳B又はCの交付を受けている者 オ 精神障害者保健福祉手帳2級又は3級の交付を受けている者 カ 指定難病患者
	【記載内容】 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、避難支援等を必要とする理由（本人の病状、障害者手帳取得状況及び認定等級、介護保険認定状況、家族構成：独居、高齢者のみの世帯）
	【入手方法】 関係課が保有する既存のデータベースから抽出、その他の者については、市が定める様式に基づき書面で市に提出。
	【関係課の役割】 市民課、高齢福祉課、障がい福祉課は、避難行動要支援者の避難支援等を迅速に実施するために、避難行動要支援者の居住地、状態、連絡先等の情報収集に努め、名簿情報の更新に協力する。
■名簿情報の利用・提供	【事前の情報提供】 対象：自治組織（自主防災組織を兼ねている）、民生委員、ふじみ野市社会福祉協議会、入間東部地区事務組合（消防）、東入間警察署、地域包括支援センターの6団体には、避難行動要支援者名簿を提供する。 【災害時の情報提供】 避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿の提供を行う。この場合、名簿提供に本人同意を要しない。
	■名簿情報提供の配慮 市より避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するよう努めなければならない。
	■秘密保持義務 市より避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援等により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。名簿の提供を受けなくなった後も、また、同様とする。

第2項 各種支援制度の災害時活用の検討

対策内容	実施主体	市担当課
（１）行政との連絡手段の災害時活用 ・ 視覚障がい者への電話サービス ・ 聴覚障がい者へのファックスサービス及びメール配信サービス	市	障がい福祉課

第3項 社会福祉施設対策

対策内容	実施主体	市担当課
（１）施設入所者の安全対策 ・ 防災計画策定による緊急時の初期対応や指揮命令系統の明確化と職員及び入所者への周知徹底 ・ 消防署や地域住民との合同訓練及び悪条件を想定した防災訓練の実施	施設管理者	障がい福祉課 高齢福祉課
（２）施設の安全性の確保 ・ 施設の設備の点検・整備・充実	施設管理者	障がい福祉課 高齢福祉課
（３）食糧・資機材の備蓄 ・ 以下の物資の備蓄（①～④は３日分（推奨７日分）） ① 非常用食糧（特別食を含む） ② 飲料水 ③ 常備薬 ④ 介護用品 ⑤ 照明器具 ⑥ 熱源（カセットコンロ等） ⑦ 移送用具（担架、ストレッチャー等）	施設管理者	障がい福祉課 高齢福祉課
（４）地域住民との連携 ・ 平常時からの施設入所者と地域住民との交流 ・ 災害時の協力体制づくり	施設管理者 市民	障がい福祉課 高齢福祉課
（５）ショートステイ等宿泊設備の活用 ・ 施設管理者との協議による可能性の検討 ・ 福祉避難所としての利用協定の締結の検討	施設管理者 市	障がい福祉課 高齢福祉課

第4項 要配慮者利用施設対策

対策内容	実施主体	市担当課
- 避難確保計画の作成・公表、市への報告 - 避難確保計画に基づいた避難訓練の実施、市への報告	洪水浸水想定区域等内における要配慮者利用施設の所有者又は管理者	障がい福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 保育課 保健センター 学校教育課
- 避難確保計画や訓練に対する助言又は勧告 - 避難確保計画未作成の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対する計画作成等の指示 - 指示に従わない要配慮者利用施設の公表	市	障がい福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 保育課 保健センター 学校教育課

※【資料編 13 洪水浸水想定区域等内の要配慮者利用施設一覧】参照

第5項 在住外国人の支援

対策内容	実施主体	市担当課
（１）防災情報の提供 - 防災情報の多言語表示 - 防災訓練など災害を体験する機会の啓発 - 防災に関する外国語版情報誌等の作成	市	危機管理防災課 協働推進課 施設管理課
（２）災害時の対応 - 情報入手方法など日頃からの情報提供 - 通訳ボランティア派遣実施に向けた検討	市 社会福祉協議会 ボランティア 連絡協議会	危機管理防災課 協働推進課

第6項 乳幼児への支援

対策内容	実施主体	市担当課
（１）乳幼児向け備蓄品の整備 - ミルク、哺乳瓶、おむつ等の備蓄 - 大型スーパー、乳幼児用品専門店、ドラッグストア等との協定の検討	市	危機管理防災課
（２）避難所における乳幼児への配慮 授乳・おむつ替えスペースの検討、配置	市	子育て支援課 保育課 保健センター

第6節 応急物資の供給体制の整備

■計画の主旨

飲料水、食品、簡易トイレ等を応急対応時に必要な品目を各小中学校、公民館等に分散備蓄し、毛布、暖房器具、炊き出し用具などは防災備蓄品管理倉庫等に集中して備蓄する。

本計画における被害想定をもとに、物資供給の必要量を検討し、計画的な備蓄を進めるとともに、民間団体等との協定による供給体制や物資の輸送体制を整備する。

■計画の内容

第1項 食料の確保

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 実施主体及び供給対象者 ・実施主体は市民、市、県 ・供給対象者は避難者及び災害救助従事者 (2) 備蓄の考え方 ・本計画の被害想定による地震後1日目の避難者数の1.5日分を確保するものとし、内訳は下表のとおりとする。 ・市の備蓄量は、【資料編 10 防災備品一覧】の通りである。 ・供給対象は、避難所避難者、災害救助従事者及び教育・保育施設（中学校・小学校・幼稚園・保育園）において引き取りまで保護する児童等とする。 ・備蓄の不足分は、計画的な備蓄と協定締結団体等により確保を図る。 (3) 品目 ・保存期間が長くかつ調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、避難者の多様なニーズに対応したものとする。	市民 市 県	危機管理防災課

表 食料の供給対象者と供給日数

供給対象者	県	市町村	合計	市民
避難者	1.5日分	1.5日分	3日分	最低3日分
災害救助従事者	3日分	3日分	6日分	推奨7日分

※【資料編 14 食料の備蓄量】参照

第2項 飲料水の確保

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 実施主体及び供給対象者 ・実施主体は市民、市、県 ・供給対象者は災害により水道の断水や井戸の枯渇又は汚染により飲料水を得られない者 (2) 1日あたりの目標水量 ・本計画の被害想定による断水人口 21,668 (11,630) 人とし、被災後の時間経過に伴って下表の水量を目標とする。 (3) 給水用資機材の整備 ・応急給水用の資機材の計画的備蓄 (4) 災害用防災井戸の活用 ・定期的水質検査の実施 ・民間井戸の活用の検討 ・飲料用以外にも、生活用水として活用できる井戸の確保 (5) 応急給水体制の整備と周知 ・給水車による給水先の検討（透析対応病院等） ・給水拠点及び給水設備の周知 ・水道職員退職者等の人材確保 ・飲料水兼用耐震性貯水槽の活用	市 県 事業者	上下水道課

表 1日当たり目標水量

地震発生からの期間	目標水量	水量の根拠
地震発生から3日	3ℓ/人・日	生命維持に最小限必要な水量
地震発生から10日	20ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
地震発生から21日	100ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
地震発生から28日	250ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

第3項 生活必需品の備蓄・確保

本計画の被害想定による1週間後の避難人口の約1,800（約4,000）人に対応した物資の配備を検討する。

対策内容	実施主体	市担当課
（１）防災備蓄品の配備 ・防災備蓄品の計画的な配備 ・防災倉庫の計画的配置及び修繕等の実施 ・防災備蓄品管理倉庫の運用 ・地域防災拠点における保管場所の確保 ・要配慮者、女性、乳幼児にも配慮した備蓄品（感染症対策物品も含む）の計画的購入 ・備蓄品の計画的な供給方法の検討	市	危機管理防災課
（２）民間団体等との協力体制づくり ・民間団体等との協定の具体化の検討	市 事業者 民間団体	各課

第4項 市民・民間における物資の確保

対策内容	実施主体	市担当課
（１）各家庭における備蓄品等の確保 ・最低3日分（推奨7日分）の飲料水、食料、生活必需品等の確保 ・所有自動車への満タン給油の実施	市民	危機管理防災課
（２）事業所における物資の確保 ・従業員を対象とした備蓄品の確保	事業者	産業振興課

第5項 防災用資機材の備蓄・確保

対策内容	実施主体	市担当課
（１）防災用資機材の備蓄 ・災害従事者等が使用する防災用資機材の必要品目、必要数の検討、保管、備蓄、更新及びメンテナンス	市	危機管理防災課
（２）品目 ・救助用資機材、移送用具、応急復旧活動に必要な資機材、ろ水機、発動発電機、投光機、テント、ブルーシート、土のう袋、避難所用資機材、携帯電話用充電器等		
（３）防災用資機材の調達体制の整備 ・災害時に不足する防災用資機材の調達方法の検討		

第6項 物資輸送体制の整備

対策内容	実施主体	市担当課
(1) 地域内輸送拠点の充実 ・物流倉庫を有する物流事業者との協定締結の検討 (2) 地域内輸送拠点の整備 ・災害対策本部との連絡手段の確保 ・非常用発電機及び備蓄燃料の確保、パレット・台車等の備蓄等の整備 (3) 物資供給マニュアルの作成 ・地域内輸送拠点から指定避難所等までの物資供給について具体的な手順を示した地域内輸送拠点開設運営マニュアルの作成 (4) 物資調達・輸送調整等支援システムへの登録 ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した備蓄物資及び地域内輸送拠点の登録、更新 (5) 支援物資の受入れや物資の供給に係る訓練の実施 ・物資の備蓄状況の確認、支援物資の応援要請、地域内輸送拠点での受入、指定避難所への輸送等の流れや手順確認訓練の実施 ・訓練を通じた協定締結事業者等との緊急連絡先、要請手続方法の確認	市	危機管理防災課

第7節 ごみ・がれき・し尿処理対策

■計画の主旨

災害時には、ごみ・がれきの処理が課題となることから、運動公園、環境センター第2駐車場、上福岡清掃センター跡地東側、上福岡清掃センター跡地保管庫前、スポーツセンター総合体育館駐車場、総合体育館前グラウンド・ゴルフ場を仮置場候補地として、清掃施設や周辺敷地の活用を図るとともに、民間との連携による実施体制を確立する。被害想定では、一部下水道に支障が出る世帯もあることや、避難所に市民が集中することも予測されることから、清掃関係事業者と避難所に仮設トイレを設置する協定や、浴場組合とは生活用水確保の協定を締結するとともに、災害時を想定した計画的なトイレの配置と収集方法を検討する。また、災害時の環境衛生対策として、入浴関連設備の所有者との協定締結を検討する。

■計画の内容

第1項 ごみ・がれき対策

対策内容	実施主体	市担当課
（１）ごみ・がれき処理計画の作成 ・災害廃棄物の仮置場への搬入ルートを検討 ・発生源、発生量の予測及び機材、仮置場の必要量の把握 ・災害時のごみ収集ルートを検討 ・近隣市との広域的な連携体制の確立	市	環境課
（２）実施体制の検討 ・災害廃棄物の処理体制の整備 ・民間業者との車両及び人材提供に関する協力体制の確立	市 事業者	環境課

第2項 し尿処理対策

対策内容	実施主体	市担当課
（１）資機材の確保 ・仮設トイレ、し尿処理剤等の計画的備蓄 ・災害時のトイレ利用マニュアルの作成 ・民間業者の資機材提供等の協力体制の検討 ・公園への災害時利用可能トイレの整備検討 ・各家庭における簡易トイレの備蓄の推進	市 事業者 市民	危機管理防災課 環境課 公園緑地課
（２）生活用水の確保 ・民間井戸、プール、貯水槽等水源の検討、確保	市 市民	危機管理防災課

第3項 衛生環境対策

対策内容	実施主体	市担当課
（１）入浴環境の確保 ・仮設シャワー、仮設風呂、移動入浴車両等の貸出業者と協定締結	市	環境課

第8節 帰宅困難者対策

■計画の主旨

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震では、公共交通機関が長時間停止したために、上福岡駅に約220人に及ぶ通勤通学者が滞留し、近隣の公共施設に誘導する事態となったことから、帰宅困難者（※1）においては、「むやみに移動しない」ことを基本として、帰宅困難者の状況に応じた対策を講じるとともに、市内事業所・学校等の通勤通学者と地域との交流を促進し、帰宅困難者が可能な範囲で応急復旧活動に協力する体制を構築する。

※1 帰宅困難者：帰宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人

■計画の内容

第1項 情報の提供

対策内容	実施主体	市担当課
（1）帰宅困難者対策のPR ・帰宅困難者対策パンフレット及びホームページの活用 ・一時滞在施設、帰宅支援サービスステーションの普及 ・災害用伝言ダイヤル、災害用伝言サービス等の普及	市 事業者	広報広聴課 危機管理防災課
（2）情報提供体制の充実・普及 ・緊急速報メール等による状況提供の充実 ・交通機関と連携した情報提供体制の充実 ・一時滞在施設における通信環境（公衆無線LAN等）の整備	市 事業者	危機管理防災課

第2項 市内通勤通学者対策

対策内容	実施主体	市担当課
（1）事業所、学校等における安全確保対策 ・帰宅行動の抑制のPR ・家族の安否確認方法の徹底	事業者 各学校	産業振興課 教育委員会
（2）地震対策マニュアルの作成 ・通勤通学者及び来訪者への対策の作成 ・対象者の水、食料等備蓄品の確保 ・災害時の自治組織、自主防災組織等との協力・連携体制づくり	事業者 各学校	危機管理防災課 教育委員会

第3項 一時滞在者・帰宅途上者対策

対策内容	実施主体	市担当課
（１）一時滞在施設の確保 ・上福岡駅周辺：出張所、コスモスホール及びふじみ野ステラ・イーストホール棟 ふじみ野駅周辺：産業文化センター ・一時滞在施設と交通機関の情報連絡体制の整備 ・施設の耐震化の促進	市 事業者	危機管理防災課 関係課
（２）備蓄品の確保 ・一時滞在者数に応じた備蓄倉庫及び備蓄品の確保	市	危機管理防災課
（３）災害時帰宅支援ステーション（＊１）の充実 ・ステーションの拡大と内容の充実 ・ステーションと連携した情報提供体制の充実	市 事業者 県	危機管理防災課

＊１ 災害時帰宅支援ステーション：コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどの施設と自治体が協定を結び、大地震が発生した場合、①飲料水の提供 ②トイレの使用 ③地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供などをする施設。可能な範囲で帰宅途上者への支援サービスに協力してもらう。

第4項 市外通勤・通学者対策

対策内容	実施主体	市担当課
（１）情報提供の拡充 ・Ｆメールの普及 ・ホームページ、ＳＮＳ等による市内情報の発信の拡充（被災状況、交通機関情報等） ・一時滞在施設における掲示板の設置、活用	市 事業者 市民	広報広聴課 各施設
（２）帰宅困難な保護者への対応 ・引き取りや帰宅が困難な児童・生徒の把握と滞在対策の確立（保護者との連絡方法、滞在所及び備蓄品の確保等） ・小中学校における地震対策マニュアル作成による対策整備	市	子育て支援課 保育課 教育委員会 各施設

第9節 生活再建支援体制の整備

■計画の主旨

災害後の市民の生活再建を迅速に実施するため、罹災証明書の発行体制、被災住宅の調査体制を整備するとともに、応急住宅や復興に関する事前の準備を実施することで、生活環境の早期復旧を図る。

■計画の内容

第1項 罹災証明書の発行体制の整備

対策内容	実施主体	市担当課
- 住家被害認定調査の実施体制の整備 - 家屋被災時における家屋内外の写真撮影（自己判定方式）に関する普及啓発	市	税務課 収税課
罹災証明書の発行体制の整備	市	市民課 市民総合窓口課 市民総合相談室

第2項 応急住宅対策

対策内容	実施主体	市担当課
- 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定の実施体制整備 - 余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための広報活動の実施 - 被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談等の運用体制の確立	市	産業振興課 都市計画課 建築課
- 建設型応急住宅用地の選定、確保 - 建設型応急住宅の適地調査の実施 - 応急仮設住宅（建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅）の入居・管理体制の整備	市	建築課

第3項 動物愛護

対策内容	実施主体	市担当課
- 飼育動物に係る災害時の備えや動物の所有者明示に関する普及啓発 - 災害時に備えたしつけに関する普及啓発	市 県 獣医師会 動物関係団体	環境課

第4項 文教対策

対策内容	実施主体	市担当課
・ 応急教育に関する計画の策定 ・ 応急教育に関する事前対策の推進	市	学校教育課

第5項 被災中小企業支援

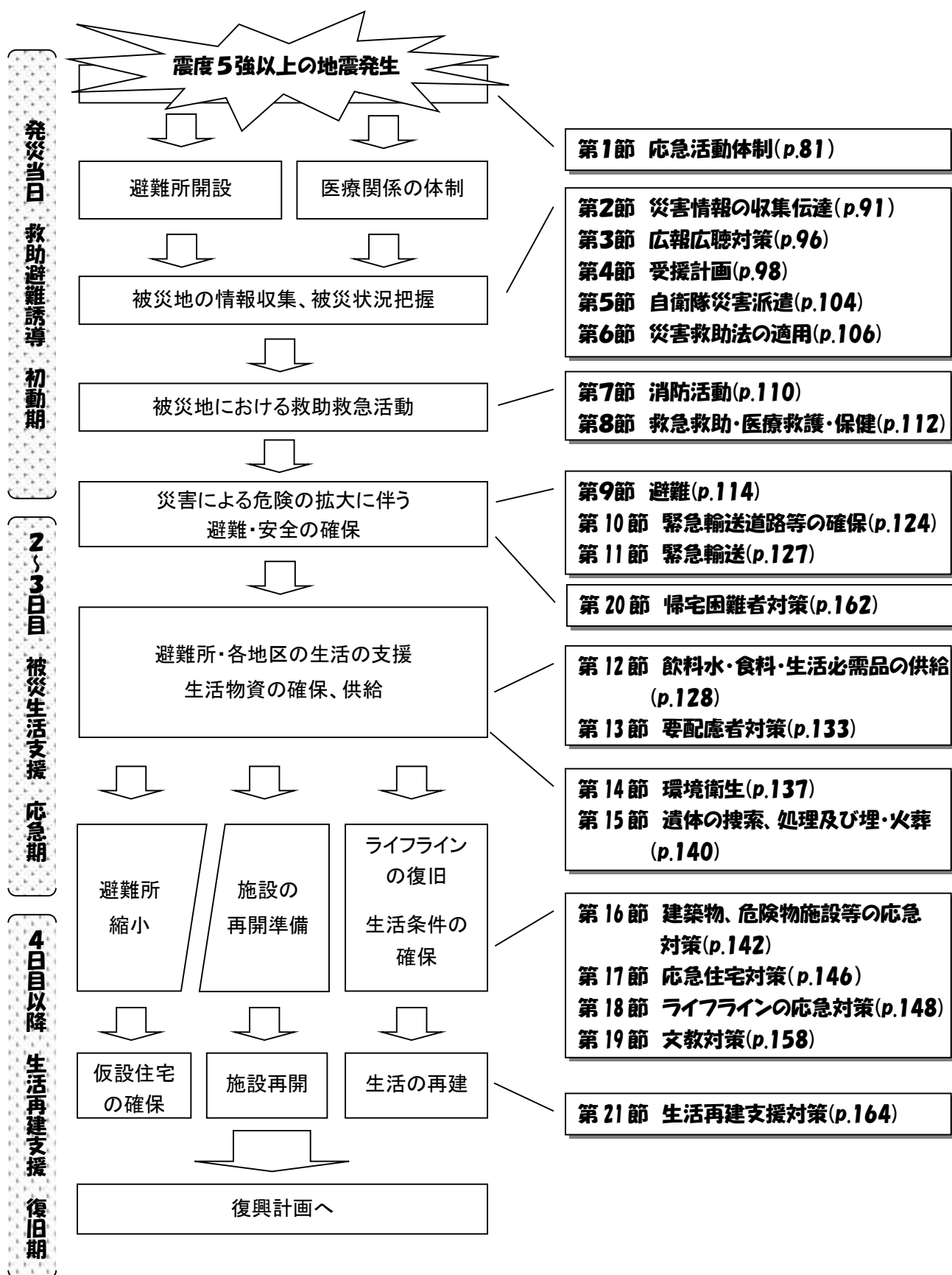
対策内容	実施主体	市担当課
・ 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備	市	産業振興課

第6項 復興事前準備

対策内容	実施主体	市担当課
・ 復興まちづくりの基本的な進め方の検討、復興ビジョンの検討 体制の準備、復興ビジョンの事前検討等の推進 ・ 復興に関する既存制度の効果的な活用検討 ・ 復興まちづくりを担う職員の育成	市	都市計画課 建築課

第 3 部 災害応急対策計画

第1章 地震応急対策計画



第1節 応急活動体制

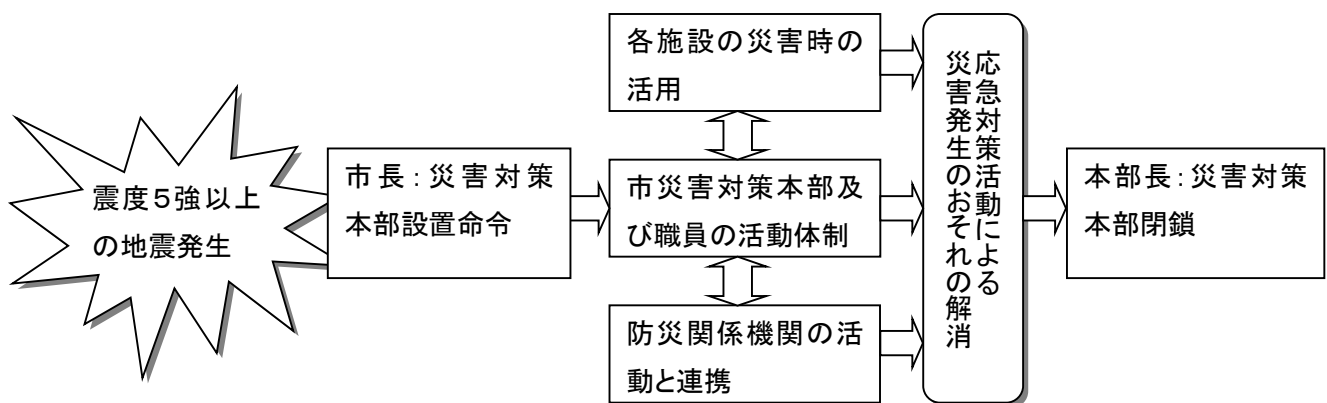
■計画の主旨

地震が発生した場合には、震度、被害状況等により災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるために、震度、勤務状況に応じた職員の活動体制と任務を定め、防災関係機関と災害対策本部との連携体制を確立する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 配備動員計画	●			全職員
第2項 活動体制	●	●		各班、自治組織、自主防災組織、事業所

■計画の関係図



■計画の内容

第1項 配備動員計画

1 職員の参集配備基準

地震災害については、震度を目安として配備参集基準を設定する。震度5強以上の場合、市災害対策本部を設置、震度5強で非常体制第1配備、震度6弱以上で非常体制第2配備をとる。また、災害対策本部、地域防災拠点等に災害時初動要員となる職員を指定職員としてあらかじめ定める。

なお、策定する業務継続計画を考慮した職員配備を行う。

表 災害時の配備体制

震災時の活動体制				
体制名称		震度	時期と活動内容	活動体制
				勤務時間内
				勤務時間外
警戒体制	第1配備	震度4	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	・関係課が連携し情報収集 ・危機管理防災課が参集 ・関係機関との連絡
	第2配備	震度5弱	軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	・全課が人員を配置できる体制をとり、各課が連携して活動 ・各課は被害状況等を確認し、危機管理防災課に連絡する
非常体制（市災害対策本部設置）	第1配備	震度5強	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように当該部長が必要と認める職員を配備して活動する体制	・各班は体制をとり、被害状況に応じて市災害対策本部の指示により活動 ・指定職員が自動参集
	第2配備	震度6弱以上	激甚な災害が発生した場合において組織及び機能の全てをあげて活動する体制	・全員が活動できる体制 ・全員が自動参集

2 災害時体制と職員の配備

災害時の各部・課の体制は次頁の表のとおりとする。

「担当、防災関係機関」欄の記載順は、次頁に定める組織順とする。

表 各部課の体制

本部会議 (非常体制)	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：部長級の職員及び大井総合支所長					
対策部等 (統括者)	対策班	該当課等	警戒体制		非常体制	
			第1 配備	第2 配備	第1 配備	第2 配備
総括部 (総合政策 部長、総務部 長)	本部班	経営戦略室、危機管理防災課	●	●	●	●
	大井総合支所班	市民総合窓口課	●	●	●	●
	広報班	秘書室、広報広聴課	●	●	●	●
	財政班	財政課、会計課		●	●	●
	地域防災拠点班	指定職員		●	●	●
	情報庶務班	情報・統計課、契約・法務課、 人事課、資産管理課、監査委員 事務局	●	●	●	●
	被害調査班(税)	税務課、収税課		●	●	●
避難活動部 (市民生活 部長、市民活 動推進部長)	市民対応班	市民課、市民総合相談室		●	●	●
	環境衛生班	環境課		●	●	●
	物資供給班	協働推進課、文化・スポーツ振 興課、産業振興課		●	●	●
救援福祉部 (福祉部長、 こども・元気 健康部長)	地域応援班	地域福祉課、生活福祉課、障 がい福祉課、高齢福祉課、子育て 支援課、保育課、各施設職員		●	●	●
	障がい・高齢者支援 班	障がい福祉課、高齢福祉課		●	●	●
	こども支援班	子育て支援課、保育課		●	●	●
	医療救護班	保険・年金課、保健センター (障がい福祉課、高齢福祉課、 子育て支援課、保育課所属の保 健師)		●	●	●
応急復旧部 (都市政策 部長)	被害調査班(都市)	産業振興課、都市計画課		●	●	●
	応急住宅班	建築課		●	●	●
	土木復旧班	都市計画課、公園緑地課、道路 課、上下水道課	●	●	●	●
	水道給水班	上下水道課	●	●	●	●
文教部 (教育部長)	学校教育班	教育総務課、学校教育課、各学校		●	●	●
	給食班	学校給食課		●	●	●
	社会教育班	社会教育課、公民館、歴史民俗 資料館、郷土資料館		●	●	●
市議会災害 対策会議 (議会事務 局長)	議会班	議会事務局		●	●	●

3 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市長は、市の区域内の市民又は応急処置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、その者、又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第2項 活動体制

1 災害対策本部の設置

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 大井総合支所班	・市長は、市域に相当規模の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、非常体制を発令する必要があると認めたときは、市災害対策本部を設置する。 ・市長が不在の場合は、副市長、教育長の順で代行し、決定する。なお、2者がいずれも不在の場合は、上席職員で決定する。 ・また、市長は、市の地域に災害の拡大するおそれが解消したとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したときは、市災害対策本部を閉鎖する。 ・市災害対策本部設置及び配備体制の決定又は市災害対策本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われた場合には、次に掲げる機関・組織のうち必要と認めるところに対して通知をする。 ア 市各部課・班 イ 県知事（統括部） ウ 消防長及び警察署長 エ 防災会議委員 オ 隣接市町の長 カ その他関係機関の長 ・市災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。大井総合支所は、1階災害対策室に設置する。 ・秘書室長は、必要に応じて市長・副市長の秘書的業務等を行う。

2 地域防災拠点の設置

担当、防災関係機関	対策内容
地域防災拠点班	・指定職員は、あらかじめ定められた小中学校等に参集し地域防災拠点を設置する。 ・災害対策本部と地区対策本部との連絡体制をとる。 ・必要に応じ指定避難所を開設する。

3 地区対策本部の設置

担当、防災関係機関	対策内容
自治組織 自主防災組織 事業所	- 震度5強以上の地震が発生した場合は、自治組織・自主防災組織は、地区活動拠点（地区集会所等を自主的に選定）に地区対策本部を設置し、災害時の活動体制を整える。 - 地区対策本部は、自治組織・自主防災組織の役員、防災担当者等により構成し、地区住民と市及び防災関係機関と連携して応急対策活動を進める。 - 地区対策本部は、市の地域防災拠点（小・中学校等）との情報連絡体制を整える。

4 行政機能の確保状況の報告

担当、防災関係機関	対策内容
本部班	- 市内で震度6弱以上の地震による揺れを観測した場合、災害概況報の報告後、トップマネジメント機能、人的体制、物的環境を県指定様式（市町村行政機能の確保状況の把握フロー及び報告様式）に基づいて現状を確認する。 - 確認した内容から市町村行政機能チェックリストを作成して、災害発生後12時間以内に県（統括部）へ報告する。 - 市町村行政機能チェックリストの内容に変更が生じた場合は、速やかに県（統括部）へ報告する。

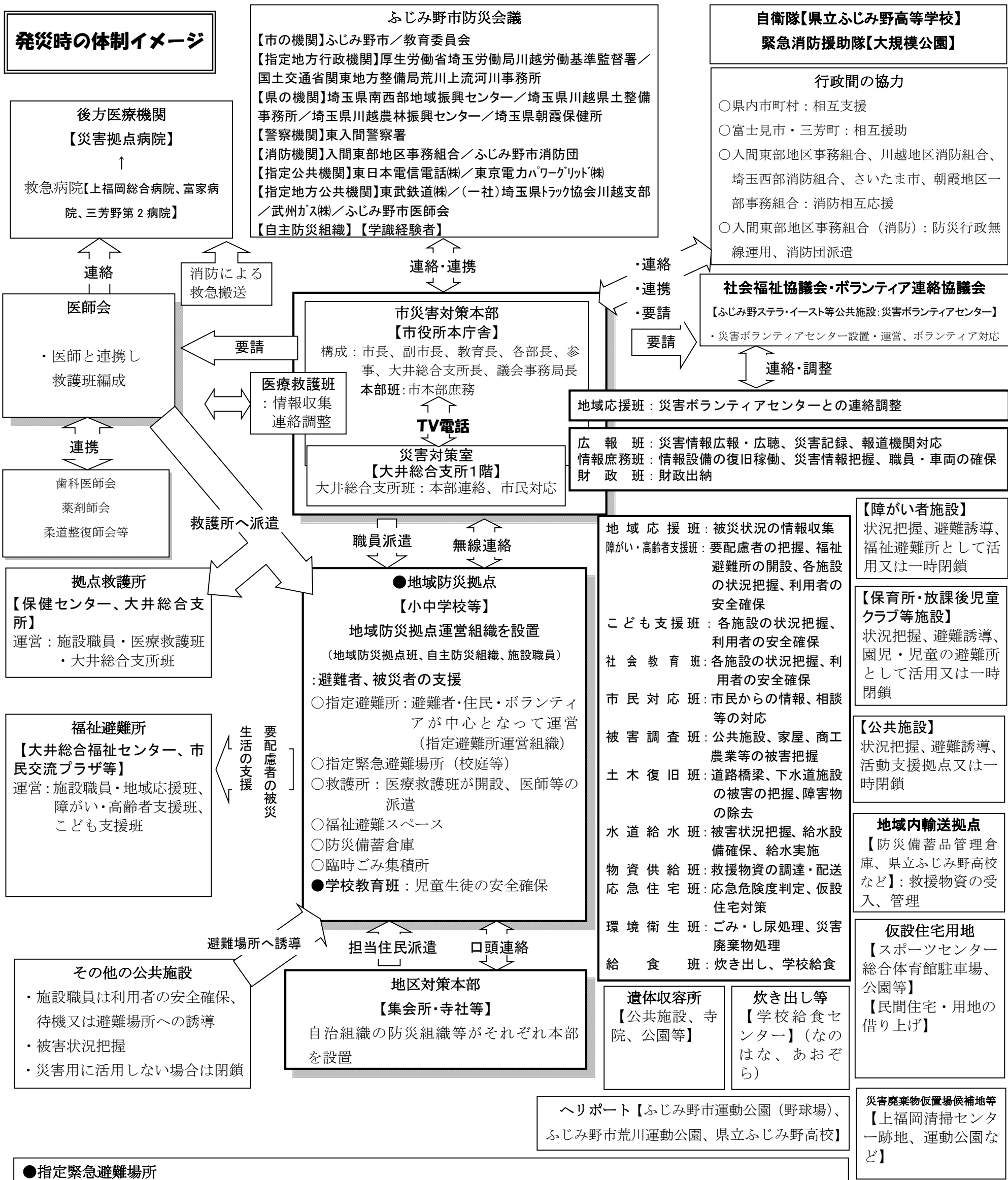
5 発災後の活動体制と流れ

職名	担当者	役割	職名	担当者	役割
本部長	市長	本部の事務を統括し、各部の職員を指揮監督する。	本部員	部長級の職員及び大井総合支所長	本部長の命を受け、各班の指揮をとる。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これを代行する。			

各部、各班の構成と発災後の活動内容

対策部等 （統括者）	対策班	該当課等	初動期（発災１日）：被災者の人命救助・安全確保	応急期（２，３日）：被災者生活支援	復旧期（４日～）：生活再建支援→復旧復興へ
			情報連絡／被害状況の把握／救助・救護、消火／避難誘導	指定避難所・福祉避難所の運営／緊急輸送ネットワークの確保／生活物資の確保・配布	被災状況調査／罹災証明書の発行／生活相談／保健衛生／ライフライン復旧／通常業務・施設の再開準備
総括部 （総合政策部長、総務部長）	本部班	経営戦略室 危機管理防災課	●災害対策本部設置（市役所本庁舎） ・被災状況把握／防災関係機関との連絡／応援要請	●災害対策本部 ・災害救助法適用の判断、要請	●災害対策本部 ・復旧事業の実施、復興計画の策定 ・必要な通常業務の再開、移行
	大井総合支所班	市民総合窓口課指定職員	●災害対策室設置（大井総合支所１階） ・災害対策本部との連絡 ・市民からの情報、相談等への対応／市民の安否情報、被災情報の整理		●被災生活、生活再建支援 ・災害対策本部との連絡／生活相談、生活再建支援体制、貸し付け等受付／罹災証明書の受付・発行
	広報班	秘書室、広報広聴課	●広報・災害情報広報・広聴（防災無線、広報車、ホームページ、関係機関等の掲示関係）／災害記録写真の撮影、保存／報道機関への対応【上福岡郵便局・タクシー会社】		
	財政班	財政課、会計課	●本部班、広報班への協力	●財政・出納 ・応急対策予算執行	・義援金の配分 ・復旧事業予算の執行／復興計画策定
	地域防災拠点班	指定職員	●地域防災拠点の開設 ・地区の被災情報収集／本部との連絡	●地域防災拠点 ・被災者の生活支援（物資供給等）	●地域防災拠点 ・被災地の状況により解消
			・自治組織・自主防災組織との連絡調整／応援要請等【自治組織・自主防災組織】		
	情報庶務班	情報・統計課 契約・法務課、人事課、資産管理課、監査委員事務局	●指定避難所の開設 ・指定避難所の確保・安全点検／避難者の受入→指定避難所組織の設置／物資の配布		
●情報設備の復旧稼働、災害情報把握 ・情報システム緊急時対応体制の設置／主要情報システム及びネットワークの確認並びに復旧・職員、施設の被害情報の収集整理					
被害調査班（税）	情報・統計課 契約・法務課、人事課、資産管理課、監査委員事務局	●職員・車両の確保 ・職員安否把握、人員配置／車両・資器材調達、配備	●職員・車両の確保 ・人員調整、職員活動支援／救済・救助物資輸送		
		●被害状況把握 ・自己判定方式の準備・対応	●被害状況把握 ・住家被害認定調査／罹災台帳作成		
避難活動部 （市民生活部長、市民活動推進部長）	市民対応班	市民課 市民総合相談室	●市民対応 ・市民からの情報、相談等への対応 ・市民の安否情報、被災情報の整理		●罹災証明書の受付・発行
	環境衛生班	環境課	●ごみ・がれき・し尿処理 ・清掃施設の被害状況把握 ・臨時ごみ集積所の確保（地域防災拠点）	・ごみ・がれきの収集→候補地から仮置場の確保（運動公園、環境センター第２駐車場等） ・指定避難所の衛生管理、し尿処理	
	物資供給班	協働推進課、文化・スポーツ振興課、産業振興課	●備蓄品の確認 ●救援物資の依頼 ●施設の被害状況把握 利用者の安全確保／避難誘導 ●施設の状況把握	●地域内輸送拠点（県立ふじみ野高校へは職員を派遣） ・受け入れ準備／救援物資の受入・管理 ●対策本部指示による施設の活用	

対策部等 （統括者）	対策班	該当課等	初動期（発災１日）：被災者の人命救助・安全確保		応急期（２，３日）：被災者生活支援	復旧期（４日～）：生活再建支援→復旧復興へ
			情報連絡／被害状況の把握／救助・救護、消火／避難誘導		指定避難所・福祉避難所の運営／緊急輸送ネットワークの確保／生活物資の確保・配布	被災状況調査／罹災証明書の発行／生活相談／保健衛生／ライフライン復旧／通常業務・施設の再開準備
救援福祉部 （福祉部長）	地域応援班	地域福祉課、生活福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、保育課、各施設職員	●地区対策本部への協力、情報収集（救助、行方不明者捜索、遺体の扱い等） ●指定避難所の福祉避難スペースへの協力、情報収集 ●被災地自治組織への協力 ・要配慮者の支援／避難誘導 【民生委員・児童委員、高齢者・障がい者団体】		●災害ボランティアセンターとの連絡調整【社会福祉協議会・ボランティア連絡協議会】 ・災害ボランティアセンターとの連絡調整 ●遺体安置の確認 ●指定避難所の福祉避難スペースへの協力 ●福祉避難所の開設（社会福祉施設等） ・避難者の受入調整／物資の配布	●被災生活、生活再建支援 ・生活相談、生活再建支援体制、貸し付け等受付 ・生活の場の移行（自宅、仮設住宅等）
	障がい・高齢者支援班	障がい福祉課、高齢福祉課	●施設の被害状況把握 ・利用者の安全確保／避難誘導 ●在宅者の安否確認・安全確保 ・高齢者あんしん相談センター、ケアマネジャー等と連携した要配慮者の安全確保／避難誘導 ●障がい、介護保険サービス事業者による連携支援 ●協定施設との避難調整 ・施設への緊急入所等の調整			
	救援福祉部 （こども・元気健康部長）	こども支援班	子育て支援課、保育課	●施設の被害状況把握 ・利用者の安全確保／避難誘導 ●保育園児、放課後児童クラブ児童の安全確保 ・避難誘導、保護者への引き渡し ●妊産婦、幼児等への支援		
	医療救護班	保険・年金課、保健センター（障がい福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、保育課所属の保健師）	●医療救護体制 ・医師会と連絡、医療救護班編成→拠点救護所開設、傷病者の救護、各地域防災拠点の救護所への医師等派遣【ふじみ野市医師会・日赤支部】 ・避難所の保健指導、衛生管理 ・医薬品の確保			
応急復旧部 （都市政策部長）	被害調査班（都市）	産業振興課、都市計画課	●建物被害 ・被害状況把握→本部へ連絡 ・被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への協力依頼→危険度判定の実施			●被害状況把握 ・被災家屋調査／被災台帳作成 ●復興計画の策定
	応急住宅班	建築課				●仮設住宅の確保 【宅地建物取引業協会】
	土木復旧班	都市計画課、公園緑地課、道路課、上下水道課、	●施設被害 ・被害状況把握、建設業団体へ協力要請→緊急輸送道路等の障害物除去・復旧工事／生活道路の障害物除去・復旧工事 →下水道の補修、復旧工事			
	水道給水班	上下水道課	●施設被害 ・被害状況把握、管工事団体へ協力要請→復旧工事 ●給水 ・飲料水の確保→指定避難所、医療施設等への給水 被災地へ給水			
文教部 （教育部長）	学校教育班	教育総務課、学校教育課、各学校	●施設被害 ・学校施設の被害状況把握 ●児童生徒の安全確保 ・避難誘導、保護者への引き渡し ●地域防災拠点班に協力			●学校の再開準備
	給食班	学校給食課	●施設被害 ・被害状況把握	●施設復旧→炊き出しの実施（被害状況により指定避難所で実施） ●学校給食再開準備		
	社会教育班	社会教育課、公民館、歴史民俗資料館、郷土資料館	●西公民館 ・施設の被害状況把握、利用者の安全確保・避難誘導→地域防災拠点として活用 ●他の施設 ・施設の被害状況把握、利用者の安全確保・避難誘導→一時閉鎖			●施設再開準備
市議会災害対策会議 （議会事務局長）	議会班	議会事務局	●議員からの被災情報を収集及び整理、市災害対策本部へ提供 ●議員の安否情報の収集 ●市本部から災害情報の提供を受け、議員へ提供 ●市本部からの依頼事項についての対応 ●議長を通し、市本部へ要望及び提言			



第2節 災害情報の収集伝達

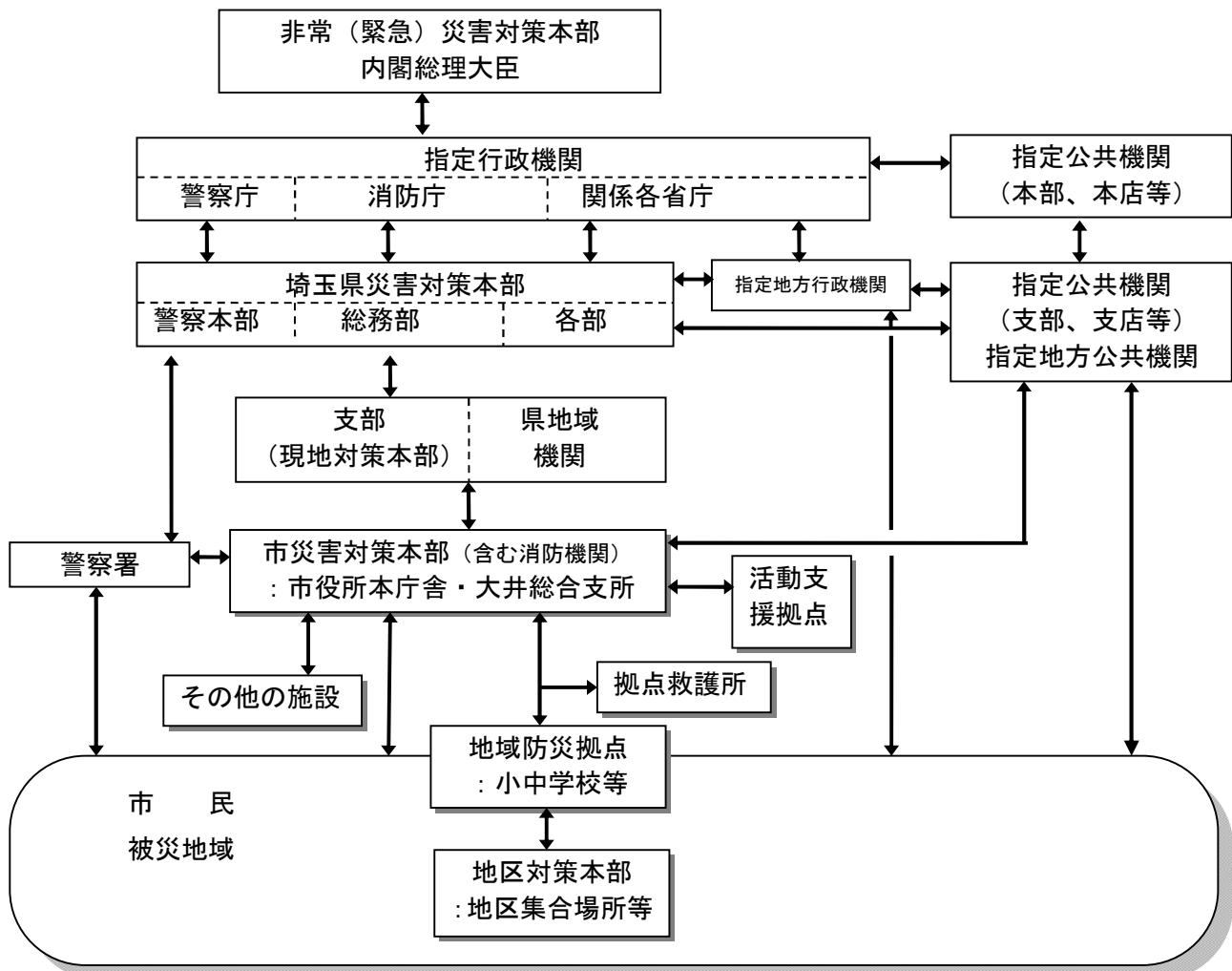
■計画の主旨

災害発生時には、通常使用している固定電話や携帯電話が回線の輻輳等により、防災関係機関との主要な連絡手段として活用することは困難であることから、速やかに防災行政無線等が使用できるように準備し、情報連絡体制を確立する。災害発生直後は、市、防災関係機関並びに市民がそれぞれの立場から被災状況等の情報収集活動を展開し、市内の被災状況全体を明らかにする。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 通信手段の確保	●			各班
第2項 地震情報の収集伝達	●			秘書室、広報広聴課、危機管理防災課≪市災害対策本部を設置している場合≫本部班、大井総合支所班、広報班、警察署、市民
第3項 被害情報の収集伝達	●	●	●	本部班、情報庶務班

通信連絡系統図



■計画の内容

第1項 通信手段の確保

1 市が使用する通信施設の種類

担当、防災関係機関	対策内容
各班	・市が、県及び県の出先機関並びに他の防災関係機関との間で、地震情報や被害情報等の収集伝達に使用する通信施設は次のとおりとする。 （１）一般加入電話 （２）防災行政無線 （３）衛星携帯電話 （４）携帯電話 （５）ＩＰ無線機 （６）他機関の通信施設 （７）非常通信（非常無線）

2 情報連絡体制

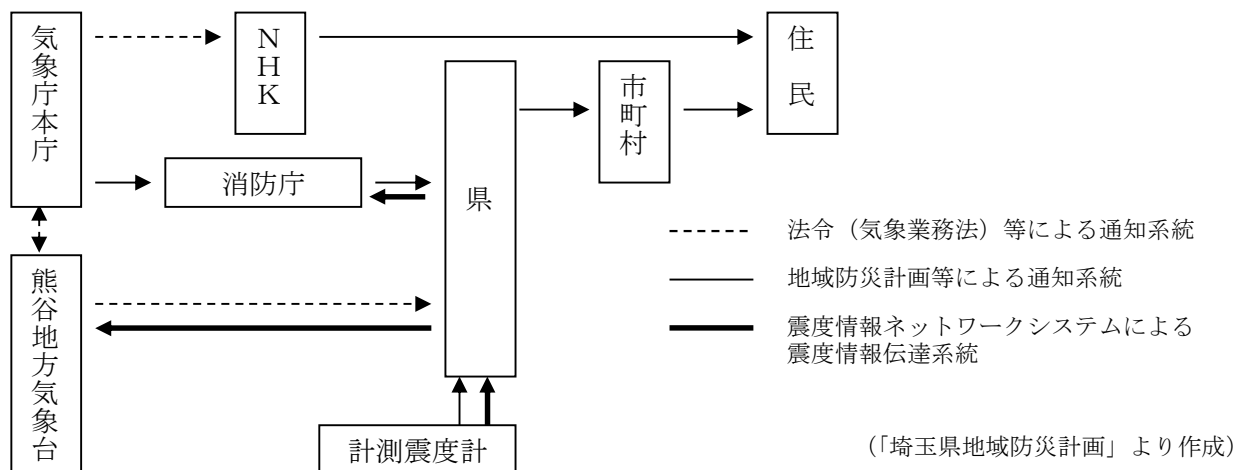
担当、防災関係機関	対策内容
各班	（１）市内の連絡体制 ・市災害対策本部（本庁舎、大井総合支所）、地域防災拠点（小中学校等）及び地区対策本部（地区集会所等）を結ぶ連絡網を確立する。 ・市災害対策本部（本庁舎、大井総合支所）、拠点救護所及び活動支援拠点を結ぶ連絡網を確立する。 ・施設間の連絡は、無線電話又は口頭により行うが、本庁舎と大井総合支所は、テレビ電話を、地域防災拠点、拠点救護所及び福祉避難所間は無線電話をそれぞれ配備し連絡を行う。 ・市民に対しては、市防災行政無線、広報車、ＳＮＳ等により市内における災害情報の通信（広報）を行う。 （２）県・国との連絡体制 ・県との災害情報の通信は、県防災行政無線を用いる。 ・有線通信や防災行政無線等が使用できない場合は、電波法の規定に基づき、埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て他の機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を利用することができる。 ・非常通信を行う場合、関東総合通信局に照会の上、非常無線通信文の要領を踏まえて無線局に依頼する。 ・警察本部長又は警察署長に対し、災害対策基本法第57条の規定によりあらかじめ協議した定めた手続きに基づき警察通信等の利用を要請することができる。

第2項 地震情報の収集伝達

1 地震情報の収集伝達方法

担当、防災関係機関	対策内容
秘書室 広報広聴課 危機管理防災課 《市災害対策本部を設置している場合》 本部班 大井総合支所班 広報班	- 県では、下図の情報伝達システムにより、県内で震度4以上の地震が発生した場合、全市町村へ一斉に地震情報がFAXで送信される。 - 気象庁では、最大震度が5弱以上と予想された場合に、震度4以上が予想される地域を対象に緊急地震速報を発表し、テレビ、ラジオ、携帯電話、J-ALERT経路による防災行政無線等を通して市民に伝達される。 - 県から地震情報等を収集した場合、市防災行政無線や広報車等により市民等に伝達するとともに、必要な措置を講じる。

図 地震情報の収集伝達システム図



2 異常現象発見時の通報

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者の通報は、次の要領による。

担当、防災関係機関	対策内容
市民	・災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、速やかにその旨を市又は警察に通報する。 【通報すべき異常現象】 - ア 著しく異常な気象現象（例：竜巻、強い降ひょう等） - イ 地震関係（数日間にわたり頻繁に感ずるような地震）
警察署	・通報を受けた警察はその旨を速やかに市長に連絡する。
危機管理防災課 《市災害対策本部を設置している場合》 本部班	・通報を受けた市は、直ちに入間東部地区事務組合（消防）等防災関係機関、県及び熊谷地方気象台に連絡する。

第3項 被害情報の収集伝達

担当、防災関係機関	対策内容
本部班	【被害速報】 ・市の区域内に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。被害速報の報告は、原則として災害オペレーション支援システムにより実施し、同システムが使用できない場合は、電話・FAX等により、2時間ごとに報告する。 ・市から、県庁の被災等により県知事に報告することができない場合は、消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。 【確定報告】 ・災害の応急対策が終了した後は、7日以内に確定報告を行う。
情報庶務班	【行方不明者数の取扱】 ・住民登録の有無にかかわらず、東入間警察署と連携して、市内での行方不明者に関する正確な情報を収集する。 ・行方不明者が他市町村に住民登録を行っていることが判明した場合、当該市町村又は都道府県に連絡するものとする。 ・行方不明者が外国人（旅行者など住民登録の対象外の者）の場合、在京大使館等に連絡するか、又は外務省を通じて在京大使館等連絡する。

表 被害速報及び確定報告の報告先

県災害対策課（勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告） 電話 048-830-8111（直通） 防災行政無線（発信特番）-200-6-8111

表 消防庁への報告先（県知事に報告することができない場合）

回線	種別	平日（9:30～18:15） （消防庁応急対策室）	左記以外 （消防庁宿直室）
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政 無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	F A X	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注)TN は、回線選択番号を示す。

第3節 広報広聴対策

■計画の主旨

地震発生時に被災住民等が適切な行動を取れるよう、被災者が必要な情報を迅速に多様な手段で広報する。被災者等の要望や悩みなどの公聴を実施するとともに、市民が相談しやすい窓口を開設し、効果的にニーズを把握する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 広報活動	●	●	●	本部班、広報班、障がい・高齢者支援班、防災関係機関
第2項 広聴活動	●	●	●	大井総合支所班、広報班、情報庶務班、市民対応班

■計画の内容

第1項 広報活動

1 被災者への広報活動

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 広報班	・防災行政無線、広報車、市ホームページ、SNS等を活用して、次の内容について広報活動を実施する。 ①被害状況に関する情報 ②避難に関する情報（避難指示の発令状況、指定避難所の開設状況・混雑状況） ③応急対策活動の状況に関する情報（医療救護所の開設状況、公共交通機関の復旧状況、道路の復旧状況、ライフラインの復旧状況） ④被災者生活再建支援に関する情報 ⑤その他住民生活に必要な情報（給水、食料の配布、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の営業再開状況、ライフラインの二次災害防止情報、防疫対策の実施方法、臨時災害相談所の開設情報等） ※二次災害防止情報を含む ・停電や通信障害発生時の場合、避難所等でのチラシの張り出し・配布、広報車両の巡回等で情報提供を実施する。 ・広報車による情報提供の際には、停車してアナウンスを繰り返したり、広報車での巡回時間を設定する。
防災関係機関	・それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、市、県及び報道機関に広報を要請する。

2 要配慮者に配慮した広報の実施

担当、防災関係機関	対策内容
広報班 障がい・高齢者支援班	・広報の実施に当たっては、外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障がい者に対してのファクシミリや防災無線放送内容メール配信サービス及び音声による広報の実施など要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進する。 ・インターネットの活用率が低い高齢者世帯等の所在地を罹災証明書や応急仮設住宅関連情報から確認し、広報資料を郵送する。

第2項 広聴活動

1 被災者に対する広聴の実施

担当、防災関係機関	対策内容
広報班 情報庶務班	・効果的な災害対策の実施に資するため、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。 ・市民から電話による問合せが多数発生する場合、対応窓口の一元化を図るため、臨時コールセンターを設置して対応する。 ・必要に応じ、県災害対策本部に広聴活動への協力を要請する。

2 市、県、関係団体の連携確保（震災相談連絡会議の設置等）

担当、防災関係機関	対策内容
大井総合支所班 市民対応班	・市、県及び関係団体は、震災時の被災者への対応における連携体制を強化するため、震災後早期に、県の機関である災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。 ・震災相談連絡会議では、市、災害情報相談センター及び関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「震災情報相談センターマニュアル」を作成する。

第4節 受援計画

■計画の主旨

災害が発生した場合には、市単独で対応することに限界があるため、国、地方公共団体等の行政機関並びに防災関係機関の応援職員、ボランティア等を円滑に受け入れ、応急対策活動を迅速に展開する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 受援体制の確立	●	●	●	本部長、各班、社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会
第2項 応援要請の実施	●	●	●	本部長、各班
第3項 応援の受入	●	●	●	各班
第4項 受援業務の推進	●	●	●	各班
第5項 受援の終了	●	●	●	各班

■計画の内容

第1項 受援体制の確立

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 本部班	- 市内の被害概況等から人的資源等の不足が想定される場合、災害応急対策を実施する応援職員等の受入を決定する。 - 業務継続計画に基づき、非常時優先業務に指定されている通常業務以外の通常業務の停止状況を把握する。 - 災害マネジメント要員（総括支援チーム）の必要性を検討する。
情報庶務班	- 受援に関する担当、総合受付窓口を設置する。 - 各部が実施する業務のうち、受援対象業務の状況を把握するとともに、各部の受援窓口から人的資源のニーズを収集する。 - 人的資源のニーズ等を踏まえて応援要請先を決定する。
地域応援班	- 社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設及び運営を要請する。 - 災害規模に応じて、ふじみ野ステラ・イースト等の公共施設を災害ボランティアセンターとし、開設状況の確認を行う。 - 社会福祉協議会にボランティアの活動拠点となる施設・場所の提供及び必要に応じて機材・備品等の提供を行う。 - 情報収集活動による要請を受け、ボランティアのニーズを把握し、災害対策本部又は、社会福祉協議会に伝達する。
各班	- 今後、人的資源の不足が想定される場合、応援職員の受入の必要性を判断する。 - 情報庶務班に人的資源のニーズ等（応援職員の業務内容、人数、実施期間、集合場所、携行品等）を報告する。 - 応援職員等が使用する業務マニュアル、資機材、執務スペース、待機場所を準

担当、防災関係機関	対策内容
	備する。
社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会等	・社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの運営主体となって、次の業務を行う。 ①被災者のニーズを把握し、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。 ②ボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

第2項 応援要請の実施

1 協定締結自治体等への応援要請

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 本部班 情報庶務班	・災害応急対策を実施する必要がある場合は、近隣市町、各地方公共団体及び防災関係機関と相互に応援協力を要請する。 ○埼玉県内市町村：相互支援 ○富士見市・三芳町：相互援助 ○入間東部地区事務組合、川越地区消防組合、埼玉西部消防組合、さいたま市、朝霞地区一部事務組合：消防相互応援 ○入間東部地区事務組合（消防）：防災行政無線局運用、消防団派遣 ・応援内容及び要請手続きは、協定書、覚書等による。それ以外の場合、市、防災関係機関との応援等は、次に掲げる事項について、口頭又は電話（無線）をもって要請し、後日文書により処理する。 - ア 災害（混乱）の状況及び応援を求める理由 - イ 応援を希望する機関名 - ウ 応援を必要とする場所及び日時、期間 - エ 応援を必要とする活動内容及び人員等 - オ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 - カ その他必要な事項 - キ 消防相互応援の場合は、別途、指定様式 ・応援要請状況を本部班に報告する。

2 県、指定地方行政機関等への応援要請

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 本部班 情報庶務班	・市長は、県知事又は指定地方行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関に応援、職員の派遣の要請及び職員の派遣のあつせん、自衛隊の災害派遣要請を求める場合は、県（統括部）に対し次表に掲げる事項を明記した文書をもって求める。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、口頭又は電話等により求めるものとし、事後速やかに文書を送付する。 ・消防組織法第45条の規定に基づく緊急消防援助隊を必要とする場合は、市長が応援要請を行う。 ・応援要請状況を本部班に報告する。

（1）県知事へ応援を求める場合（災害対策基本法第68条）

- 1 災害の状況
- 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- 6 その他必要な事項

（2）指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する場合（災害対策基本法第29条）

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他必要な事項

（3）県知事に指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあつせんを求める場合（災害対策基本法第29条・30条、地方自治法第252条の17）

- 1 派遣のあつせんを求める理由
- 2 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他必要な事項

(4) 県知事に放送機関に放送要請を求める場合（災害対策基本法第57条）

- | | |
|---|--------|
| 1 | 要請理由 |
| 2 | 放送事項 |
| 3 | 放送希望日時 |
| 4 | その他 |
| 5 | 連絡先 |

(5) 自衛隊の災害派遣要請を求める場合（自衛隊法第83条）

「第3部 第1章 第5節 自衛隊災害派遣」参照

3 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 本部班 情報庶務班	・要員不足等により、市災害対策本部単独では、災害対応を十分に実施できない場合、県（統括部）に対し「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請する。 ・同制度での派遣対象業務については、主に災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書発行、生活再建各種相談、ボランティア受付支援であることから、要請の際には、関係する各班から不足人数を確認する。 ・応援要請状況を本部班に報告する。

4 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 本部班 情報庶務班	（1）災害対応の業務の応援要請 ・第一段階での応援要請については、「3 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請」の結果、県が判断して関東ブロック幹事都県に応援職員の派遣が要請される。 ・第一段階での応援要請によって、対口支援団体から応援職員を受け入れることになるが、第一段階で派遣された応援職員だけでは対応が困難な場合、第二段階での応援要請を対口支援団体と協議する。 ・応援要請状況を本部班に報告する。 （2）災害マネジメント業務の応援要請 ・災害マネジメントについて支援が必要な場合で、かつ、対口支援団体の決定前の場合、県（統括部）を通じて総括支援チームの派遣を要請する。 ・災害マネジメントについて支援が必要な場合で、かつ、対口支援団体の決定後の場合、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。 ・応援要請状況を本部班に報告する。

5 災害ボランティアセンターへの応援要請

担当、防災関係機関	対策内容
各班	・ボランティアで対応する人的資源のニーズ等を災害ボランティアセンターへ直接連絡し、ボランティアの応援を要請する。

6 公共的団体からの応援要請

担当、防災関係機関	対策内容
各班	・公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。 ・区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力を要請する。 【公共的団体と活動の例示】 (1) 公共的団体 J A いるま野、商工会、病院等の管理者、薬剤師会、社会福祉施設管理者、金融機関、学校法人、自治組織、自主防災組織等の団体 (2) 活動 ① 異常現象、危険な場所等を発見したときは、防災関係機関に連絡すること。 ② 震災時における広報等に協力すること。 ③ 出火の防止及び初期消火に協力すること。 ④ 避難誘導及び指定避難所内での救助に協力すること。 ⑤ 被災者の救助業務に協力すること。 ⑥ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。 ⑦ 被害状況の調査に協力すること。

7 要員の確保

担当、防災関係機関	対策内容
情報庶務班	・応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者について、必要最小限度の労働者の雇用によって行う。 ① 罹災者の避難 ② 医療及び助産における移送 ③ 罹災者の救出 ④ 飲料水の供給 ⑤ 救助用物資の整理分配及び輸送 ⑥ 遺体の搜索 ⑦ 遺体の処理 ⑧ 緊急輸送道路の確保

第3項 応援の受入

担当、防災関係機関	対策内容
情報庶務班	・応援の受入に関する庁内調整を実施する。 ・必要に応じて遠方からの応援職員等が使用する宿泊施設や物資を確保する。
各班	・到着した応援職員等を受け付け、名簿等を作成する。 ・必要に応じて市の被害概況、受援対象業務の実施状況等の説明を実施する。

第4項 受援業務の推進

担当、防災関係機関	対策内容
情報庶務班	- 調整会議を開催して、応援職員を受け入れた業務の状況等を把握する。 - 応援職員が使用する会議室を確保し、定期的に被害状況等の情報を提供する。
地域応援班	- 災害ボランティアセンターの活動状況を把握する。 - ボランティア活動に必要な物資の確保及び調整を行う。
各班	- 毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員等に対して、業務内容の指示や情報共有を実施する。 - 応援職員等による業務の実施状況を十分に把握し、業務量及び必要人員を考慮し、必要に応じて、応援職員等の追加や業務内容の変更を検討する。 - 応援職員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるように配慮する。

第5項 受援の終了

担当、防災関係機関	対策内容
情報庶務班	- 受援を終了する受援対象業務を本部班に報告する。 - 応援要請先に受援の終了及び受援終了日程を連絡する。 - 定められている費用負担に基づいて支払等を実施する。
地域応援班	災害ボランティアセンターに係る人件費等の費用について、災害救助法が適用された場合、国庫負担の対象として県に請求する。
各班	- 受援の必要がなくなる見込となった場合、受援終了を判断する。 - 情報庶務班に受援終了を報告する。 - 受け入れている応援職員に受援終了日程を伝達する。

第5節 自衛隊災害派遣

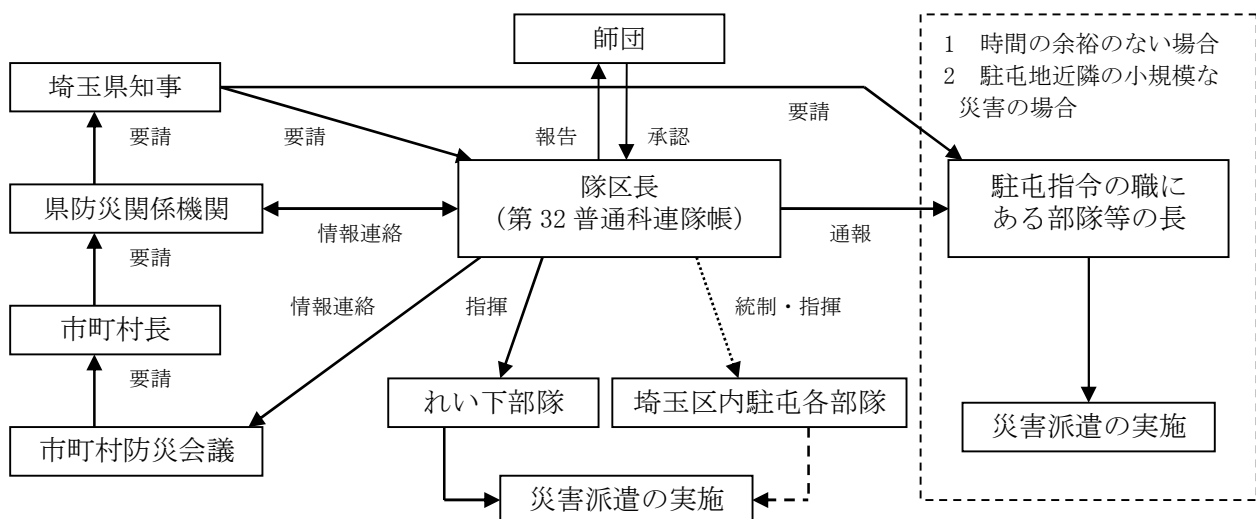
■計画の主旨

災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法第83条に基づき、直ちに自衛隊の災害派遣要請を県知事に依頼する。自衛隊は要請に基づき、部隊等の派遣等適切な措置をとる。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 災害派遣の活動	●	●	●	自衛隊
第2項 災害派遣の要請	●	●	●	本部長、本部班
第3項 災害派遣部隊の受入体制の確保	●	●	●	本部長、本部班、財政班、防災関係機関

図 陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統



（「埼玉県地域防災計画」より作成）

■計画の内容

第1項 災害派遣の活動

担当、防災関係機関	対策内容
自衛隊	・自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とする。 ・自衛隊は、県からの事前の情報又は自ら収集した情報に基づき、調査部隊を派遣することができる。 ・自衛隊は、庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。 ・自衛隊は、県知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の要請の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

第2項 災害派遣の要請

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 本部班	・被害状況に応じて、自衛隊に依頼する活動内容（被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動（空中消火を含む。）、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、給食及び給水、入浴支援、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等）を判断する。 ・県知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、市長が行う。 ・市長が県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。 ①災害の状況及び派遣を要請する事由 ②派遣を希望する期間 ③派遣を希望する区域及び活動内容 ④その他、参考となるべき事項 ・緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、県知事に要求できない場合は、直接、陸上自衛隊第32普通科連隊又は最寄り部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

第3項 災害派遣部隊の受入体制の確保

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 本部班 財政班 防災関係機関	・市、県、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。 ・市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。 ・市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。 ・自衛隊の派遣を受けた場合、自衛隊の救助活動に要した経費は、市が負担する。

第6節 災害救助法の適用

■計画の主旨

災害に際しての飲料水、食料、医療等の災害救助法による救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものであり、災害救助法の適用は法令の基準により行われる。そのため、災害救助法の適用にあたって市が行うべき事項を定める。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 災害救助法の適用	●	●		市災害対策本部
第2項 救助の実施方法等	●	●		市災害対策本部

■計画の内容

第1項 災害救助法の適用

1 救助適用要請

担当、防災関係機関	対策内容
市災害対策本部	・災害に際し、市における災害が次頁「表 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市本部長は、直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。 ・災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、市本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受ける。

2 要請手続き

担当、防災関係機関	対策内容
市災害対策本部	・本部長が災害救助法の適用を県知事に要請する場合は、県災害対策部に対し、次に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。 ① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因及び被害状況 ③ 適用を要請する理由 ④ 必要な救助の種類 ⑤ 適用を必要とする期間 ⑥ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 ⑦ その他必要な事項

表 災害救助法の適用基準

項目	基準
災害救助法の適用基準	① 市の地域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること。 ② 県の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。 ③ 被害が広域な地域にわたり、県の地域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上で、市の地域内の被害世帯数が多数であること。 ④被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。 ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合）に該当するとき。
被災世帯の算定基準	第1 被災世帯の算定 住家が滅失した世帯の数の算定にあつては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。 第2 住家の滅失等の認定 ① 住家が滅失したもの 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 ② 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの 住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。 ③ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分

項目	基準
	がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。 ④ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 ①から③に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 第3 世帯及び住家の単位 ① 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯とする。マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱う。台所、浴場、トイレ等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。 ② 住家 現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

第2項 救助の実施方法等

1 被害状況調査体制の整備

担当、防災関係機関	対策内容
市災害対策本部	・災害救助法の適用にあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査・報告体制の整備に努める。

2 報告等

担当、防災関係機関	対策内容
市災害対策本部	・災害救助法に基づく災害報告等の県知事に対する報告は、応援依頼の要請手続に準じて行うものとする。 ・各部長は、その所掌する救助事務について、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、市本部長に提出するものとする。

表 救助の種類及び実施者

救 助 の 種 類	実施期間	実 施 者 区 分
避難所の設置	7 日以内	市
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅) 20 日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、 提供 ※供与期間はいずれも 2 年以内	設置＝県（委任されたときは市） 対象者、設置箇所の選定 ＝ 市町村
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	市
飲料水の供給	7 日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	市
医療及び助産	14 日以内 助産については、分娩した日から 7 日以内	医療救護班＝県及び日赤支部 (委任されたときは市)
被災者の救出	3 日以内	市
災害した住宅の応急修理	3 ヶ月以内(災害対策基本法に基づく 国の災害対策本部が設置された場合は 6 ヶ月以内) に完了	市
学用品の給与	教科書：1 ヶ月以内 文房具：15 日以内	市
埋葬	10 日以内	市
死体の搜索	10 日以内	市
死体の処理	10 日以内	市
障害物の除去	10 日以内	市
輸送費及び賃金 職員等雇上費	当該救助の実施が認められる期間以内	市

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。
ただし、県知事を通じ、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

第7節 消防活動

■計画の主旨

地震による被害のうち、地震火災は、条件によって極めて大きな被害をもたらす。地震火災による被害を最小限にするため、消防本部及び消防団は全機能を挙げて応急対策に取り組む。市民、事業者も消防本部及び消防団の消防活動に協力する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 配備計画	●			入間東部地区事務組合（消防）
第2項 活動体制	●	●		入間東部地区事務組合（消防）
第3項 消防団の活動体制	●	●		消防団
第4項 市民、事業者の活動	●			市民、自治組織、自主防災組織、事業者

■計画の内容

第1項 配備計画

担当、防災関係機関	対策内容
入間東部地区事務組合（消防）	・地震発生時には、原則的に入間東部地区事務組合（消防）の災害対策本部の設置基準は市災害対策本部の設置基準に準じて設置する。 ・ただし、2市1町内の他市町の被害状況により、市災害対策本部の設置の有無にかかわらず設置されるものとする。

第2項 活動体制

担当、防災関係機関	対策内容
入間東部地区事務組合（消防）	・地震発生時に消防が行う警防活動の基本方針は次のとおりとする。 ① 人命の救助活動の優先 ② 消防・救急活動 ③ 安全避難の確保 ・消防機関と市との連絡調整は、 ① 市災害対策本部設置前は ア．勤務時間内は、危機管理防災課が、情報の収集・伝達等の連絡調整を行う。 イ．勤務時間外は、当直者が消防との情報の収集・伝達等の連絡調整を行い、職員登庁後、速やかに引継ぐ。 ② 市災害対策本部設置後は、入間東部地区事務組合消防本部より、職員を市災害対策本部に派遣する。 ・消防本部長（消防長）は、災害が大規模となり消防本部だけでは対処できないと判断したときは、直ちに本部長（市長）に報告する。

第3項 消防団の活動体制

担当、防災関係機関	対策内容
消防団	・ 消防団員は、災害が発生又は発生するおそれがあることを承知したときは、消防団の各詰所へ参集する。参集後は、上司の指示を受け活動を実施する。活動における方針、体制等は消防本部のものに準ずる。

第4項 市民、事業者の活動

担当、防災関係機関	対策内容
市民 自治組織 自主防災組織	・ 火災の発生を防止するため、暖房器具などの火気を止めるとともに、ガスの元栓やブレーカーなどを操作する。 ・ 自治組織、自主防災組織及び防災知識のある者を中心に、初期消火に取り組む。ライフラインの再開時は、倒壊家屋のパトロールなどに努め、火災発生の早期発見・初期消火に取り組む。
事業者	・ 事業所内において、被害の拡大を防止するため、初期消火に取り組む。 ・ 消防隊や機器の提供を行い、地域の初期消火を支援する。

第8節 救急救助・医療救護・保健

■計画の主旨

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、震災時における救急救助の初動体制を確立し、医療機関及び防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を実施する。また、指定避難所の巡回健康相談等を実施することで、被災者の心身の健康の維持を図る。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 救急・救助	●	●		入間東部地区事務組合（消防）、消防団、自治組織、自主防災組織、事業所
第2項 医療救護活動	●	●	●	障がい・高齢者支援班、医療救護班、医療機関
第3項 傷病者の搬送	●	●		医療救護班
第4項 精神保健活動		●	●	大井総合支所班、広報班、市民対応班、障がい・高齢者支援班、医療救護班

■計画の内容

第1項 救急・救助

担当、防災関係機関	対策内容
入間東部地区事務組合（消防）	・救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。
消防団 自治組織 自主防災組織 事業所	・地震による被害があった場合は、近隣同士が連絡を取り合い、安否を確認する。 ・近隣において家屋の倒壊による要救出者等があった場合、消防、警察等の防災関係機関に連絡するとともに、近隣住民と協力して、救出・救助を行う。 ・消防、警察等の救助員から要請された場合は、救助活動に協力する。

第2項 医療救護活動

担当、防災関係機関	対策内容
障がい・高齢者支援班 医療救護班 医療機関	・地域の医療機関の状況を把握し、必要に応じ医療救護班を編成し、地域防災拠点、保健センター、大井総合支所等に救護所を開設して、災害の種類及び程度によりふじみ野市医師会に出動を要請する。 ・ふじみ野市医師会は、市役所本庁舎に地域災害時医療救護マネジメントを担当する医師を配置し、救護班を編成して、救護所において災害の程度に即応した

担当、防災関係機関	対策内容
	医療救護を行う。 ・負傷者が多数に及び、医療救護活動の能力の限界を超えるような場合は、トリアージを徹底し、医療救護活動の混乱を防止する。 ・在宅酸素療法患者、人工透析患者等は避難行動要支援者名簿にもとづき、医療を確保する。 ・必要に応じて県に医療救護に関する協力要請を実施する。

第3項 傷病者の搬送

担当、防災関係機関	対策内容
医療救護班	・医療救護を行った者について、トリアージに基づき、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。
医療救護班	・消防、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。重傷者などの搬送は、本部班を通じて必要に応じて県消防・防災ヘリコプター、自衛隊に応援を要請する。

第4項 精神保健活動

担当、防災関係機関	対策内容
大井総合支所班 広報班 市民対応班 障がい・高齢者支援班 医療救護班	・被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を実施する。 ・環境の急変から病状が悪化し、精神疾患により緊急入院が必要と認められた者を把握した場合、県に精神科医療機関の確保を要請する。 ・必要に応じて県に精神科医療及び精神保健活動の支援要請を実施する。 ・市職員も被災者と同じ状況におかれているため、庁内のメンタルヘルスケア体制を整備する。 ・市職員、応援職員等の災害対応従事者の過労等の兆候を把握し、メンタルケアを実施する。 ・災害後に心理状態や行動に変化が生じることは、誰にでも現れる自然な反応であることを説明し、災害後の生活上の留意点やストレス対処法についての具体的情報を、対面、電話、パンフレット等の方法により提供する。
大井総合支所班 市民対応班 医療救護班	・被災後、心の傷を十分に癒せない人に対しては、精神科医、臨床心理士、社会福祉士などによる専門的なメンタルケアを提供する必要がある。そのために、悩みを持つ人を身近から見守り、重大な問題があれば専門家との間の連絡役を果たせる人（以下「ローカルゲートキーパー」という。）を置く。 ・ローカルゲートキーパーは、被災地内で暮らし、地域の人々の様子に通じ、被災者の心の悩みに共感を持てる人が適任であることから、市職員、精神保健福祉士、保健師、教師、民生委員・児童委員等を充てる。

第9節 避難

■計画の主旨

災害による被害が拡大した場合には、身の安全を守るために、避難が必要になるために、避難体制、避難誘導の方法及び避難所の開設と運営体制を確立する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因から生じる災害関連死を防止するため、感染症対策を考慮した避難所避難者に良好な生活環境を確保した避難所の運営を実施するとともに、自宅や駐車場等に滞在している避難者を支援する。

■計画の体系

項目	初 動	応 急	復 旧	担当、防災関係機関
第1項 避難指示の発令、伝達	●			本部長、本部班、広報班、警察署、自衛隊、県知事又はその命を受けた職員
第2項 警戒区域の設定	●			本部長、本部班、入間東部地区事務組合（消防）、消防団、警察署
第3項 避難の誘導	●			地域応援班、入間東部地区事務組合（消防）、消防団、警察署、自衛隊、自治組織、自主防災組織
第4項 指定避難所の設置、運営	●	●	●	本部班、地域防災拠点班、地域支援班、こども支援班、指定避難所運営組織
第5項 避難所外避難者の支援	●	●		地域防災拠点班、指定避難所運営組織

第1項 避難指示の発令、伝達

1 避難指示の実施

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 本部班	・市長は、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民に対し、速やかに立退きの指示を行う。
警察署	・警察は、市長が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示することができる。
自衛隊	・災害派遣を命じられた部隊等は、震災により危険な事態が生じた場合で警察がその場にいない場合は危険な場所にいる市民に避難の指示をする。
県知事又はその命を受けた職員	・災害の発生により市が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の市民に対し、県知事が速やかに立退きの指示を行う。 ・地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の市民に対し、県知事又はその命を受けた職員が立退きの指示を行う。

2 避難指示の周知

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 広報班	(1) 市民への周知 ・避難指示を行った者は、防災行政無線、広報車等を活用し、市民にその内容を周知する。 ・避難の必要が無くなった場合も同様に周知する。 ・指定避難場所以外に安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難の選択肢であることを周知する。 (2) 避難指示の内容 ・避難指示は、次の内容を明示して行う。 - ア 要避難対象地域 - イ 避難先及び避難経路 - ウ 避難理由 - エ 避難時の留意事項

3 避難指示の伝達・報告

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 本部班 警察署 自衛隊	・避難指示を行った場合は、必要な事項を伝達、報告する。 (1) 防災関係機関への伝達・報告 - ア 市長の措置の場合：市長→県知事 - イ 警察の措置の場合：警察→市長→県知事 - ウ 自衛隊の措置の場合：自衛隊→市長→県知事 (2) 伝達・報告の内容 - ア 災害の様態及び被害の状況 - イ 指示を発した日時 - ウ 地域名及び対象人員 - エ 避難場所

第2項 警戒区域の設定

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 本部班 入間東部地区事務組合（消防） 消防団 警察署	(1) 警戒区域の設定 ・市長（あるいは消防長又は消防署長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定する。 ・警察は、市長若しくはその任を受けて警戒区域の設定等の職権を行う市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、同市長の職権を行うことができる。 (2) 警戒区域設定の周知及び伝達・報告 ・警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様、防災関係機関及び市民にその内容を周知、伝達、報告する。

第3項 避難の誘導

担当、防災関係機関	対策内容
地域応援班 入間東部地区事務組合（消防） 消防団 警察署 自衛隊 自治組織 自主防災組織	市は、消防、消防団、警察、自衛隊、あるいは自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して住民の避難誘導を行うものとする。 自治組織・自主防災組織等は、必要に応じて、防災関係機関と協力し、身近な公園、防災協力農地等のオープンスペースへ住民の避難誘導を行うものとする。 （１）避難誘導の方法 ・市は、次の事項に留意して避難誘導を行う。 ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。 ② 自治組織・自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。 ③ 危険地点には、標示、バリケード等を行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること。 ④ 状況により、要配慮者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。 ⑤ 誘導中は、事故防止に努めること。 ⑥ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、自治組織・自主防災組織等の単位で行うこと。 ⑦ 避難順位は、おおむね次の順序で行うこと。 (ア) 病弱者、障がい者、妊産婦 (イ) 高齢者、幼児、児童 (ウ) 一般市民 （２）所持品の制限 ・携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等とし、避難に支障をきたさない最小限度のものとする。 （３）要配慮者対策 ・「第3部 第1章 第13節 要配慮者対策」(p.133)参照

第4項 指定避難所の設置、運営

1 指定避難所の設置

担当、防災関係機関	対策内容
地域防災拠点班	(1) 開設の主旨 ・災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならないものを、一時的に収容し保護するための指定避難所を開設する。 (2) 開設の方法 ア 指定避難所運営マニュアルに基づいて指定避難所を開設する。指定避難所が不足する場合、指定避難所以外の公的施設・民間施設（宿泊施設を含む）の活用を検討し、施設管理者の同意を得て、指定避難所として開設する。 イ 指定避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護する。 ウ 市長が指定避難所を設置した場合は、直ちに次の事項を県知事に報告する。 (ア) 指定避難所開設の目的、日時、場所 (イ) 箇所数及び収容人員 (ウ) 開設期間の見込み (3) 留意事項 ・指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合、該当地域に指定避難所を設置に関する適否を検討する。

2 指定避難所の運営

市は、指定避難所の開設に伴い、市職員を指定避難所に派遣するとともに、自治組織・自主防災組織・ボランティア団体等の協力者を得て、指定避難所運営組織を設置し、指定避難所運営マニュアルに基づいて運営を行う。

担当、防災関係機関	対策内容
地域防災拠点班 指定避難所運営組織	(1) 指定避難所の運営・管理 ・避難所の運営に当たっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。 ① 指定避難所運営組織に複数の女性の参画を促す。 ② 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民等の協力が得られるように努め、性別で役割が固定化しないよう配慮する。 ③ 避難所運営の専門性が高いNPO法人等の外部協力者等への協力要請を検討し、必要があれば、県、近隣市町村に応援要請する。 ④ 女性・男性や要配慮者をはじめとした避難者のニーズの把握に努める。 ⑤ インフルエンザ、感染性胃腸炎、食中毒等の感染予防対策を行う。 ⑥ 避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、要配慮者における健康状態の配慮を行い、必要に応じ救護福祉部と連携して福祉避難所、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護職の派遣等の必要な措置をとる。

担当、防災関係機関	対策内容
	⑦トイレの設置状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況等を把握して、避難所の生活環境の改善に必要な対策を実施する。 ⑧熱中症予防対策や対処方法を周知する。（夏季） （２）必要な物資等の要請 - 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮して、避難者が必要な物資の調達を物資供給班に要請する。 - 要配慮者、女性等については、【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）】を参考とする。
地域防災拠点班 地域支援班 こども支援班 指定避難所運営組織	（３）要配慮者や女性、性的少数者への配慮 - 要配慮者や女性に配慮し、福祉避難スペース、男女別更衣室、男女別トイレ、ユニバーサルトイレ、女性用就寝スペース、授乳室、クールダウンスペース等の設置を推進する。 - 女性や子育て家庭のニーズに配慮し、入浴施設、女性専用の物干し場所等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布を実施するなど、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。 - 性被害や性暴力に対する注意喚起、指定避難所内の男女ペアによる定期巡回警備、防犯ブザーの配布等を実施する。 - 民間団体を積極的に活用し、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 - L G B T Qなど性的少数者から相談を受ける場合、プライバシーを確保するとともに、性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを暴露しないよう周知する。また、更衣室、トイレ、入浴施設等の利用に当たっては、本人の意向を確認の上、可能な範囲で対応し、物資の受け取り方法に配慮する。

【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）】

種別	内容
高齢者	紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー、義歯洗浄剤
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、授乳ケープ、ベビーカー等
肢体不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者 内部障がい者	医薬品や使用装具、オストメイトトイレ、気管孔エプロン、酸素ボンベ
聴覚障がい者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障がい者	白杖、点字器、ラジオ
知的障がい者 精神障がい者 発達障がい者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品・おりものシート・吸水ナプキン・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の见えないごみ袋、防犯ブザー、ホイッスル
妊産婦	マット、組立式ベッド、母乳パッド、吸水ナプキン
外国人	外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール

※食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備及び避難所におけるアレルギー食品注意カードの活用を図る。

3 指定避難所における感染症対策

感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に、市民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、対応する。

担当、防災関係機関	対策内容
地域防災拠点班 指定避難所運営 組織	（１）感染症対策物品の準備 ・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を準備する。 ・アルコール消毒液を指定避難所の出入口、トイレ、食事スペースに複数設置する。 （２）発熱者等の専用スペースの確保 ・発熱者及び濃厚接触者のための専用スペース及び緊急時に活用する予備スペースを確保する。 ・発熱者及び濃厚接触者の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用トイレを確保する。複数の発熱者及び濃厚接触者を同室にする場合は、パーティション等により2m以上の高さで空間を区切る。 ・発熱者及び濃厚接触者の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。 ・発熱者等の専用スペースにスタッフ（隔離した避難者の見守り、清掃、食事の供給等を実施）を配置する。（手袋、マスク、フェイスシールド、長袖ガウン等を着用する。） ・避難所に専用のスペースを確保できない場合は、発熱者等専用の避難施設の開設を検討する。 （３）市民への周知 ・指定避難所の開設状況等を市民に周知する際に、次の事項も併せて周知する。 ①自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。 ②安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。 ③マスク、消毒液等の衛生用品等が不足することが考えられるため、避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること。 ④指定避難所への避難が必要な避難者は躊躇なく避難すること。 ⑤発熱者等は指定避難所到着時に受付窓口で申し出ること。 ⑥指定避難所には、発熱者等の専用スペースが確保されていること。 ⑦避難が必要な自宅療養者については、朝霞保健所に連絡すること。 （４）避難者の受付 ・指定避難所の受付窓口で、避難者受付カードの記入のほか、手指の消毒、検温及び健康管理チェックシートの記入を促し、健康状態を把握する。 ・避難者の健康状態に基づいて滞在するスペースに案内する。 ①発熱者及び濃厚接触者の避難者の場合、発熱者等の専用スペースに案内する。 ②自宅療養者の場合、朝霞保健所に連絡して対応を確認する。 ③その他の避難者の場合、従来の避難スペースに案内する。

担当、防災関係機関	対策内容
地域防災拠点班 指定避難所運営 組織	(5) 感染症予防対策の実施 ・ 頻繁な手洗い、手指の消毒、咳エチケット、マスクの着用、感染症に配慮したごみの捨て方等の徹底を周知する。 ・ 世帯間での概ね2 mの間隔での避難スペースを確保する。 ・ トイレ、手すり、ドアノブ、電源スイッチ、蛇口等を次亜塩素酸ナトリウムから作成した消毒液で定期的に清掃する。 ・ ごみの収集、清掃時においては、手袋、マスク、フェイスシールド、長袖ガウン等を着用する。 ・ 食料や物資の配布時間をずらして順番制にすることで、密集・密接を避ける工夫を実施する。 ・ 新型コロナウイルス感染者が居住していた避難スペース、利用していたトイレ等の十分な清掃（消毒）及び換気を実施する。 (6) 避難者の健康管理 ・ 健康管理チェックシートの記入を定期的に依頼する。（避難者、避難所運営従事者） ・ 医療救護班に避難所避難者への巡回健康相談の実施を要請する。 ・ 避難者の体調悪化を確認した場合、医療救護班に連絡し、医師の診察を実施する。診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの処遇は医師の指示を確認して対応する。 ・ 避難者が感染症に感染したことを確認した場合、朝霞保健所に連絡して当該避難者や避難所運営関係者の対応を確認する。 (7) 自宅療養者の避難 ・ 自宅療養者には、朝霞保健所から災害時に避難が必要な場合は朝霞保健所に連絡するよう周知されているため、避難が必要な場合は、朝霞保健所の指示により、指定の宿泊療養施設に避難する。 ・ 自宅療養者の避難状況を朝霞保健所に確認する。 ・ 保健所機能の状況により、市は上記事務を補完的に実施する。
本部班	・ 臨時避難所の開設運営を検討する。 ・ 臨時避難所となる施設の状況を確認の上、従事する職員を選定して、臨時避難所を開設運営する。

第5項 避難所外避難者の支援

担当、防災関係機関	対策内容
地域防災拠点班 指定避難所運営 組織	(1) 避難所外避難者の把握 ・在宅での避難者についても避難者受付カードの記入を促すことで、在宅避難者数を把握する。必要に応じて、自治会、民生委員・児童委員に在宅避難者の把握状況の聞き取りを実施する。 ・車中泊避難者を確認した場合、在宅避難又は避難所避難の変更を勧め、車中泊を希望する場合、避難者受付カードの記入を促すことで、車中泊避難者を把握する。 (2) 避難所外避難者の支援 ・医療救護班に避難所外避難者への巡回健康相談の実施を要請する。 ・指定避難所での食料や物資の受取方法や、被災者支援に関する情報を掲示している掲示板の場所等を避難所外避難者に伝達する。 ・車中泊避難者にエコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知するとともに、弾性ストッキングを配布する。 ・気温や湿度が高い時期にはエアコンの利用等により熱中症対策についても周知する。

第10節 緊急輸送道路等の確保

■計画の主旨

地震発生直後の道路では、放置自動車、落下物及び倒壊した建築物や電柱等が散在し、障害物や路面の亀裂、陥没等により道路機能が阻害されるため、被害状況を把握し、効果的な応急復旧作業を実施する。

制約された条件下で道路の応急復旧を効果的に行うために、緊急輸送道路等、輸送や避難に重要な道路について迅速に被害状況を把握し、優先的に応急復旧作業を実施する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 道路被害状況の把握及び伝達	●			土木復旧班
第2項 緊急輸送道路の応急復旧作業	●	●	●	本部長、土木復旧班、消防団、協定団体
第3項 緊急輸送道路の状況の広報	●	●	●	広報班、土木復旧班
第4項 道路施設の応急対策	●	●		土木復旧班
第5項 交通規制の実施	●	●		広報班、土木復旧班

■計画の内容

第1項 道路被害状況の把握及び伝達

担当、防災関係機関	対策内容
土木復旧班	- 緊急輸送道路の被害を迅速に把握し応急復旧に着手できるよう、事前に県及び道路管理者並びに警察、消防機関等の防災関係機関とともに、地震発生後の道路被害状況を把握するための体制を整え、状況の把握及び情報伝達を迅速かつ適切に行う。 - 災害が発生した場合、区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県（統括部）に報告する。

第2項 緊急輸送道路の応急復旧作業

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 土木復旧班	・市長は、所管する道路上の障害物の除去について、道路法の規定に基づき作業を実施する。
土木復旧班 消防団 協定団体	・あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況をもとに、緊急性を考慮し、県（統括部、警察本部）と調整の上、応急復旧順位を決定する。 ・障害物の除去について、消防団及びその他の協定団体の協力を得て、作業班を編成し、これに当たる。 ・特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先する。この場合2車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設置する。 ・放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等を命令する。運転者がいない場合、レッカー車等により移動させるなどにより、自ら車両の移動等を行う。 ・その際に生じたやむを得ない限度での破損に係る損失補償や車両保管に伴う民有地の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分については法令に準拠して実施する。 ・除去した障害物はその状況により、支障のない場所へ集積する。

第3項 緊急輸送道路の状況の広報

担当、防災関係機関	対策内容
広報班 土木復旧班	・効率的な緊急輸送を行うために、県と協力し、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送道路に関する情報伝達窓口を設置し、緊急輸送を実施している主体及び一般市民からの問い合わせ等に対して、的確な情報伝達を行う。

第4項 道路施設の応急対策

担当、防災関係機関	対策内容
土木復旧班	・避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、緊急度に応じて、早急に復旧作業並びに障害物の除去を実施する。 ・通行が危険な路線、区間については東入間警察署に通報し、交通止等の措置を実施する。 ・道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。

第5項 交通規制の実施

担当、防災関係機関	対策内容
広報班 土木復旧班	・管理道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を東入間警察署と相互に連絡を取り合い、道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。 ・あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。 ・交通規制を行った場合、県（統括部）に報告する。関係道路の主要交差点への標示を行うとともに、市民に交通規制に関する広報を実施する。

第11節 緊急輸送

■計画の主旨

地震発生後の応急対策において、人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送車両の確保やその確認等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 緊急輸送車両等の確保	●	●	●	本部班、情報庶務班
第2項 緊急通行車両の確認手続き等	●	●	●	情報庶務班

■計画の内容

第1項 緊急輸送車両等の確保

災害時に被災者を避難させるための輸送、並びに救助の実施に必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するために、所要の車両等を確保する。

1 緊急輸送車両等の確保

担当、防災関係機関	対策内容
情報庶務班	車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、あっせん又は人員及び物資の輸送を要請する。

2 ヘリコプター

担当、防災関係機関	対策内容
本部班	- 重症者等、特に緊急を要する輸送の場合は、防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプターによる輸送を要請する。なお、ヘリコプター発着場を以下のように指定する。 - ヘリコプターのヘリポートは、ふじみ野市運動公園（野球場）、ふじみ野市荒川運動公園、県立ふじみ野高校とする。

第2項 緊急通行車両の確認手続き等

担当、防災関係機関	対策内容
情報庶務班	災害発生時には、緊急輸送の実施責任者及び緊急通行車両の使用者は、事前届出済証を最寄りの警察署、災害のために設置された検問所等に提出し、緊急通行車両の確認の手続きを受けるものとする。又は、埼玉県公安委員会に対し、新たに緊急通行車両確認申請書を提出し、当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

第12節 飲料水・食料・生活必需品の供給

■計画の主旨

震災により生活に必要な物資が不足し、入手が困難となった市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に重要である飲料水、生活用水、食料、生活必需品等の確保と迅速な供給を実施する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 飲料水の確保及び供給	●	●	●	水道給水班
第2項 生活用水の確保及び供給	●	●	●	水道給水班
第3項 食料の確保及び供給	●	●	●	財政班、地域防災拠点班、物資供給班、学校教育班、給食班、指定避難所運営組織
第4項 生活必需品の確保及び供給	●	●	●	地域防災拠点班、物資供給班、指定避難所運営組織
第5項 地域内輸送拠点等の開設・運営	●	●	●	情報庶務班、物資供給班

■計画の内容

第1項 飲料水の確保及び供給

担当、防災関係機関	対策内容
水道給水班	(1) 給水方針 ・災害のため水道水、井戸水等が汚濁、又は汚染し、現に飲用に適する水を得ることができない者に対し、最小限必要な飲料水の供給を行う。 ① 対象：災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者。 ② 供給量：災害発生時から3日目までは、1人1日3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする。 (2) 給水方法 ・給水は、地域防災拠点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水場から供給する。 ・必要に応じて、市が調達した給水車への給水や車両給水の実施を近隣及び相互応援協定を締結した市町村、県に要請する。 (3) 被害箇所の調査と復旧 ・上水道の被害状況の調査及び復旧工事は、7日以内に完了するよう実施する。 (4) 資材、技術者等の調達 ・必要な応急・復旧資材を確保するとともに、必要に応じ、資材及び応急復旧に要する技術者等のあつせんを県知事に要請する。

第2項 生活水の確保及び供給

担当、防災関係機関	対策内容
水道給水班	・災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、現に生活に要する水を得ることができない者に供給し、供給方法は飲料水に準ずる。 ・通常飲用として利用されていない井戸水、防災用井戸や学校プールの水等を生活用水として利用する。

第3項 食料の確保及び供給

担当、防災関係機関	対策内容
財政班 地域防災拠点班 物資供給班	【食料の供給計画】 ・避難所に避難生活している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。 ・災害時の食品給与の円滑を期するため、食品の調達（備蓄を含む）、輸送、集積地、炊出し及び配分等に関する計画を内容とする食品給与計画などに基づき食品給与を実施する。 ・食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握することで、食物アレルギーに配慮した食料を調達及び供給する。
物資供給班	【食料の調達計画】 （１）食料の調達 ・市長は、災害の状況により、備蓄食料品等では食料が不足する場合は、相互応援協定を締結した市町村、民間事業者、県知事に食料の調達を要請する。 ・市長は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ県知事から指示される範囲内で関東農政局又は政府食料を保管する倉庫の管理者に対し応急用米穀の緊急引渡しを要請する。 （２）その他の食料の調達 ・上記以外の食料の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、県知事に食料の調達を要請する。
地域防災拠点班 学校教育班 給食班 指定避難所運営組織	【炊出しの実施】 （１）炊出し等の場所 ・指定避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出し等による食料の給与を実施する。 （２）県への協力要請 ・市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊出し等について協力を要請する。

第4項 生活必需品の確保及び供給

担当、防災関係機関	対策内容
地域防災拠点班 物資供給班 指定避難所運営 組織	【生活必需品の供給計画】 (1) 実施責任者 - 生活必需品の調達、給与等は市が行う。ただし、市において調達することが困難と認めたときは、相互応援協定を締結した市町村、民間事業者、県に調達を要請する。 (2) 生活必需品の給与又は貸与 - 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 - 給与又は貸与品目は、被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料のほか、次に掲げる範囲内とする。 ① タオルケット、毛布、布団等の寝具 ② 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着 ③ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品 ④ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品 ⑤ 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具 ⑥ 茶碗、皿、箸等の食器 ⑦ マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料 ⑧ 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材 ⑨ 寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット） ⑩ 猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機
	【給与又は貸与の方法】 - 救助物資の購入計画は、市長が災害の状況、被害世帯構成員別等に基づき、品目等を考慮して行う。 - あらかじめ生活必需品の給（貸）与基準を定め、災害時に必要があると認めたときは生活必需品の給（貸）与を実施する。 - 各調達物資及び救援物資は地域内輸送拠点に集め、そこから物資を必要とする指定避難所等へ配送する。

第5項 地域内輸送拠点等の開設・運営

1 地域内輸送拠点の開設・運営

担当、防災関係機関	対策内容
物資供給班	(1) 地域内輸送拠点の開設 ・調達した物資や国、県等からの支援物資を受け入れ、保管・管理するために、防災備蓄品管理倉庫、県立ふじみ野高校等に地域内輸送拠点を開設する。 (2) 支援物資の受入 ・災害発生から3日目以降に到着する国や県からのプッシュ型支援で輸送される支援物資を地域内輸送拠点で受け入れる。 ・国からのプッシュ型支援で輸送される支援物資については、食料、毛布、育児用調整粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の8品目となる。 (3) プル型支援の受入 ・災害発生から1週間以降に到着する国、県等からのプル型支援で輸送される支援物資や協定締結団体から調達した物資を地域内輸送拠点で受け入れる。 (4) 支援物資の管理 ・支援物資が避難所等に輸送されるタイミングや被災者のニーズと一致しない問題が生じやすいことが明らかとなっていることから、効果的な地域内輸送拠点内の物資の在庫管理及び必要量の把握に努める。 (5) 支援物資の供給要請 ・協定締結団体に食料、生活必需品等の物資供給を要請する。協定締結団体からの調達のみでは物資が不足することが想定される場合は、県に物資の供給を要請する。 (6) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用 ・被害状況に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した情報共有体制で避難所の物資情報を確認する。 (7) 調達する支援物資の配慮 ・災害発生後の時間経過を踏まえて、調達する物資（感染症対策物品を含む）を適宜検討する。 ・夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。
情報庶務班	(8) 支援物資の輸送 ・指定避難所や物資配布場所に物資を輸送するため、協定に基づき輸送業者に応援を要請する。
物資供給班	(9) 要員の確保 ・地域内輸送拠点に物資供給班から責任者を置き、施設職員、他市町村の応援職員、ボランティア等の協力により要員を確保し活動を行う。

2 物資配布場所の開設・運営

担当、防災関係機関	対策内容
物資供給班	(1) 物資配布場所の選定 ・市内の被害状況を踏まえて、在宅避難者等への物資配布場所を選定する。 ・市有施設（屋内）の使用が困難な場合は、テントを活用して屋外で対応する。 (2) 物資配布場所の開設 ・選定した場所に物資配布場所を開設する。 (3) 物資配布場所の運営 ・地域内輸送拠点から配送された物資を物資配布場所で受け入れ、在宅避難者等に必要な物資を配布する。

第13節 要配慮者対策

■計画の主旨

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者は、一般の市民よりも被害を受ける可能性が高いため、発災直後の避難誘導からその後の応急、復旧時に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 社会福祉施設入所者等の安全確保対策	●	●	●	情報庶務班、物資供給班、障がい・高齢者支援班、施設管理者
第2項 要配慮者の安全確保対策	●	●	●	本部班、大井総合支所班、市民対応班、地域応援班、障がい・高齢者支援班、こども支援班、医療救護班、自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員
第3項 福祉避難所の開設・運営	●	●	●	地域応援班、障がい・高齢者支援班、こども支援班、施設管理者
第4項 外国人の安全確保対策	●	●	●	大井総合支所班、広報班、市民対応班、社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、NPO法人

■計画の内容

第1項 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

担当、防災関係機関	対策内容
施設管理者	・あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。 ・避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。 ・食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生じる場合は、市に協力を要請する。
障がい・高齢者支援班	・施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。 ・自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
物資供給班	・備蓄物資の放出及び調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。
情報庶務班	・社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第2項 要配慮者の安全確保対策

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 地域応援班 障がい・高齢者支援班 子ども支援班 自治組織 自主防災組織 民生委員・児童委員	【安否確認及び情報収集の実施】 - 各担当組織は相互に協力し、各居宅に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。その際、避難行動要支援者台帳を活用する。 - 地区対策本部や指定避難所等から情報収集し要配慮者の状況を把握する。 - 市は安否確認の結果を速やかに県に報告する。
障がい・高齢者支援班 地域応援班 自治組織 自主防災組織	【避難誘導の実施】 - 避難行動要支援者台帳、個別避難計画等に基づき要配慮者の支援を行う。 - 必要に応じ要配慮者を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等の協定福祉避難所へ避難を誘導する。
障がい・高齢者支援班 地域応援班	【情報提供】 指定避難所等にいる要配慮者に対し、障がい特性等に配慮した情報提供を行う。
本部班 市民対応班 大井総合支所班 障がい・高齢者支援班 地域応援班	【相談窓口の開設】 - 庁舎等に相談窓口を開設し、職員、福祉関係者、医師、社会福祉士、手話通訳者等を配置し、総合的な相談に応じる。 - 県に要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を実施する災害派遣福祉チームの派遣を要請する。
地域応援班 障がい・高齢者支援班 子ども支援班 医療救護班	【巡回相談の実施】 職員、精神保健福祉士、民生委員・児童委員、訪問介護・居宅介護職、保健師、手話通訳者などにより、チームを編成し、在宅、指定避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。
障がい・高齢者支援班 地域応援班	【福祉サービスの確保】 要配慮者の介護者が被災し、介護を継続することが不可能になった場合、ボランティアや福祉関係者の広域的な応援体制によって、福祉サービスの確保を図る。
障がい・高齢者支援班 医療救護班	【障がい者等の治療への配慮】 - 障がい者や慢性的な疾患を持つ人は、被災を機にその障がいや病状に変化を生じたり、また新たな疾病等を併発したり、あるいは医療機関の被災や交通機関の混乱により通常受けている治療が受けられなくなる可能性がある。このような場合、県に対しおおむね次のような対応への協力を要請する。 ① 治療継続手段の確保 ② 専門医療機関のあつせん ③ 専門医療機関等への搬送手段の確保 ④ 専門科医、専門医療機関、社会福祉施設との連絡調整

第3項 福祉避難所の開設・運営

担当、防災関係機関	対策内容
地域応援班 障がい・高齢者支援班 子ども支援班	(1) 福祉避難所の開設検討 - 指定避難所の避難者のうち、福祉避難所の受入対象者が滞在している場合、福祉避難所の開設を検討する。 (2) 宿泊施設等の活用 - 市内の福祉避難所が不足する場合、福祉避難所に指定していない社会福祉施設等に要配慮者の受入依頼、宿泊施設を福祉避難所として活用する。
地域応援班 障がい・高齢者支援班 こども支援班 施設管理者	(3) 施設の安全確認 - 福祉避難所の開設を決定した場合、施設管理者に通知し、福祉避難所として使用する施設の安全性を把握する。 (4) 福祉避難所担当職員等の派遣 - 必要に応じて福祉避難所と市災害対策本部との連絡調整、福祉避難所で活動するボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を派遣する。 - 福祉避難所の避難者のニーズ等を把握する生活相談員を派遣する。(概ね10人の要配慮者に対して1人の割合) (5) 資機材、物資の確保 - 要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、段ボールベッド、パーティション等、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を準備する。 (6) 福祉避難所の開設 - 福祉避難所の開設し、受入体制が整い次第、市災害対策本部に報告して、受入対象の要配慮者を受け入れる。 (7) 緊急入所等の実施 - 福祉避難所での生活が困難な要配慮者が発生した場合、医療機関や、緊急入所、緊急ショートステイ等が可能な社会福祉施設を確保して移送する。 (8) 福祉避難所の統廃合 - 福祉避難所の利用が長期化し、開設している福祉避難所の避難者数にばらつきが出る事象を確認した場合、避難者の種別ごとに福祉避難所の統廃合を決定する。 - 閉鎖する福祉避難所から避難者の移動等が完了した場合、福祉避難所を閉鎖し、当該施設の必要な原状回復を実施する。

第4項 外国人の安全確保対策

担当、防災関係機関	対策内容
市民対応班 社会福祉協議会 NPO法人	【安否確認の実施】 ・職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、住民基本台帳等に基づき、外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。
広報班 NPO法人	【避難誘導の実施】 ・県と協力し、広報車や市防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。
広報班 社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会 NPO法人	【情報提供】 ・語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を行う。 ・県と協力し、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。
大井総合支所班 市民対応班 NPO法人	【相談窓口の開設】 ・庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。
社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会 NPO法人	【通訳・翻訳ボランティアの確保】 ・外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図られるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第14節 環境衛生

■計画の主旨

災害時におけるごみ及びし尿、並びに災害に伴って発生した災害廃棄物を迅速に処理し、被災地及び指定避難所等の環境衛生の保全と早期復興を図る。

また、県や関係団体と連携して防疫活動、食品衛生監視、動物愛護の応急対策を推進する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 ごみ処理		●	●	環境衛生班
第2項 し尿処理		●	●	環境衛生班、入間東部地区事務組合（衛生）
第3項 災害廃棄物処理		●	●	環境衛生班、市民・事業所、施設管理者
第4項 防疫活動		●	●	環境衛生班、医療救護班
第5項 食品衛生監視		●	●	環境衛生班、医療救護班
第6項 動物愛護		●	●	環境衛生班、指定避難所運営組織

■計画の内容

第1項 ごみ処理

担当、防災関係機関	対策内容
環境衛生班	【ごみ排出量の推定】 ・被害状況をもとにごみの総量を推測し、平常時の一般廃棄物処理計画を勘案しつつ、震災時の災害廃棄物処理計画を立案する。
	【処理体制の確保】 ・被害を受けたごみ処理施設の早期復旧を図るとともに、緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な市町村に人員及び機材の応援を必要に応じて求める。
	【処理対策】 （１）分別収集体制の確保 ・震災時の分別収集体制を確保する。 （２）ごみ処理施設の確保 ・自らの処理機能を越えるごみが排出された場合は、県、近隣市町村及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。必要に応じて民間産業廃棄物処理施設等の活用を検討する。

第2項 し尿処理

担当、防災関係機関	対策内容
環境衛生班 入間東部地区事務組合（衛生）	【し尿排出量の推定】 ・震災時に適正な処理が必要となるし尿排出量を住民数や予測被災者の数等から推定し、必要な仮設トイレ数を把握する。
	【処理体制の確保】 ・指定避難所等に必要な仮設トイレを設置するとともに、処理体制を整える。 ・仮設トイレは、備蓄品のほか、協定締結事業所に対し、協定に基づく設置と維持管理への協力を要請する。 ・被害を受けたし尿処理施設の早期復旧を図る。 ・市内のみでは対応が困難な場合及び処理施設が復旧するまでの間、被害の軽微な市町村に人員及び仮設トイレ等の応援を求める。

第3項 災害廃棄物処理

担当、防災関係機関	対策内容
環境衛生班 市民・事業所 施設管理者	【処理体制の確保】 ・被害状況を踏まえて災害廃棄物処理実行計画を作成する。 ・災害廃棄物の処理については、原則として次の体制を確保して行う。 （１）住宅・建築物系（個人・中小企業） ・所有者の同意手続きを行ったものは、災害廃棄物処理事業として市が事業者に委託して解体・処理を行う。 （２）大規模事業所等（大企業） ・施設の管理者において処理する。 （３）公共・公益施設関係 ・施設の管理者において処理する。
環境衛生班	【処理対策】 ・危険なもの、通行上の支障のあるもの腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬する。 ・意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を実施する。 ・仮置場候補地（運動公園、環境センター第2駐車場、上福岡清掃センター跡地東側、上福岡清掃センター跡地保管庫前、スポーツセンター総合体育館駐車場、総合体育館前グラウンド・ゴルフ場）から仮置場を選定し、倒壊家屋などの災害廃棄物を搬入する。 ・震災時において大量に発生する災害廃棄物が効率よく処理・処分されるために、排出時における分別を徹底するよう努める。 ・災害廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。 ・県及び近隣市町村とともに広域処分対策を検討する。

担当、防災関係機関	対策内容
環境衛生班	【損壊家屋の解体】 ・損壊家屋の解体が必要な場合、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。 ・損壊家屋の解体に関する申請を受け付け、解体業者等へ解体・撤去を指示する。 ・解体・撤去の際には、出来る限り所有者や隣接者の立ち会いを求める。 ・解体業者等が建物内の貴金属、その他の有価物等の動産、思い出品を発見した場合、市で保管し、所有者等に引き渡す。

第4項 防疫活動

担当、防災関係機関	対策内容
環境衛生班	・県の防疫活動と連携するために、県が行う調査を支援する。
医療救護班	・被害の程度に応じ県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除の防疫活動を行う。

第5項 食品衛生監視

担当、防災関係機関	対策内容
環境衛生班 医療救護班	・県が編成する食品衛生監視班の活動に協力し、保健所の指導のもとに、罹災者への供給食料の衛生監視、飲料水の簡易検査、その他食品に起因する被害発生防止対策の実施に努める。

第6項 動物愛護

担当、防災関係機関	対策内容
環境衛生班	・県が獣医師会及び動物愛護団体と連携して設置する動物救援本部に協力する。 ・所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物愛護団体等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 ・被災者への動物援護に関する情報提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく指定避難所等で動物医療に携わる。 ・動物保護施設の検討・確保を行う。 ・指定避難所から動物保護施設等への動物の受入等の調整を行う。
指定避難所運営組織	・指定避難所における動物飼育状況を把握し、飼い主とともに適正な飼育に努める。

第15節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

■計画の主旨

災害の発生により行方不明者や死亡者が発生した場合、搜索、遺体の処理、埋・火葬について、県の支援を得ながら、防災関係機関の協力のもと実施する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 遺体の搜索	●	●	●	大井総合支所班、市民対応班、地域応援班
第2項 遺体の処理	●	●	●	情報庶務班、地域応援班、警察署、医師、歯科医師、埼玉葬祭業協同組合
第3項 遺体の埋・火葬		●	●	大井総合支所班、市民対応班

■計画の内容

第1項 遺体の搜索

担当、防災関係機関	対策内容
地域応援班	【搜索体制】 ・遺体の搜索及び収容は県、警察、入間東部地区事務組合（消防）及び消防団、自衛隊等の協力を得る。
	【搜索対象】 ・遺体の搜索は災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。
大井総合支所班 市民対応班	【行方不明者に関する相談窓口の設置】 ・相談窓口を設置し、警察本部と連携を図り問合せ等に対応する。

第2項 遺体の処理

担当、防災関係機関	対策内容
警察署 医師 歯科医師	【検視・検案】 ・警察署は、遺体の検視又は死体調査を行う。 ・医師は、遺体の検案を行う。 ・歯科医師は、身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。 ・必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
情報庶務班 地域応援班	【遺体の輸送】 ・県に報告の上、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送する。
地域応援班 埼玉葬祭業協同組合	【遺体の収容・安置】 ・公共施設等に遺体収容所を開設し、遺体を収容する。既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備し、必要器具（災害協定に基づき納棺用具等）を確保する。 ・遺体収容所には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。 ・収容した遺体及び遺留品等の整理を行うとともに、検視、死体調査及び検案前の遺体や火葬前の遺体の一時保管を行う。 ・遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺体遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

第3項 遺体の埋・火葬

担当、防災関係機関	対策内容
大井総合支所班 市民対応班	【埋・火葬の実施】 ・埋（火）葬許可証は、市が発行する。 ・遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。 ・身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により実施する。 （１）火葬の場所 ・原則として指定火葬場とする。 （２）焼骨の一時保管等 ・焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。 ・身元が判明しない無縁者は、納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。
大井総合支所班 市民対応班	【埋・火葬の調整及びあっせん】 ・身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、埋火葬資材（棺、ドライアイス等）の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。 ・埋火葬資材が不足する場合は、県に支援を要請する。 ・火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が収容された場合、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。

第16節 建築物、危険物施設等の応急対策

■計画の主旨

被災した建築物の調査や応急対策は、復旧、復興期における市民生活を支える重要な役割を持つため、関係機関との連携を図り、地震により住宅が滅失又は損傷を受けた住宅に対し、応急危険度判定、住家被害認定調査を実施する。

また、危険物施設等の管理者による施設の応急対策を推進する。

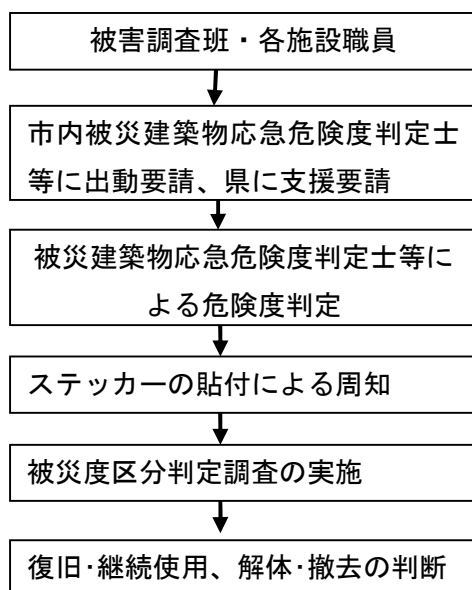
■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 建築物等の応急対策	●	●	●	被害調査班(税)、被害調査班(都市)、応急住宅班、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、施設管理者
第2項 危険物施設等の応急対策	●	●		入間東部地区事務組合(消防)、危険物施設等の管理者

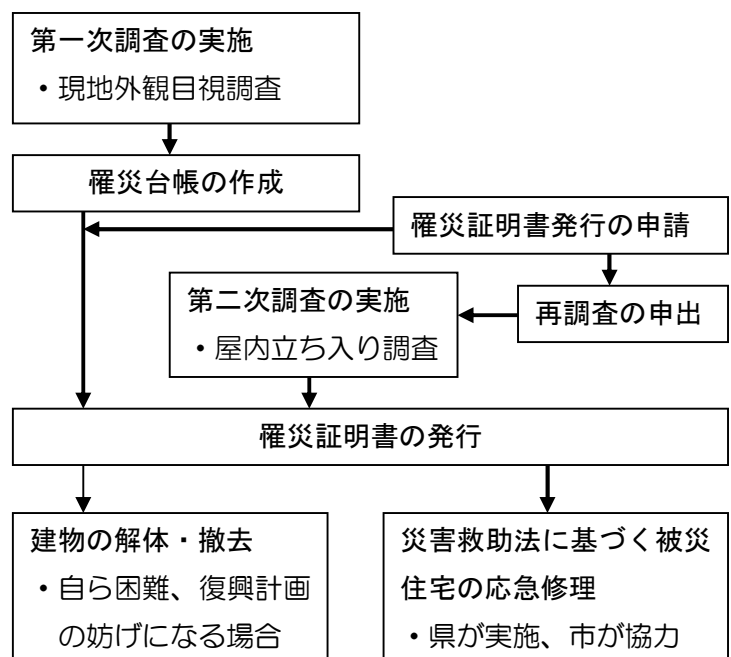
地震被災後の建築物の調査には、応急危険度判定（地震直後に早急を実施し安全性を判断）、被災度区分判定（建築物の復旧対策検討のために実施）、住家被害認定調査（公的支援に必要な罹災証明書の裏付け）の3種類がある。これらの調査を、被害状況に応じて的確に行う。

図 建築物に係る応急対策の流れ

【被災建物・宅地の応急危険度判定】



【住家被害認定調査】



■計画の内容

第1項 建築物等の応急対策

担当、防災関係機関	対策内容
施設管理者	施設管理者は、施設の機能及び人命の安全の確保を図り、自主的な災害活動により被害を軽減する。
被害調査班(税) 被害調査班(都市) 応急住宅班	県の支援を受けて、建築物の応急危険度判定等、応急措置及び応急復旧に関し指導及び相談を実施する。
被害調査班(税) 被害調査班(都市) 応急住宅班	【応急危険度判定及び被災宅地危険度判定】 - 市は、市が所有若しくは使用している建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と、建築物の地震後対策での使用の可能性について判断を行う。 - 建築物の応急危険度判定等を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動等を行う。 - 市は、市内における被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に協力を求めるとともに、必要に応じて近隣市への協力、県都市整備部に派遣要請を行う。
被害調査班(都市) 応急住宅班 被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	【判定作業の実施】 - 市内における建築物及び宅地について、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行い、判定結果は見やすい場所に「危険」「要注意」「調査済」の3色のステッカーにより表示する。 - 判定結果は、応急住宅班及び被害調査班（都市）が集計し、市災害対策本部及び県に報告する。
応急住宅班 施設管理者	【被災度区分判定調査】 （１）公共建築物 - 施設の被害状況に基づき、必要に応じ地方公共団体の建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。 - 調査結果に基づいて適切な措置を実施する。 （２）民間の建築物 - 被災度区分判定実施について、周知を図る。

担当、防災関係機関	対策内容
被害調査班(税)	【住家被害認定調査】 (1) 実施環境の整備 - 作業スペース、資器材、調査票、車両等を確保し、調査員を対象に研修を実施する。 (2) 調査体制 - 調査チームを編成し調査を行う。調査人員が不足する場合は、県、関係市町村、応急危険度判定員等の協力を得て調査体制を整え、作業スペースの確保の上、調査資器材を調達する。 (3) 第1次調査 - 調査チームが、被災家屋の外観目視調査を実施する。 (4) 第2次調査(再調査) - 被災対象者が第1次調査の判定結果に不服があった家屋及び第一次調査ができなかった家屋について、被災者立会いのもと、外観目視調査及び内部立入調査を実施する。 (5) 判定基準 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行うが、判定が困難なときは、判定委員会を設置し、助言を得て行う。

第2項 危険物施設等の応急対策

担当、防災関係機関	対策内容
入間東部地区事務組合(消防)	- 地震による危険物取扱施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関が相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立するよう指導する。 - 消防は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。
危険物等関連施設	- 危険物の流出及び拡散の防止 - 流出した危険物の除去、中和等 - 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置 - その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置
高圧ガス施設	「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づいた応急措置の実施 - 製造作業の中止、設備内のガスの安全な場所への移動又は放出、該当作業に必要な作業員以外の退避 - 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になった場合における安全な場所への移動 - 従業者又は付近の住民(必要に応じて)への退避警告 - 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合における充てんされている高圧ガスの廃棄等

担当、防災関係機関	対策内容
火薬類施設	・保管又は貯蔵中の火薬類の安全地域への移動、見張人による接近禁止措置の実施 ・道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合における火薬類の安全措置（水中へ沈めるなど）の実施 ・搬出の余裕がない場合における火薬庫等の完全密閉及び消火措置、爆発影響地域内の立入禁止措置、危険区域内における住民等の避難誘導の実施
毒物・劇物取扱施設	・毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置の実施 ・災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置の実施 ・毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立

第17節 応急住宅対策

■計画の主旨

自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供、被災住宅の応急修理、被災住家の障害物の除去を行い、被災者の生活又は生活復旧の支援を行う。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 応急住宅の確保			●	応急住宅班
第2項 被災住宅の応急修理		●	●	応急住宅班
第3項 住宅関係障害物除去		●	●	応急住宅班

■計画の内容

第1項 応急住宅の確保

市は、県による応急仮設住宅の設置の際、設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。

担当、防災関係機関	対策内容
応急住宅班	【市営住宅の提供】 - 県から市営住宅の空室の提供依頼を受けた場合、一時的に県に提供し、入居資格及び入居者の選定は、原則として応急仮設住宅に準ずる。 【応急仮設住宅の供給】 (1) 設置戸数の決定 - 必要な応急仮設住宅設置戸数を県に要請する。 (2) 設置場所の提供 - 建設型応急住宅の設置計画に基づき、公園、公有地等を提供する。 (3) 入居者の選定 - 県の委任により、被災者の状況を調査の上、選考委員会を設置して入居者を決定する。 - 入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。 - 要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。 - 家屋の応急修理対象者については、修理期間中において応急仮設住宅を使用することが可能となる。 (4) 応急仮設住宅の維持管理 - 県の委任により、公営住宅に準じて応急仮設住宅（建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅）の維持管理を行う。 - 入居した応急仮設住宅の使用状況等を把握する。

第2項 被災住宅の応急修理

担当、防災関係機関	対策内容
応急住宅班	【応急修理の実施】 (1) 修理戸数の決定 ・被害認定調査結果等により修理戸数を決定する。 (2) 修理対象者の基準 ・災害により住宅が大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者を修理対象者として選定し、居室、トイレ、炊事場等、日常生活に不可欠な部分について必要最小限度の修理を行う。 ・災害救助法による救助が実施された場合には、その結果を県へ報告する。 (3) 資材調達 ・資材の不足の場合は県（都市整備部）に要請し、調達の協力を求める。
応急住宅班	【応急措置及び応急復旧の指導・相談】 ・被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第3項 住宅関係障害物除去

担当、防災関係機関	対策内容
応急住宅班	(1) 除去作業の実施 ・申込様式を整備し、障害物の除去に関する相談窓口を設置する。 ・被災者から障害物除去に関する申込を受け付け、被災住家の障害物の状況を確認する。 ・申請者における被災住家の障害物除去を実施する対応業者を選定する。 ・申請者に対して対応業者への依頼書の発行及び発注を依頼する。 ・工事完了後、障害物除去の確認を実施する。 ・必要に応じて除去作業の支援を県に要請する。 (2) 対象者 ・半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。 (3) 実施期間 ・原則災害発生の日から10日以内に完了するものとし、その結果を県（都市整備部）へ報告する。

第18節 ライフラインの応急対策

■計画の主旨

上下水道、電力、ガス及び電信電話等のライフライン施設、河川及び鉄道、道路等の施設は、市民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たすため、これらの施設については、相互の連携を図り迅速な応急対策を実施する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 上水道	●	●	●	水道給水班
第2項 下水道	●	●	●	土木復旧班
第3項 通信施設	●	●	●	東日本電信電話株式会社埼玉事業部
第4項 電力施設	●	●	●	東京電力パワーグリッド株式会社志木支社
第5項 ガス施設	●	●	●	武州ガス株式会社、一般社団法人埼玉県LPガス協会川越支部
第6項 交通施設	●	●	●	土木復旧班、東武鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社

■計画の内容

第1項 上水道

担当、防災関係機関	対策内容
水道給水班	(1) 被害状況の把握 - 水道給水班が、被害状況の調査及び復旧作業にあたる。調査結果及び復旧状況等に関しては、同班内で取りまとめ、速やかに本部班へ報告をする。 - 水道給水班は、被害状況及び復旧作業の優先順位等を考慮に入れ、速やかに復旧作業に関する対策を策定する。 (2) 施設の応急復旧 ア. 応急復旧作業の優先順位 - 応急復旧作業は、以下の順序で優先的に作業に取り組む。 ① 取水・導水・浄水施設 ② 送配水施設 ③ 給水装置 イ. 復旧作業 - 復旧作業は、水道給水班を中心として行うものとし、市内の水道工事関係業者等に協力を依頼し、作業を実施する。 - 必要に応じて現地作業調整会議を開催し、現場で対応する市内の水道工事関係業者等と調整する。

担当、防災関係機関	対策内容
水道給水班	(3) 配水管路の応急復旧 ア. 応急復旧作業の優先順位 ・ 応急復旧作業においては、以下の順序で優先的に作業に取り組む。 ① 浄水場及び受水施設を起点とした幹線 ② 重要施設（病院・避難所・公共施設）への配水管 ③ その他（枝管等バックアップ機能を優先） イ. 復旧作業 ・ 復旧作業は、水道給水班を中心として行うものとする。労力が不足する場合には、市内の水道工事関係業者等に協力を依頼し、作業を実施する。 (4) 応急復旧用資機材の調達 ・ 応急復旧作業用の資機材は、都市政策部が所有するもので行うが、不足する場合には本部班を通じて隣接市町及び県へ支援の要請をする。 ・ 市内の水道工事関係業者へ協力を依頼し、調達・確保する。

第2項 下水道

担当、防災関係機関	対策内容
土木復旧班	(1) 被害状況の把握 ・ 被害状況は、速やかに取りまとめ、本部班へ報告する。報告後、復旧作業に関する対策を策定し、速やかに着手する。流域下水道緊急点検の分担は、川越江川・砂川堀幹線とする。 (2) 応急復旧要員の確保 ・ 土木復旧班が、応急復旧作業にあたるが、不足する場合には、本部班を通じて隣接市町及び県へ支援の要請をする。 ・ 必要に応じて現地作業調整会議を開催し、現場で対応する他自治体の応援職員等と調整する。 (3) 応急復旧用資機材の確保 ・ 本部班を通じて隣接市町及び県へ支援の要請をする。 ・ 市内の工事関係業者へ協力を依頼し、調達・確保する。

第3項 通信施設

担当、防災関係機関	対策内容
東日本電信電話株式会社埼玉事業部	災害が発生した場合には電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるための通信手段を確保する。また、被害を受けた電気通信設備をできるだけ早く復旧するとともに、災害復旧及び被災地における情報流通について顧客、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。 (1) 応急対策 ア 災害時の活動体制 ① 災害対策本部の設置 ・災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。 ② 情報連絡 ・災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、市災害対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。 イ 応急措置 ・電気通信設備に被害が発生した場合には、次の各号の応急措置を講ずる。 ① 重要回線の確保 ・行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通を確保する措置を講ずる。 ② 通信の利用制限 ・通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。 ③ 171（災害用伝言ダイヤル）、web 171等の提供 ・地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる171（災害用伝言ダイヤル）、web 171等を速やかに提供する。 ウ 災害時の広報 ・災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。 ・通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。 ・テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板等により直接当該被災地に周知する。 ・171（災害用伝言ダイヤル）、web 171等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

担当、防災関係機関	対策内容
東日本電信電話 (株)埼玉事業部	(2) 復旧対策 ・災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。 ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。 イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。 ウ 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。 ・通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合、対地別の規制及び171（災害用伝言ダイヤル）、web 171 を開設する。

第4項 電力施設

担当、防災関係機関	対策内容
東京電力パワーグリッド株式会社志木支社	(1) 非常事態の組織 ・非常災害に際し、市内の事前対策、被害状況の把握、災害復旧等をより速やかに、かつ円滑、的確に推進するため、あらかじめ非常事態の組織を編成して、平常時からふじみ野市防災会議と関係機関と連絡の疎通を図り、万全の準備を備えておくものとする。 ア 組織の種類 (ア) それぞれの実績に応じて、次の3段階とする。 ・第1非常体制：災害の発生が予想される場合、災害が発生した場合 ・第2非常体制：大規模な災害の発生が予想される場合、大規模な災害が発生した場合 ・第3非常体制：大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 (2) 組織の運営 ア 発令 (ア) 東京電力パワーグリッド株式会社の支部長は、非常災害が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、状況に応じ非常態勢を発令する。 (イ) 非常態勢に入った場合は、市本部に連絡した後、相互に緊密な連絡をとる。 イ 運営 (ア) 非常態勢が発令された場合は、事務分掌に従い、速やかに関係者全員に通知し、非常災害に関する業務を実施する。 (イ) 支部長は必要に応じ支部付き並びに各班長を招集して対策会議を開き、総合的な復旧計画を協議する。 (ウ) 支部長不在の場合は、副支部長が職務を代行し、事後速やかに支部長に報告する。
東京電力パワー	(エ) 情報班は、常に他の班と連絡をし、他の各班は、その情報により必要な対

担当、防災関係機関	対策内容
グリッド株式会社 社志木支社	策を実施する。 (オ) 班員は、支部に集合して業務を遂行する。 その必要が認められない場合は、自席で業務を遂行する。この場合、構成員の把握は各班がする。 (カ) 非常災害に伴う指令又は連絡は、一般業務電話連絡に優先する。 (キ) 発令前の諸対策は、各班担当業務分掌グループです。ただし、対策支部の編成に関する事務は企画総括グループがする。 (ク) 発令後の連絡報告は対策支部を通じてする。 コンタクトセンター0120 (995) 007 ウ 解除 (ア) 支部長は、管内に災害の発生するおそれなくなった場合、又は災害復旧が進行して非常災害体制適用の必要がなくなった場合には非常態勢を解除する。 (イ) 支部長が非常態勢を解除した場合は、遅滞なく支店対策本部と市本部に連絡する。 エ 平常時の対策 ・非常災害が発生した場合に、より速やかにかつ適切な処置をとり得るよう、平常時でもあらかじめ各状況を想定した、情報連絡網の整備と機器使用、避難等の訓練を実施するとともに、復旧資材の定期点検、整備を実施するものとする。 オ 非常災害前の対策 ・非常災害の発生するおそれがある場合、非常態勢の発令前は、職制を通じ、発令以後において組織を通じ、下記により有効適切な予防対策を講じ、設備保安並びに人材安全に万全を期するものとする。 カ 情報連絡 (ア) 台風の接近、風速、降雨量、その他の情報については、熊谷地方气象台、ふじみ野市、防災会議、市本部並びにラジオ、テレビ情報等に留意し、天気図を作成するなど、その動態を把握するとともに、これらを各組織相互に緊密な連絡をする。 (イ) 災害発生前の情報交換等の連絡とあわせ、一定時間毎に関係各所との電話連絡をして、状況を把握するものとする。 キ 配電設備の巡視 ・巡視に関するマニュアルによる。 ク 人員の動員、連絡の徹底 (ア) 対策支部構成表による要員と人員別の担当業務表をあらかじめ作成のうえ、備えておくこととし、いつでも出動し得るよう体制を確立しておくこと。 (イ) 社外者に応援を求める場合、又は他地区からの応援を要請される場合に備え、あらかじめ連絡を図り、速やかに対応できるよう体制を確立しておくこと。 ケ 機動力、資材等の整備確認 ・平常から車両、船艇、資材、工具等を整備して、応急出動に備えるとともに、備蓄資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう対応する。
東京電力パワー	(ア) 非常災害対策用具については、一覧表を作成し、あらかじめ指定特約して

担当、防災関係機関	対策内容
グリッド株式会社 志木支社	おくものとする。 また応急資材の必要数については、各段階別に検討し、最小限度のものを備蓄するとともに、あらかじめ緊急調達のための一覧表を作成し、調達の万全を期するものとする。 (イ) 復旧資材については、在庫状態の把握に努め緊急の場合に対応する。 コ 一般市民の事故防止対策 ・新聞、ラジオ、テレビ、広報車、ビラその他適切な方法により、下記事項の啓発普及を実施して事故防止に努めるものとする。 (ア) 無断昇柱、無断工事の禁止 (イ) 不良箇所（電柱の倒壊折損、電線の切断垂下等）発見時の速やかな会社への通達依頼 (ウ) 切断垂下している電線による感電防止 (エ) 感電者の救助方法（乾燥した材木、竿などで必ず電線を取り外してから手当をすることなど）の徹底 (オ) 浸水家屋、屋内配線、電気機器、コンセント等の使用上の注意 (3) 災害発生時の対策 ア 被害状況の収集、周知 ・全般的な被害状況の把握の遅れは、復旧計画樹立に影響するので、あらゆる方法で被害状況の早期把握に努める。 (ア) 災害発生後、速やかにあらかじめ編成された巡視計画により巡視し、被害状況の把握につとめる。 (イ) 被害が広範にわたり巡視が困難な場合は、重要施設について巡視し、その他実状に応じた方法により、その被害数の把握につとめる。 イ 被害の復旧対策 ・対策支部は、速やかに被害状況を調査し、次のとおり早期に復旧計画をたてるものとする。 (ア) 復旧作業班の配置、復旧応急班の必要の有無 (イ) 復旧資機材の調達 (ウ) 復旧作業の内容 (エ) その他必要な対策 ウ 復旧順位 ・各設備の復旧順位は、災害状況、各設備の被害状況を考慮し、送電により最も復旧効果の上がるものから速やかに実施する。

第5項 ガス施設

担当、防災関係機関	対策内容
武州ガス株式会社 一般社団法人埼玉県LPガス協会川越支部	災害によりガス施設に被害が生じた場合には、供給区域所管のガス会社に通報し、速やかに措置するよう依頼するものとする。ガス施設の被災による二次災害の防止、並びに速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持する。 (1) 応急対策 ・応急災害対策本部は、大地震発生後は直ちに二次災害防止のため各班を通じて以下の措置をとる。 ア 官公庁、報道機関及び社内事業所などからの被災状況等の収集 イ 製造所の製造量及び送出量の調整・停止 ウ 整圧所の受入量及び送出量の調整・停止 エ ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的遮断 オ 被災状況及び措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報 カ その他状況に応じた適切な措置 なお、地震発生時の情報収集、指令及び操作等は本社において無線併用により実施する。 (2) 復旧対策 ・災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ施設応急の復旧に当たる。 ・施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて調整修理する。 ・供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。 ・復旧措置に関して、付近住民及び関係機関等への広報に努める。 ・その他、現場の状況により適切な措置を行う。 (3) 被害復旧活動資機材の備蓄 ア 製造設備・供給設備の資機材 ・製造所においては架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対して、必要程度の予備機を備え、また、供給所については、相互融通により各々供給の安定を維持するとともに、被害箇所の早期復旧に努める。 イ 導管材料 ・本社、供給所、メーカー及び各工事会社等で日常相当数の各種導管材料を貯蔵し、緊急時の初期復旧対策に対処する。 ウ 車両、工作機械、計器類 ・本社で保有するものに加え、非常時には、工事会社から動員することにより対処する。 エ その他 ・ガソリン、食料品及び寝具類等については、迅速な手配が可能となるよう、具体的な対策について検討を進める。

第6項 交通施設

1 鉄道施設

担当、防災関係機関	対策内容
東武鉄道株式会社	東武鉄道株式会社「運転取扱実施基準」、「鉄道事業本部防災計画」に基づく。概要は以下のとおり。 (1) 運転取扱い ・運輸部長は強い地震（震度4以上）を感知したときは列車の一旦停止を指令する。 【駅長の対応】 ・強い地震を感知し運転上危険を認めたときで、運輸部長から指令がないか、又は指令が受けられないときは列車の運転を見合わせ、至急その状況を運輸部長に報告する。 ・次駅駅長と打合せ異常が認められないときは、運輸部長の指令を受けて、最初にその区間に進出する列車の乗務員に「注意運転」の通告をして出発させる。 ・最初に到着した列車の乗務員から異常の有無を確かめ、運輸部長に報告する。 【乗務員の対応】 ・すみやかに列車を安全な箇所（橋りょう、架道橋下、築堤、切取箇所などを避ける）に停止し、異常の有無を確かめる。 ・付近に異常が認められないとき及び駅長から「注意運転」の通告を受けたときは、次の駅まで時速25キロ以下の速度で注意運転（建物崩壊、土砂崩壊、地盤沈下等に注意する）し、異常の有無を次駅駅長に通告する。 【工務管理所長及び電気管理所長の対応】 ・強い地震を感知した工務管理所長及び電気管理所長は、要注意箇所の点検を行う。 ・震度5以上と認めたとき、又は運輸部長から点検の指令を受けたときは、至急巡回点検し、異常の有無を運輸部長に報告する。 ・送電に支障があると認めた電気管理所長は、至急送電停止を手配し、運輸部長に報告する。 (2) 避難誘導 【管区・駅長の取扱い】 ・地震が静まったとき、放送設備等により旅客の動揺静止に努めるとともに、構内又は車内に負傷者が発生した場合は、救出、救護等臨機の処置をとり状況を対策本部に報告する。 ・旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動により、適切な旅客誘導を図る。避難方法については、一時避難として駅前広場等に誘導後、地域自治体と打合わせ近くの広域避難場所、公園、学校等に誘導するとともに、対策本部に避難場所を報告する。このため管区・駅長は地域自治体と事前に打合わせ、避難場所への案内図を常備しておき、避難させる際には見易い場所に掲出する。

担当、防災関係機関	対策内容
東武鉄道株式会社	【乗務員の取扱い】 ・車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、運転指令又は最寄りの駅に状況を報告し、その指示を受ける。なお、車内に負傷者が発生した場合は駅の協力を得るなどして、救出、救護等臨機の処置をとる。 ・乗客の安全確保を第一とし、最寄りの駅に誘導するなど状況に応じ臨機の処置を取る。 (3) 施設の点検 ・工務施設管理所長、電気施設管理所長は「地震発生時取扱基準」「要注意点検箇所一覧表」等により要注意箇所の点検を行う。 ・管区・駅長は自駅構内の巡回、点検を行う。 ・異常を認めた場合はただちに列車防護、復旧手配等を行う。 (4) 災害対策本部の設置 ・「鉄道事業本部事故・災害対策規程」「鉄道事業本部防災規程」により災害対策本部を原則として本社に設置する。ただし、本社施設が被害を受け使用不可能な場合は、災害対策総本部が設置された場所又は対策本部長が指定した場所に設置する。 ・被害が局地的に甚大な場合は、対策本部の実務部門は、対策本部長の指示により当該地域に活動拠点を設置することができる。 (5) 情報の収集と伝達 ・対策本部は「鉄道事業本部事故・災害対策規程」による情報の伝達系統に基づき、各部から情報収集を行う。 ・情報統一のため、関係各部・所は情報担当者を選任する。対策本部は関係各部・所の情報担当者から報告を受け、被害状況等の情報を収集する。 ・災害発生時には社内通信網、N T T加入電話（携帯電話を含む）、防災行政無線等を活用し、社内及び関係機関とも密接な情報連絡を行い情報の収集に努める。 (6) 輸送の確保 ・対策本部は災害により列車の運転が一部区間不通又は全区間運転不能となった場合は、次により輸送の確保に努める。 ・運転可能区間における折返運転 ・不通区間、運転不能区間における、う回、振替、代行輸送等、他交通機関による代替輸送手配 (7) 現地対策本部の設置 ・災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。 (8) 当面の復旧計画 ・恒久的復旧を原則とするが、鉄道輸送の社会的使命を考慮し、運行再開を優先させるため、被害状況に応じて仮復旧を行い輸送の確保に努める。なお、車両、設備等の復旧後における使用開始にあたっては、検査及び試運転を行うものとする。

担当、防災関係機関	対策内容
東武鉄道株式会社	(9) 復旧計画 ・復旧計画の策定にあたっては次の施設の復旧を優先する。 ・二次災害発生危険性のある施設 ・列車運行に直接関係する施設 ・旅客の取扱いに関係する施設 (10) 恒久的復旧 ・恒久的復旧にあたっては、関係部門及び関係自治体等と協議のうえ、総合的な復旧計画を策定する。

2 道路施設

担当、防災関係機関	対策内容
東日本高速道路株式会社	(1) 災害時の体制 ・高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、災害対策基本法第39条及び大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、会社が定めた防災業務計画に沿った体制をとり、市と緊密な連絡体制を構築するものとする。 ・災害本部等の長は、被害の程度に応じ、速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動体制を確保するとともに、状況に応じ、緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に入るものとする。 (2) 地震発生時の震災点検措置 ・地震が発生した場合には、速やかに震災点検を実施し、高速道路などの損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿線の状況等を迅速に把握し、異常があった場合は市とその情報を交換するものとする。 (3) 地震発生時の交通規制 ・地震が発生した場合には、道路利用者の安全確保に万全を期するため、地震の規模及び被災の状況に応じ、大規模地震対策特別措置法第5条、第8条により埼玉県公安委員会と協議し、通行の制限・禁止を実施するものとする。また、その際の情報を標識、情報板、会社パトロールカー等により、また、ラジオを利用して道路利用者に提供するものとする。 (4) 応急復旧工事 ・地震により、高速道路等で被害が発生した場合においては、速やかに交通の確保あるいは緊急通行車両等の通行が可能となるよう、応急復旧を行うものとする。
土木復旧班	・市内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努める。 (「第3部 第1章 第11節 緊急輸送」(p.127)参照)

第19節 文教対策

■計画の主旨

小中学校並びにその他の学校及び保育所等での応急対策を通じて、震災時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童・生徒等」という）の生命の安全を確保する。

また、教育活動を確保し、学校教育等の目的を達成するため、文教対策に関する計画を樹立し、早期再開を進める。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 応急教育の実施	●	●	●	学校教育班、給食班
第2項 学用品の調達及び支給		●	●	学校教育班
第3項 応急保育の実施	●	●	●	こども支援班、施設職員
第4項 文化財の応急措置		●	●	社会教育班、施設管理者
第5項 図書館資料の応急措置		●	●	社会教育班、施設管理者

■計画の内容

第1項 応急教育の実施

担当、防災関係機関	対策内容
学校教育班	（１）発災時の対応 ・各小中学校で児童・生徒が在校時に災害が発生した場合には、在校児童・生徒と外部から避難してくる市民の収容する場所を区別し、混乱が起らないようにする。 ・学校内への避難が困難な場合には、各小・中学校の周囲の公共施設へ避難してくる市民を誘導する。 ・在校生に関しては、担当教職員（各担任の教員）が児童・生徒の安否を確認し、学校ごとに取りまとめ、学校長が災害対策本部へ報告し、安全を確保し家族に引き渡す。 ・児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなど、その万全を期する。 （２）文教施設の応急復旧対策 ・災害の種類・規模により、その対策はそれぞれ異なるが、被害の程度を迅速に把握し応急修理が可能な場合は、速やかに補修し、教育実施に必要な施設・設備の確保に努める。 ・校舎の全部又は大部分が被害を受け、教育の実施が困難な場合には、早急に校舎の再建、仮校舎の建設計画を立て、この具体化を図る。

担当、防災関係機関	対策内容
学校教育班	(3) 応急教育実施の場所 ・災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合には、当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。避難場所及び地域防災拠点として利用されている小中学校で応急教育が実施される場合には、なるべく応急教育を優先するものとし、避難者は周囲の公共施設に移動するなどし、応急教育の実施のための場所を最低限確保する。 (4) 教育実施者の確保 ・災害のため、教育実施者に欠員が生じた場合には、県教育委員会に連絡し、不足職員の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障のないようにする。 ・各小中学校が指定避難所として利用されている間に、応急教育が実施される場合には、教育実施者は応急教育の実施に専念し、指定避難所の運営は市職員が行う。 (5) 応急教育の方法 ・学校施設が災害により、その全部の用途に供しえない場合には、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。余裕のある学校が不足し、被災学校の児童・生徒を収容しきれない場合には、学校としての用途に対応可能な公共施設に応急収容し、分散授業を実施する。 ・当該学校以外の場所において教育を実施する場合には、教育環境が異なり、通常の教育の実施が困難になることが予想される。これに関しては、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。 ・学校施設が災害により、その一部を用途に供しえない場合、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所に関しては、応急修理又は補強を実施し、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じる。休校はできるだけさける。 ・被害の程度により、臨時休校の措置も予想されるので、授業のできなかつた時間については、補習授業等を行う。
給食班	・給食センターの被害状況を把握し、必要な応急対策を行い、学校給食を再開する。

第2項 学用品の調達及び支給

担当、防災関係機関	対策内容
学校教育班	【基本事項】 (1) 給与の対象 ・災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じて学用品を支給する。 (2) 給与の時期 ・災害発生の日から教科書(教材を含む)については、1ヶ月以内、その他の学用品については、15日以内とする。 (3) 品目 ・給与品目は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内とする。 ①教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材 ②ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具 ③傘、靴、長靴等の通学用品 ④運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等 【給与の実施】 ・学用品の調達、配分等は市が実施する。 ・学用品の調達が困難な場合、県に調達を要請する。 ・学用品のうち、教科書については、市教育委員会からの報告に基づき、県が教科書供給所から一括調達し、その配給の方法を講じるものとする。

第3項 応急保育の実施

担当、防災関係機関	対策内容
施設職員	・各施設の管理下において地震が発生した場合、園児、児童の安全を確保する。 ・施設に被害があり危険な場合は、避難場所等安全な場所へ避難誘導する。 ・保護者が迎えに来るまでは園児、児童を保護する。 ・園児、児童、保育士、職員並びに施設設備の被害状況を把握し、こども支援班へ報告する。 ・保護者の安否情報の把握に努める。 ・園児、児童の保護者への引渡しが無事終了後は、施設を閉鎖し、被災者支援拠点等の支援を行う。

担当、防災関係機関	対策内容
こども支援班	・園児、児童、職員の安否確認を行うとともに、各施設を通して保護者の安否情報の把握に努める。 ・各施設の被災状況を把握し、市災害対策本部に報告する。 ・施設の被害状況を把握し、復旧に努める。 ・既存施設で保育等ができない場合は、臨時施設の確保などの措置を講じる。

第4項 文化財の応急措置

担当、防災関係機関	対策内容
社会教育班	(1) 被害状況の把握及び報告 ・文化財の被害状況を収集及び記録して、県（文化部）に報告する。 ・国及び県指定文化財については、文化庁、埼玉県教育委員会へ報告し、指示を受ける。 ・文化財への被害拡大を防ぐため、所有者及び施設管理者に連絡し、必要な指示を伝達する。 (2) 文化財の応急措置 ・文化財の応急措置は以下のとおりである。 ① 被害の拡大を防ぐため、応急修理を施す。 ② 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、仮屋などを設ける。 ③ 被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。 ・文化財が崩壊した、あるいは崩壊する恐れがある場合、県（文化部）に保存の処置方法を確認して対応する。 ・移動可能な文化財に被災が及ぶと判断される場合、又は被害を受けた場合は、所有者及び施設管理者と連携し、安全な施設に一時的に移動し保管する。
施設管理者	(3) 施設の安全点検と確保 ・施設の安全点検を行い、被害状況に応じた措置を行う。 ・文化財への被害の拡大を防ぎ、予防するため、危険物等を取り除き、安全を確保する。 ・入館者・来館者の避難誘導を迅速に行い、安全を確保する。 ・施設に甚大な損害を受けた場合、管理体制と安全性が確保できる施設に文化財を一時的に移す措置を行う。

第5項 図書館資料の応急措置

対策内容は、「第3部 第1章 第19節 第4項 文化財の応急措置」(p. 161)を準用する。

第20節 帰宅困難者対策

■計画の主旨

帰宅困難となった通勤・通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援及び代替交通手段の確保などの対策を実施する。

市内の通勤・通学者は、通勤・通学先の事業所、学校等の組織において対応することを基本とし、帰宅途中で市を通過する者は、緊急避難場所及び一時滞在施設の確保等の帰宅支援策を講じる。通勤・通学先で帰宅困難になった市民に対しては、市内の状況を知らせる情報提供等の支援を行う。

■計画の体系

項目	初 動	応 急	復 旧	担当、防災関係機関
第1項 情報の提供	●	●	●	本部班、大井総合支所班、広報班、情報庶務班
第2項 一時滞在者対策	●	●		本部班、大井総合支所班、施設管理者
第3項 市内通勤通学者対策	●	●		本部班、大井総合支所班、広報班、情報庶務班
第4項 市外通勤・通学者対策	●	●		本部班、広報班、地域応援班、学校教育班

■計画の内容

第1項 情報の提供

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 大井総合支所班 広報班 情報庶務班	・帰宅困難者にとって必要な県内及び市内の被害状況、鉄道等の公共交通機関に関する情報、帰宅に当たって注意すべき情報、支援情報等の情報を伝達する。 ・情報提供手段は、駅周辺掲示板、緊急避難場所及び一時滞在施設における広報、緊急速報メール等の活用及び簡易地図の配布等による。

第2項 一時滞在者対策

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 大井総合支所班 施設管理者	- 出張所、コスモスホール、ふじみ野ステラ・イーストホール棟及び産業文化センターを一時滞在施設として開設する。 - 必要に応じて警察署に帰宅困難者の誘導を要請し、一時滞在施設に帰宅困難者を誘導する。 - 滞在が長時間に渡る場合は、備蓄品の配布を行う。 - 公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放する。 - ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等に休憩所としての利用を要請する。 - 帰宅行動を支援するため、県と連携し、代替輸送に努める。

第3項 市内通勤通学者対策

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 大井総合支所班 広報班 情報庶務班	- 防災行政無線、緊急速報メール等を活用した情報提供を行う。 「むやみに移動しない」を基本とし、事業所、学校等における地震対策マニュアル等による対応を要請する。

第4項 市外通勤・通学者対策

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 広報班 地域応援班 学校教育班	- Fメール、ホームページ、SNS等を活用し、市外通勤・通学者に情報を提供する。 - 保護者の帰宅が困難な園児・児童・生徒に対し滞在場所、備蓄品を確保し、引渡し又は帰宅が可能な状況になるまで保護する。

第21節 生活再建支援対策

■計画の主旨

被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理、義援金の分配等の支援措置の適用の判断基準として罹災証明書が幅広く活用されていることから、被害が軽微な住家における住家被害認定調査を省略し、被災者自身が撮影した住家の写真を持ち込む自己判定方式によって、迅速な罹災証明書の発行手続きを実施することで、円滑な被災者支援を図る。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 被害状況等の収集、調査計画の策定		●		被害調査班(税)
第2項 自己判定方式による罹災証明書の発行		●	●	被害調査班(税)、市民対応班
第3項 住家被害認定調査に基づいた罹災証明書の発行		●	●	被害調査班(税)、市民対応班

■計画の内容

第1項 被害状況等の収集、調査計画の策定

担当、防災関係機関	対策内容
被害調査班(税)	・住家の被害概況、被害が集中している地域等の被害状況を収集する。必要に応じて現地での被害状況調査の実施、航空写真、被災建物応急危険度判定結果を確認することで、被害が集中している地域の状況を把握する。 ・実施される被災者支援措置・区分、支援スケジュールを県に確認するとともに、周辺の被災市町村の対応状況や被災者の要望を確認する。 ・一部損壊に該当する物件の自己判定方式による実施（調査簡略化）を検討し、住家被害認定調査に関する調査方針を設定する。 (住家被害認定調査の実施については、「第16節 建築物、危険物施設等の応急対策(p.142)参照) ・住家被害認定調査及び罹災証明書に関する次の事項を広報する。 ①被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災度区分判定や損害保険・共済による損害調査との違い ②調査結果について再調査が可能なこと ③可能な限り家屋等の被害状況について写真撮影を実施すること ④実施日程

第2項 自己判定方式による罹災証明書の発行

担当、防災関係機関	対策内容
被害調査班(税)	・自己判定方式による罹災証明書の発行方針を設定する。 ・自己判定方式による罹災証明書の発行について、次の事項を広報する。 ① 自己判定方式の実施条件 ② 必要な申請資料等 ③ 申請書類等の配布場所、受付窓口 ④ 申請受付の開始時期
被害調査班(税) 市民対応班	・罹災証明書の発行体制を整備する。(会場の確保・設営、資器材等の調達) ・受付窓口で自己判定方式による罹災証明書の申請を受け付け、申請資料を確認する。 ・被害状況を把握できる写真等から一部損壊程度(準半壊に至らない)の被害であることを確認した場合で、かつ、本人の同意を得た場合、罹災証明書を発行する。

第3項 住家被害認定調査に基づいた罹災証明書の発行

担当、防災関係機関	対策内容
被害調査班(税)	・住家被害認定調査による罹災証明書の発行方針を設定する。 ・罹災証明書の発行について、次の事項を広報する。 ① 必要な持ち物等 ② 申請書類等の配布場所、受付窓口 ③ 申請受付の開始時期 ④ 罹災証明書によって受けることのできる被災者支援の概要
被害調査班(税) 市民対応班	・罹災証明書の発行体制を整備する。(会場の確保・設営、資器材等の調達) ・受付窓口で罹災証明書の申請を受け付け、該当住家の判定結果から被害程度を確認して、申請者に提示の上、本人の同意を得た場合、罹災証明書を発行する。 ・被害程度に本人から同意が得られない場合、住家被害認定調査結果をあらためて説明し、それでも同意が得られない場合、第2次調査(再調査)を受付する。

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第1節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応……………	169
第2節	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表に伴う対応……………	172
第3節	地震発生後の対応……………	172

気象庁では東海地震に関連する情報の発表は行っていないことから、市では、東海地震の警戒宣言に伴う対応措置から南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置に変更した。

第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

■計画の方針

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）では、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

埼玉県内においては、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、市内では、震度5弱から震度5強の揺れが推計されていることから、埼玉県地域防災計画（第2編 震災対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置）を参考に、市における南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を規定する。

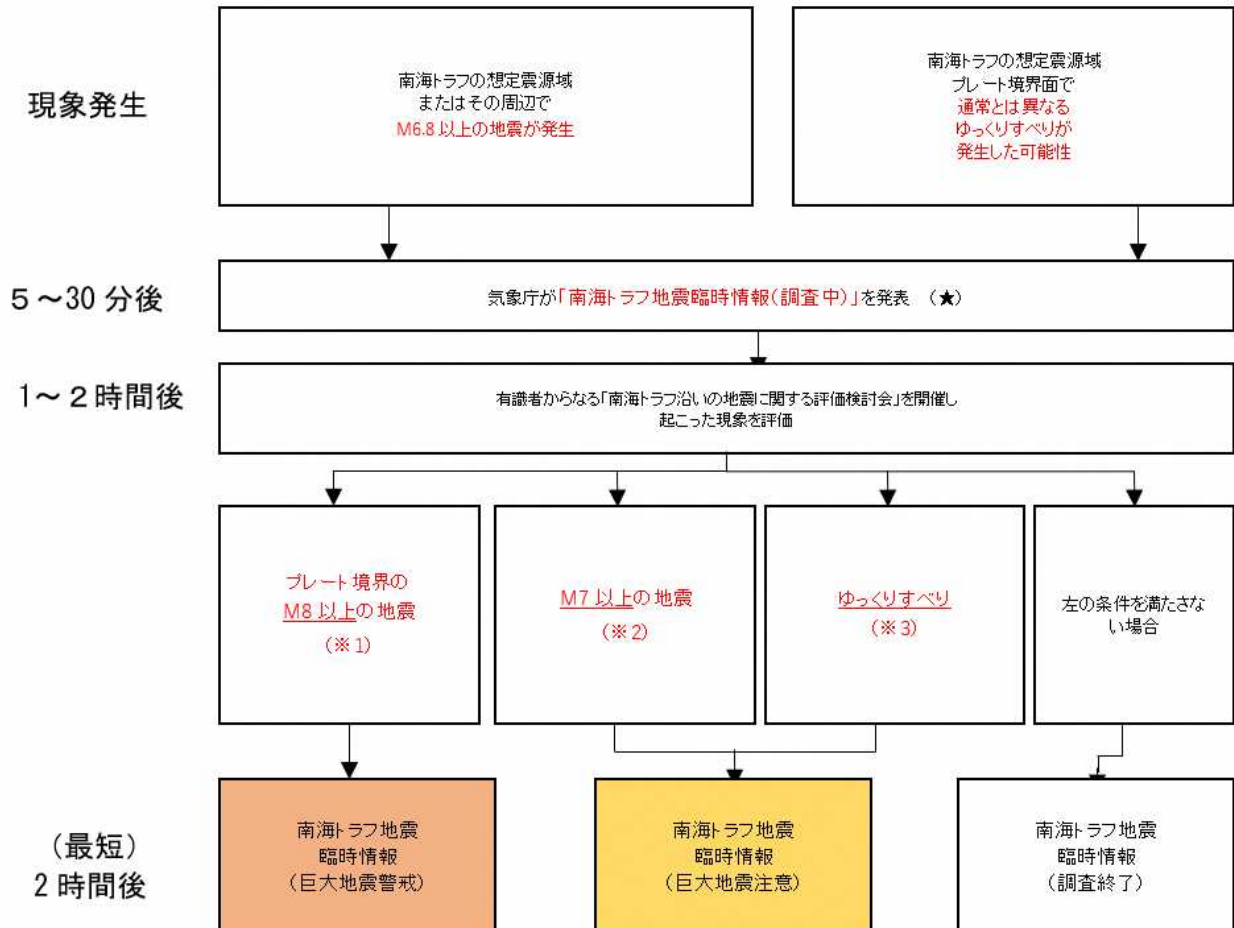
■計画の体系

章	節	項
第2章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	第1項 南海トラフ地震臨時情報の防災関係機関への伝達 第2項 市民、企業等への呼びかけ
	第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表に伴う対応	—
	第3節 地震発生後の対応	—

第1項 南海トラフ地震臨時情報の防災関係機関への伝達

担当、防災関係機関	対策内容
危機管理防災課	・気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合、庁内及び防災関係機関に情報を伝達する。
各課	・災害時における自課の役割を再確認する。

図 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

（★）調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」により複数回発表することがある

（資料）気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について（令和元年5月31日）

第2項 市民、企業等への呼びかけ

担当、防災関係機関	対策内容
危機管理防災課	(1) 市民への呼びかけ ・一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう市民に呼びかける。 【呼びかけ例】 ・日常生活を行いつつ、地震への備え（家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、指定避難所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等）を再確認しましょう。 ・一定期間地震発生に注意して行動しましょう。 (2) 企業等への呼びかけ ・企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。 【呼びかけ例】 ・日常生活を行いつつ、地震への備え（安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、物資の集積場所等の確認、発災時の職員の役割分担の確認）を再確認しましょう。 ・事業継続計画に基づいて、できる限り事業を継続しましょう。

図 南海トラフ地震臨時情報の種類及び注意期間

種類	発生した事象	注意期間（警戒期間）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合	現象発生から2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	プレート境界のマグニチュード7～8の地震が発生した場合	現象発生から1週間
	通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表に伴う対応

担当、防災関係機関	対策内容
危機管理防災課	・気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を発表した場合は、市においても迅速に同様の内容と呼びかける。

第3節 地震発生後の対応

実際に南海トラフ地震が発生した場合は、災害対策活動の配備基準に基づいて、市の防災体制を配備し、必要な災害対応を開始する。

表 災害時の配備体制（再掲）

震災時の活動体制				
体制名称		震度	時期と活動内容	活動体制
				勤務時間内
				勤務時間外
警戒体制	第1配備	震度4	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	・関係課が連携し情報収集 ・危機管理防災課が参集 ・関係機関との連絡
	第2配備	震度5弱	軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	・各課は被害状況等を確認し、危機管理防災課に連絡する
非常体制（市災害対策本部設置）	第1配備	震度5強	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように当該部長が必要と認める職員を配備して活動する体制	・各班は体制をとり、被害状況に応じて市災害対策本部の指示により活動
	第2配備	震度6弱以上	激甚な災害が発生した場合において組織及び機能の全てをあげて活動する体制	・全員が活動できる体制 ・全員が自動参集

第3章 風水害応急対策計画

第1節	応急活動体制	175
第2節	災害情報の収集伝達	178
第3節	広報広聴対策	186
第4節	受援計画	187
第5節	自衛隊災害派遣	188
第6節	災害救助法の適用	189
第7節	水防活動	190
第8節	救急救助・医療救護・保健	192
第9節	避難	193
第10節	緊急輸送道路等の確保	198
第11節	緊急輸送	199
第12節	飲料水・食料・生活必需品の供給	200
第13節	要配慮者対策	201
第14節	環境衛生	202
第15節	遺体の搜索、処理及び埋・火葬	203
第16節	建築物、農地農業関係の応急対策	204
第17節	応急住宅対策	207
第18節	ライフラインの応急対策	208
第19節	文教対策	209

第1節 応急活動体制

■計画の主旨

市の地域に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市の区域を管轄し、又は管轄区域内の応急対策について責任を有する機関は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び市防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 職員の動員配備	●			各班
第2項 体制の種別及び配備区分	●			各班
第3項 活動体制	●	●	●	本部班、地域防災拠点班、自治組織、自主防災組織、事業所

■計画の内容

第1項 職員の動員配備

担当、防災関係機関	対策内容
各班	・災害が発生し、又は発生するおそれのある時は、市職員は災害応急対策及び災害復旧対策に従事しなければならない。 ・この場合、災害の程度に応じた動員配備体制を整え、平常業務との調整を図る。

※風水害対応における体制は、震災における対策班の活動でなく、「ふじみ野市災害対応マニュアル 風水害編」に基づいて活動するものとする。

第2項 体制の種別及び配備区分

体制の種別及び配備区分は下表のとおりとする。

体制名称		時期と活動内容	活動体制	
			勤務時間内	勤務時間外
警戒体制 (通常の体制)	基本体制	大雨、洪水、暴風及び大雪警報が発令され災害の発生が予想される場合又は軽微な災害が発生した場合の体制	・関係班が連携し情報収集	・関係班が参集 ・関係機関との連絡
	緊急応援体制	被害拡大のおそれがある場合の体制	・基本体制に加え、各部署からの要請職員が連携し対応	・基本体制に加え、要請された班が参集 ・関係機関に連絡、被害状況を把握
非常体制 (市災害対策本部設置)	第1配備	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように当該部長が必要と認める職員を配備して活動する体制	・各班は、被害状況に応じて市災害対策本部の指示により活動	・指定職員が自動参集
	第2配備	激甚な災害が発生した場合において組織及び機能の全てをあげて活動する体制	・全員が活動できる体制	・全員が自動参集

第3項 活動体制

1 災害対策本部の設置

担当、防災関係機関	対策内容
本部班	・市長は、市域に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常体制を発令する必要があると認めたときは、市災害対策本部を設置する。 ・市長が不在の場合は、副市長、教育長の順で代行し、決定する。2者がいずれも不在の場合は、上席職員で決定する。 ・また、市長は、市の地域に災害の拡大するおそれが解消したとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したときは、市災害対策本部を閉鎖する。 ・市災害対策本部設置及び配備体制の決定、又は市災害対策本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われた場合には次に掲げる機関、組織のうち必要と認めるところに対して通知をする。 ア 市各部課 イ 県知事（統括部） ウ 消防長及び警察署長 エ 防災会議委員 オ 隣接市町長 カ その他必要と認める機関の長 ・市災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。使用できない場合は、大井総合支所に設置する。

2 地域防災拠点の設置

担当、防災関係機関	対策内容
地域防災拠点班	・指定職員は、あらかじめ定められた小中学校等に参集し、風水害に対応する地域防災拠点を設置する。 ・災害対策本部と地区対策本部との連絡体制をとる。 ・必要に応じ指定避難所を開設する。

3 地区対策本部の設置

担当、防災関係機関	対策内容
自治組織 自主防災組織 事業所	・地区対策本部は、自治組織・自主防災組織の役員、防災担当者等により構成し、地区住民と市及び防災関係機関と連携して応急対策活動を進める。 ・地区対策本部は、指定避難所に設置し、市の地域防災拠点との情報連絡体制を整える。

第2節 災害情報の収集伝達

■計画の主旨

市及び防災関係機関は、災害時又は災害が発生するおそれがある場合に、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図るとともに、迅速かつ的確に災害情報の収集、伝達に努める。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 通信手段の確保	●			各班
第2項 注意報・警報等の種類及び発表基準	●			広報班、情報庶務班、入間東部地区事務組合（消防）
第3項 異常現象発見時の通報	●			危機管理防災課、本部班、市民、警察署
第4項 洪水浸水想定区域等内の要配慮者利用施設への情報伝達	●			福祉部、教育部の関係課
第5項 被害情報の収集伝達	●	●	●	本部班、情報庶務班

■計画の内容

第1項 通信手段の確保

対策内容は、「第3部 第1章 第2節 第1項 通信手段の確保」（p.92）を準用する。

第2項 注意報・警報等の種類及び発表基準

1 熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等

（1）注意報・警報等の種類及び発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び基準は次のとおりである。

表 注意報・警報・特別警報等発表基準一覧表

令和4年5月26日現在

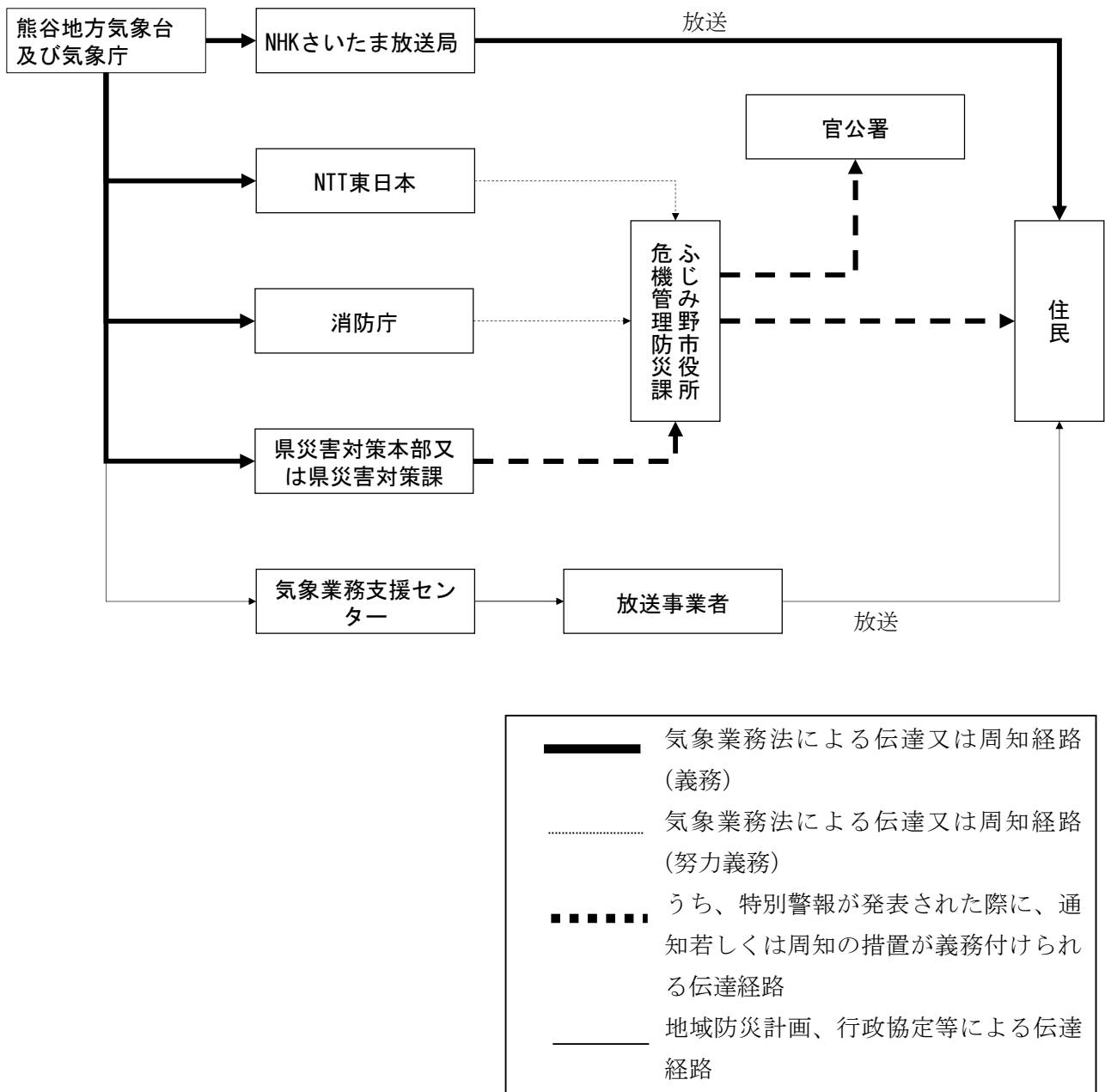
注意報・警報等の名称		発表の基準値等
注 意 報	大 雨 注 意 報	表面雨量指数基準 10, 土壌雨量指数基準 83
	洪 水 注 意 報	流域雨量指数基準：川越江川流域=6, 福岡江川流域=6 複合基準：川越江川流域= (5, 5.4), 新河岸川流域= (5, 20), 福岡江川流域= (5, 5.7) 指定河川洪水予報による基準：新河岸川 [宮戸橋]
	強 風 注 意 報	平均風速 11m/s
	風 雪 注 意 報	平均風速 11m/s 雪を伴う
	大 雪 注 意 報	12 時間降雪の深さ 5cm
	雷 注 意 報	落雷等で被害が予想される場合
	濃 霧 注 意 報	視程 100m
	乾 燥 注 意 報	最小湿度 25% 実効湿度 55%
	低 温 注 意 報	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下
	霜 注 意 報	早霜、晩霜期に最低気温 4℃以下
	着 雪 注 意 報	著しい着雪により被害が予想される場合
	着 氷 注 意 報	著しい着氷により被害が予想される場合
警 報	大 雨 警 報	(浸水害) 表面雨量指数基準 18 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 121
	洪 水 警 報	流域雨量指数基準：川越江川流域=7.6, 福岡江川流域=7.6 複合基準：川越江川流域= (18, 6), 新河岸川流域= (18, 22.2), 福岡江川流域= (8, 6.3) 指定河川洪水予報による基準：入間川流域 [菅間], 新河岸川 [宮戸橋], 荒川 [治水橋]
	暴 風 警 報	平均風速 20m/s
	暴 風 雪 警 報	平均風速 20m/s 雪を伴う
	大 雪 警 報	12 時間降雪の深さ 10cm
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 100mm
特 別 警 報	大 雨	(浸水害) 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、1 時間に概ね 30mm 以上の雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表する。 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現 (土砂災害) 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合
	暴 風	伊勢湾台風級（中心気圧930hPa以下、又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大 雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

※なお、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難指示等の発令や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発表することがあるので留意する。

(2) 注意報・警報等の伝達

気象・洪水情報の伝達は、下図に示す伝達系統による。

図 気象警報等の伝達系統図



2 洪水予報

(1) 洪水予報の種類、発表基準等

発表される洪水予報の種類、発表基準等は次のとおりである。

表 洪水予報の種類、発表基準

種類	発表基準	警戒レベル
氾濫注意情報 (洪水注意報)	- 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき - 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき - 避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき	警戒レベル2相当
氾濫警戒情報 (洪水警報)	- 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき - 避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） - 避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）	警戒レベル3相当
氾濫危険情報 (洪水警報)	- 基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき - 水位が急激に上昇し、3時間以内に、氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったとき - 氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき	警戒レベル4相当
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき	警戒レベル5相当

表 洪水予報の対象となる基準観測所（荒川）

河川名	基準地点	所在地	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.50m	5.00m	5.50m
	治水橋	さいたま市西区飯田新田	7.50m	12.20m	12.70m
	岩淵水門(上)	東京都北区志茂5丁目	4.10m	6.50m	7.70m

表 洪水予報の対象となる基準観測所（入間川流域）

河川名	基準地点	所在地	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
入間川	菅間	川越市鹿飼	8.00m	11.5m	12.00m
	小ヶ谷	川越市小ヶ谷	2.50m	3.10m	3.50m
越辺川	入西	坂戸市沢木	3.00m	3.00m	3.20m
都幾川	野本	東松山市下押垂	3.50m	3.70m	4.10m
高麗川	坂戸	坂戸市上吉田	1.50m	2.80m	3.40m
小畔川	八幡橋	川越市名細	3.50m	3.60m	4.20m

表 洪水予報の対象となる基準観測所（新河岸川）

河川名	基準地点	所在地	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
新河岸川	宮戸橋	朝霞市宮戸	A. P. +6.00	A. P. +7.12	A. P. +7.48

(2) 洪水予報の伝達系統

洪水予報の伝達系統は次のとおりである。

図 荒川水系洪水予報伝達系統（荒川）

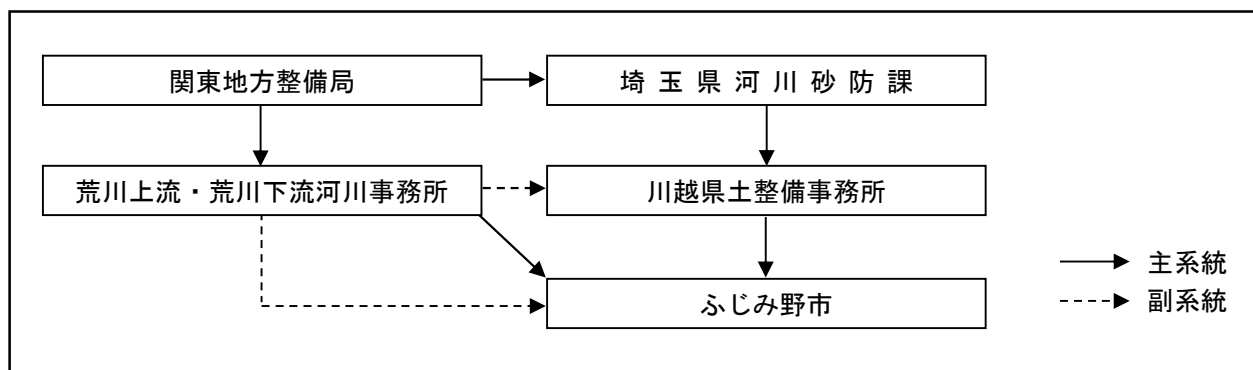


図 荒川水系洪水予報伝達系統（入間川流域）

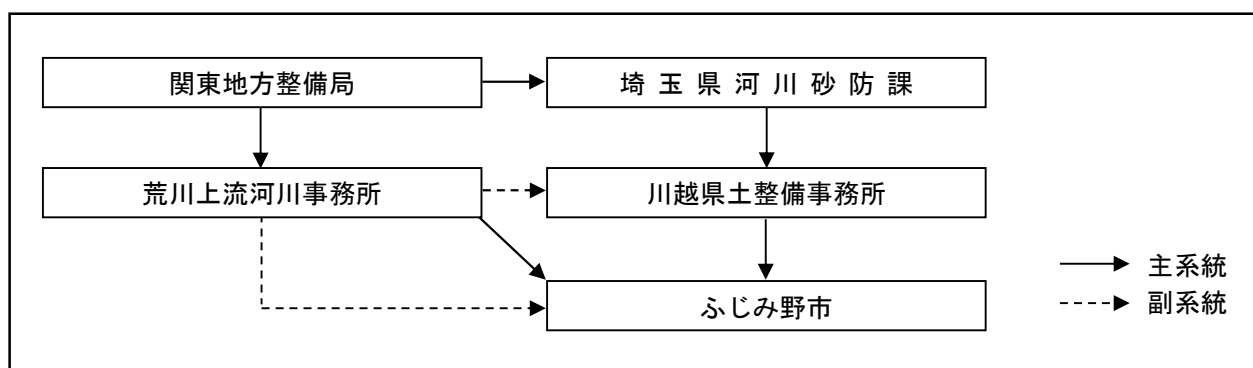
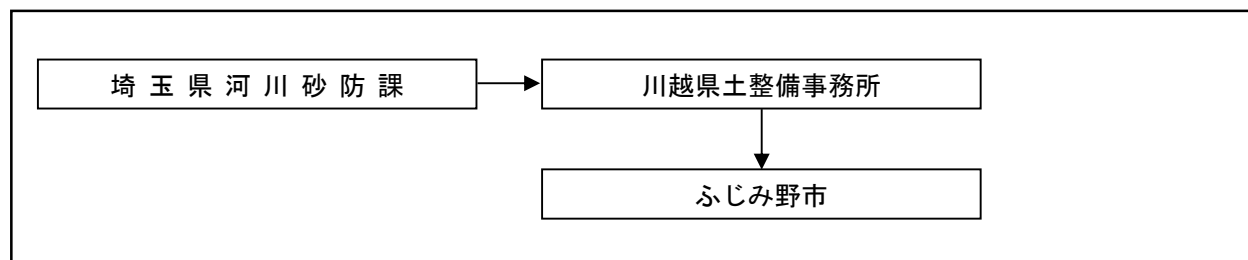


図 荒川水系洪水予報伝達系統（新河岸川）



3 水防警報

（１）水防警報の種類、発表基準等

発表される水防警報の種類、発表基準等は次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	・ 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	・ 気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	・ 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	・ 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	・ 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	・ 氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	・ 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	・ 氾濫注意情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	・ 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	・ 氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

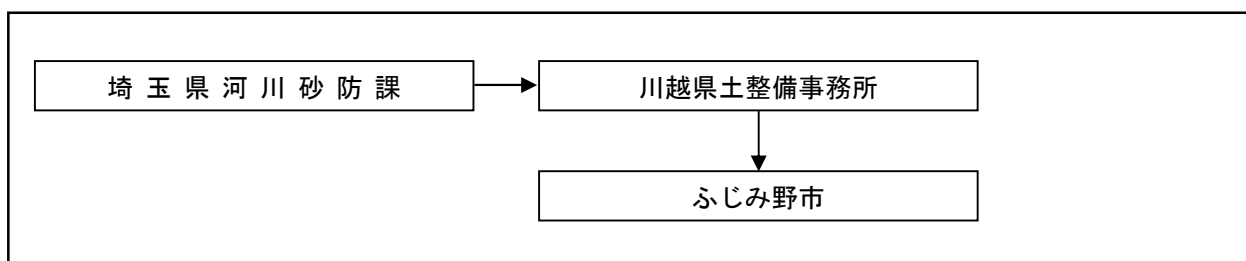
表 水防警報の対象となる基準観測所（新河岸川）

観測所	所在地	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画 高水位
宮戸橋	朝霞市宮戸	A. P. +4.50	A. P. +6.00	A. P. +7.12	A. P. +7.48	A. P. +7.480

(2) 水防警報の伝達系統

水防警報の伝達系統は次のとおりである。

図 荒川水系水防警報伝達系統（新河岸川）

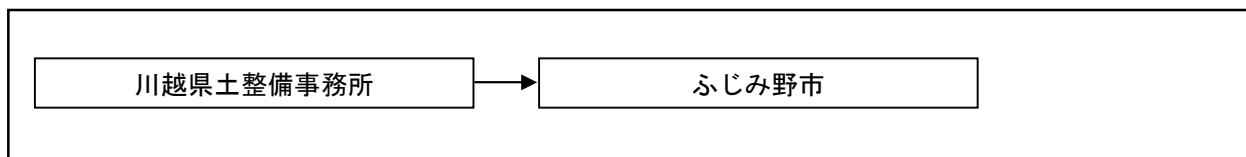


4 排水機場・水門等

(1) 排水機場・水門等の伝達系統

排水機場・水門等の操作連絡における伝達系統は次のとおりである。

図 渋井水門、入会樋管の伝達系統（新河岸川放水路）



5 消防法に基づく火災気象通報

次のいずれかの通報実施基準に該当又は該当するおそれがある場合、熊谷地方気象台長が埼玉県知事に通報し、通報を受けた埼玉県知事から伝達を受ける。

- (1) 最少湿度が 25%以下で実効湿度が 55%以下となると予想される場合
- (2) 平均風速が 11m/s 以上になると予想される場合

※降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

第3項 異常現象発見時の通報

対策内容は、「第3部 第1章 第2節 第2項 2 異常現象発見時の通報」(p.94)を準用する。

第4項 洪水浸水想定区域等内の要配慮者利用施設への情報伝達

洪水浸水想定区域等内の要配慮者利用施設については、福祉部、教育部の関係課から、電話、ファクシミリ等により、気象情報、注意報、警報等の情報を伝達するとともに、避難情報を個別に連絡する。

第5項 被害情報の収集伝達

対策内容は、「第3部 第1章 第2節 第3項 被害情報の収集伝達」(p.94)を準用する。

第3節 広報広聴対策

■計画の主旨

災害が発生するおそれがある場合には、被災者が必要な情報を迅速に多様な手段で広報する。被災者等の要望や悩みなどの公聴を実施するとともに、市民が相談しやすい窓口を開設し、効果的にニーズを把握する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 広報活動	●	●	●	本部班、広報班、広報・警戒班、障がい・高齢者支援班、防災関係機関
第2項 広聴活動	●	●	●	大井総合支所班、広報班、情報庶務班、市民対応班

■計画の内容

対策内容は、「第3部 第1章 第3節 広報広聴対策」(p.96)を準用する。

第4節 受援計画

■計画の主旨

大規模災害が発生した場合には、市単独で対応することに限界があるため、国、地方公共団体等の行政機関並びに防災関係機関の応援職員、ボランティア等を円滑に受け入れ、応急対策活動を迅速に展開する。

■計画の体系

項目	初 動	応 急	復 旧	担当、防災関係機関
第1項 受援体制の確立	●	●	●	本部長、各班、社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会
第2項 応援要請の実施	●	●	●	本部長、各班
第3項 応援の受入	●	●	●	各班
第4項 受援業務の推進	●	●	●	各班
第5項 受援の終了	●	●	●	各班

■計画の内容

対策内容は、「第3部 第1章 第4節 受援計画」(p. 98)を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣

■計画の主旨

災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法第83条に基づき、直ちに自衛隊の災害派遣要請を県知事に依頼する。自衛隊は要請に基づき、部隊等の派遣等適切な措置をとる。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 災害派遣の活動	●	●	●	自衛隊
第2項 災害派遣の要請	●	●	●	本部長、本部班
第3項 災害派遣部隊の受入体制の確保	●	●	●	本部長、本部班、財政班、防災関係機関

■計画の内容

対策内容は、「第3部 第1章 第5節 自衛隊災害派遣」(p.104)を準用する。

第6節 災害救助法の適用

■計画の主旨

災害に際しての飲料水、食料、医療等の災害救助法による救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものであり、災害救助法の適用は法令の基準により行われる。そのため、災害救助法の適用にあたって市が行うべき事項を定める。

■計画の体系

項目	初 動	応 急	復 旧	担当、防災関係機関
第1項 災害救助法の適用	●	●		市災害対策本部
第2項 救助の実施方法等	●	●		市災害対策本部

■計画の内容

対策内容は、「第3部 第1章 第6節 災害救助法の適用」(p. 106)を準用する。

第7節 水防活動

■計画の主旨

長雨、台風及び集中豪雨等による家屋の浸水、損壊、道路、田畑の冠水及び橋梁等の破損を警戒、防御又は被害を軽減し、もって市民の生命、身体及び財産の保護を目的に、水防活動を実施する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 水防本部の設置	●	●	●	本部班
第2項 監視、警戒活動	●			都市政策(土木復旧)班、入間東部地区事務組合(消防)、消防団
第3項 気象情報、水防情報の伝達	●	●		本部班、各班
第4項 水防作業	●			都市政策(土木復旧)班
第5項 緊急通行	●			都市政策(土木復旧)班
第6項 避難	●			本部長、本部班、広報班、広報・警戒班、情報庶務班、地域応援班、入間東部地区事務組合(消防)、消防団、警察署、自衛隊、県知事など
第7項 決壊・越水・溢水・異常な漏水の通報	●			本部班、都市政策(土木復旧)班
第8項 警戒区域の設定		●		危機管理防災課、道路課、入間東部地区事務組合(消防)、警察署 《市災害対策本部を設置している場合》 本部長、本部班、土木復旧班、入間東部地区事務組合(消防)、警察署
第9項 応援協力		●	●	本部長、本部班

■計画の内容

第1項 水防本部の設置

対策内容は、「第3部 第3章 第1節 応急活動体制」(p.175)を準用する。

なお、水防本部の設置は、市災害対策本部の設置をもってこれに代える。

第2項 監視、警戒活動

市は、水防管理団体として、随時、区域内の河川や雨水幹線(公共下水道)等を巡視し、危険であると認められる箇所がある場合、施設管理者へ連絡し必要な措置を講じるよう求める。

また、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したときその他水防上必要があると認めるときは、埼玉県水防計画で定めるところにより、消防団の安全確保に留意した上で出動させ、又は出動の準備をさせる。

第3項 気象情報、水防情報の伝達

対策内容は、「第3部 第3章 第2節 災害情報の収集伝達」(p.178)を準用する。

第4項 水防作業

監視、警戒活動等によって、水防作業を必要とする異常を発見したときは、川越県土整備事務所に連絡し、最も適切な工法を選択し直ちに水防作業を実施する。

なお、水防のため、必要がある時は、該当区域の居住者又は水防の現場にいる者を水防作業に従事させることが出来る。

第5項 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に移動する際には、消防団長、消防団員、消防本部、水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しないを通行することができる。

第6項 避難

市長は、必要と認めるときは、地域住民に対して高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令し、避難計画の定めるところにより誘導・救護を行う(「第3部 第3章 第9節 避難」(p.193)を参照)。

第7項 決壊・越水・溢水・異常な漏水の通報

堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちに川越県土整備事務所及び関係団体に通報し、災害オペレーション支援システムに登録する。

第8項 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、市長は警戒区域を設定し、無用な者の立ち入りを禁止若しくは制限し又はその区域から退去を命ずることができる(「第3部 第1章 第9節 避難」(p.114)を参照)。

第9項 応援協力

対策内容は、「第3部 第1章 第4節 受援計画」(p.98)を準用する。

第8節 救急救助・医療救護・保健

■計画の主旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、震災時における救急救助の初動体制を確立し、医療機関及び防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を実施する。また、指定避難所の巡回健康相談等を実施することで、被災者の心身の健康の維持を図る。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 救急・救助	●	●		入間東部地区事務組合（消防）、消防団、自治組織、自主防災組織、事業所
第2項 医療救護活動	●	●	●	障がい・高齢者支援班、医療救護班、医療機関
第3項 傷病者の搬送	●	●		医療救護班
第4項 精神保健活動		●	●	大井総合支所班、広報班、市民対応班、障がい・高齢者支援班、医療救護班

■計画の内容

対策内容は、「第3部 第1章 第8節 救急救助・医療救護・保健」（p.112）を準用する。

第9節 避難

■計画の主旨

大規模な風水害等の災害が発生した場合、危険が想定される区域の市民を指定避難所に避難させ、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因から生じる災害関連死を防止するため、感染症対策を考慮した避難所避難者に良好な生活環境を確保した避難所の運営を実施する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 避難指示等の発令、伝達	●			本部長、本部班、大井総合支所班、広報班、情報庶務班、地域応援班、警察署、自衛隊、県知事又はその命を受けた職員
第2項 警戒区域の設定	●			本部長、本部班、入間東部地区事務組合（消防）、消防団、警察署
第3項 避難の誘導	●			地域応援班、入間東部地区事務組合（消防）、消防団、警察署、自衛隊、自治組織、自主防災組織
第4項 指定避難所の設置、運営	●	●	●	本部班、地域防災拠点班、地域支援班、こども支援班、指定避難所運営組織
第5項 広域避難		●	●	本部班

■計画の内容

第1項 避難指示等の発令、伝達

1 避難指示等の実施責任者

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 本部班	・市長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。
警察署	・警察署は、市長もしくはその権限を代行する市町村の吏員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該市民に対し、立ち退きを指示する。

担当、防災関係機関	対策内容
自衛隊	・災害派遣を命じられた部隊等は、災害により危険な事態が生じた場合で警察がその場にいない場合は危険な場所にいる市民に避難の指示をする。
県知事又はその命を受けた職員	・災害の発生により市が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の市民に対し、県知事が速やかに立退きの指示を行う。 ・地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の市民に対し、県知事又はその命を受けた職員が立退きの指示を行う。

2 避難指示等の発令

担当、防災関係機関	対策内容
本部班	(1) 高齢者等避難の発令 ・要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況の場合、高齢者等避難を発令する。 (2) 避難指示の発令 ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況の場合、避難指示を発令する。 (3) 緊急安全確保の発令 ・災害発生又は切迫している状況の場合、緊急安全確保を発令する。 (4) 助言の要求 ・必要に応じて、避難指示等の対象地域、判断時期等について県、熊谷地方気象台等に助言を求める。

※上記発令の際には、ふじみ野市災害対応マニュアル 風水害編を使用して判断する。

3 避難指示等の周知

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 大井総合支所班 広報班 情報庶務班 地域応援班	(1) 市民への周知 ・避難指示等の発令者は、防災行政無線、広報車等を活用し、市民にその内容を周知する。 ・避難の必要が無くなった場合も同様に周知する。 ・指定避難場所以外に安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難の選択肢であることを周知する。 ・自宅等で身の安全を確保することができる場合、市民自らの判断で屋内安全確保の実施を周知する。 ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動により危険を伴う場合、市民自らの判断で緊急安全確保の実施を周知する。 ・台風による大雨など事前予測が可能な場合、避難指示等の伝達の際に、大雨の予測から災害のおそれなくなるまで、分かりやすく適切に状況を市民に伝達する。 (2) 避難指示等の内容 ・避難指示等は、次の内容を明示して行う。 - ア 要避難対象地域 - イ 避難先及び避難経路 - ウ 避難理由 - エ 避難時の留意事項

4 避難指示等の伝達・報告

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 本部班 警察署 自衛隊	・避難指示等を行った場合は、必要な事項を伝達、報告する。 (1) 防災関係機関への伝達・報告 - ア 市長の措置の場合：市長→県知事 - イ 警察の措置の場合：警察→市長→県知事 - ウ 自衛隊の措置の場合：自衛隊→市長→県知事 (2) 伝達・報告の内容 - ア 災害の様態及び被害の状況 - イ 指示等を発した日時 - ウ 地域名及び対象人員 - エ 避難場所

【水害・土砂災害リスクに応じたとるべき避難行動】

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあら かじめ確認・準備すべ きことの例	リードタイムの確 保の有無	当該行動をとる 避難情報	当該行動が関係 する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限ら ない自宅・施設 等 ・近隣の建物 (適切な建物が 近隣にあると限 らない)	・上階に移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に 移動 ・近隣に高く堅牢な建 物があり、かつ自宅・ 施設等よりも相対的 に安全だと自ら判断 する場合に移動等	・急激に災害が切迫し 発生した場合に備え、 自宅・施設等及び近隣 でとりうる直ちに身の 安全を確保するための 行動を確認 等	リードタイムを確 保できないと考え られる時にとらざ るを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保	洪水 土砂災害
警戒レベル4までに必ず避難						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所 ・安全な自主避難先 (親戚・知人宅、ホテ ル・旅館等)	・避難経路が安全かを 確認 ・自主避難先が安全か を確認 ・避難先への持参品を 確認 ・地区防災計画や個別 避難計画等の作成・確 認 等	リードタイムを確 保可能な時にとる べき行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水 土砂災害
屋内安全確保	安全な自宅・施 設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上階層に留ま る	・ハザードマップ等で 家屋倒壊等氾濫想定区 域、浸水深、浸水継続 時間等を確認し、自 宅・施設等で身の安全 を確保でき、かつ、浸 水による支障を許容で きるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を 準備 等	リードタイムを確 保可能な時にとり 得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 (土砂災害は立 退き避難が原 則)

※避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）

第2項 警戒区域の設定

対策内容は、「第3部 第1章 第9節 避難」（p.114）を準用する。

第3項 避難の誘導

対策内容は、「第3部 第1章 第9節 避難」（p.114）を準用する。

第4項 指定避難所の設置、運営

対策内容は、「第3部 第1章 第9節 避難」（p.114）を準用する。

第5項 広域避難

避難指示を発令した場合で、かつ、市内での指定避難所の確保が困難な場合、広域避難の実施を検討する。

担当、防災関係機関	対策内容
本部班	(1) 広域避難の判断 ・災害の予測規模、避難者数の発生状況を踏まえ、市外への広域的な避難が必要であると判断した場合、広域避難に関して県に助言を求める。 (2) 広域避難先となる市町村との調整 ・県内市町村への広域避難の場合、広域避難での避難者の受入について、県内市町村と協議について、あらかじめ県に報告の上、県内市町村へ直接協議を実施する。あらかじめ県に報告することが困難な場合、協議後に遅滞なく県に報告する。 ・県外への広域避難の場合、広域避難での避難者の受入について、県に対して他都道府県との協議を求める。緊急性が高い場合、県に報告の上、県外市町村と協議を実施する。あらかじめ県に報告することが困難な場合、協議後に遅滞なく県に報告する。 (3) 広域避難先の公示及び通知 ・広域避難先の市町村から指定避難所等の提供に関する通知を受けた場合、速やかに通知内容を公示し、県に報告する。 ・既に避難者を受け入れている指定緊急避難場所・指定避難所に広域避難について周知するとともに、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体及びその他市長が必要と認める者に広域避難の実施を通知する。 (4) 避難者の移送 ・広域避難対象者を把握の上、「第11節 緊急輸送」に基づいて車両を確保して避難者を広域避難先まで移送する。 (5) 広域避難終了時の対応 ・県内市町村で広域避難を実施している場合、市内の被害状況等から広域避難の必要がなくなつたと判断した場合、広域避難先の市町村に対して広域避難の終了について連絡し、広域避難の終了を公示するとともに、県に報告する。 ・県外への広域避難を実施している場合、市内の被害状況等から広域避難の必要がなくなつたと判断した場合、県又は県外市町村に対して広域避難の終了について連絡し、広域避難の終了を公示するとともに、県に報告する。 ・関係指定地方行政機関、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体及びその他市長が必要と認める者に広域避難の終了について通知する。

第10節 緊急輸送道路等の確保

■計画の主旨

水害時には、路面の冠水等による交通機能の障害が予想されるため、通行規制予告を公表し、防災関係機関との連携により、水防対策及び交通の誘導を行い、車両や歩行者の安全を確保するとともに、代替となる緊急交通路を確保する。

■計画の体系

項目	初 動	応 急	復 旧	担当、防災関係機関
第1項 通行規制予告の発表	●			都市政策(土木復旧)班
第2項 道路被害状況の把握及び伝達	●			都市政策(土木復旧)班
第3項 緊急輸送道路の応急復旧作業	●	●	●	本部長、都市政策(土木復旧)班、消防団、協定団体
第4項 緊急輸送道路の状況の広報	●	●	●	広報班、都市政策(土木復旧)班
第5項 道路施設の応急対策	●	●		都市政策(土木復旧)班
第6項 交通規制の実施	●	●		広報班、都市政策(土木復旧)班

■計画の内容

第1項 通行規制予告の発表

道路管理者は、降雨予測等から冠水等が想定される場合、通行規制範囲を検討して、できるだけ早く通行規制予告を公表し、通行規制の日時、迂回経路等を周知する。

また、降雨予測の変化に応じて通行規制予告の内容を見直す。

第2項 道路被害状況の把握及び伝達

対策内容は、「第3部 第1章 第10節 緊急輸送道路等の確保」(p.124)を準用する。

第3項 緊急輸送道路の応急復旧作業

対策内容は、「第3部 第1章 第10節 緊急輸送道路等の確保」(p.124)を準用する。

第4項 緊急輸送道路の状況の広報

対策内容は、「第3部 第1章 第10節 緊急輸送道路等の確保」(p.124)を準用する。

第5項 道路施設の応急対策

対策内容は、「第3部 第1章 第10節 緊急輸送道路等の確保」(p.124)を準用する。

第6項 交通規制の実施

対策内容は、「第3部 第1章 第10節 緊急輸送道路等の確保」(p.124)を準用する。

第11節 緊急輸送

■計画の主旨

災害発生後の応急対策において、人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送車両の確保やその確認等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

■計画の体系

項目	初 動	応 急	復 旧	担当、防災関係機関
第1項 緊急輸送車両等の確保	●	●	●	本部班、情報庶務班
第2項 緊急通行車両の確認手続き等	●	●	●	情報庶務班

■計画の内容

対策内容は、「第3部 第1章 第11節 緊急輸送」(p.127)を準用する。

第12節 飲料水・食料・生活必需品の供給

■計画の主旨

災害の発生により生活に必要な物資が不足し、入手が困難となった市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に重要である飲料水、生活用水、食料、生活必需品等の確保と迅速な供給を実施する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 飲料水の確保及び供給	●	●	●	都市政策(水道給水)班
第2項 生活用水の確保及び供給	●	●	●	都市政策(水道給水)班
第3項 食料の確保及び供給	●	●	●	財政班、地域防災拠点班、物資供給班、学校教育班、給食班、指定避難所運営組織
第4項 生活必需品の確保及び供給	●	●	●	地域防災拠点班、物資供給班、指定避難所運営組織
第5項 地域内輸送拠点等の開設・運営	●	●	●	情報庶務班、物資供給班

■計画の内容

対策内容は、「第3部 第1章 第12節 飲料水・食料・生活必需品の供給」(p.128)を準用する。

第13節 要配慮者対策

■計画の主旨

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者は、一般の市民よりも被害を受ける可能性が高いため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

■計画の体系

項目	初 動	応 急	復 旧	担当、防災関係機関
第1項 社会福祉施設入所者等の安全確保対策	●	●	●	情報庶務班、物資供給班、障がい・高齢者支援班、施設管理者
第2項 要配慮者の安全確保対策	●	●	●	本部班、大井総合支所班、市民対応班、地域応援班、障がい・高齢者支援班、こども支援班、医療救護班、自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員
第3項 福祉避難所の開設・運営	●	●	●	地域応援班、障がい・高齢者支援班、こども支援班、施設管理者
第4項 外国人の安全確保対策	●	●	●	大井総合支所班、広報班、市民対応班、社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、NPO法人

■計画の内容

対策内容は、「第3部 第1章 第13節 要配慮者対策」(p.133)を準用する。

第14節 環境衛生

■計画の主旨

災害時におけるごみ及びし尿、並びに災害に伴って発生した災害廃棄物を迅速に処理し、被災地及び指定避難所等の環境衛生の保全と早期復興を図る。

また、県や関係団体と連携して防疫活動、食品衛生監視、動物愛護の応急対策を推進する。

■計画の体系

項目	初 動	応 急	復 旧	担当、防災関係機関
第1項 ごみ処理		●	●	環境衛生班
第2項 し尿処理		●	●	環境衛生班、入間東部地区事務組合（衛生）
第3項 災害廃棄物処理		●	●	環境衛生班、市民・事業所、公共施設管理者
第4項 防疫活動		●	●	環境衛生班、医療救護班
第5項 食品衛生監視		●	●	環境衛生班、医療救護班
第6項 動物愛護		●	●	環境衛生班、指定避難所運営組織

■計画の内容

対策内容は、「第3部 第1章 第14節 環境衛生」（p.137）を準用する。

第15節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

■計画の主旨

災害の発生により行方不明者や死亡者が発生した場合、搜索、遺体の処理、埋・火葬について、県の支援を得ながら、防災関係機関の協力のもと実施する。

■計画の体系

項目	初動	応急	復旧	担当、防災関係機関
第1項 遺体の搜索	●	●	●	大井総合支所班、市民対応班、地域応援班
第2項 遺体の処理	●	●	●	情報庶務班、地域応援班、警察署、医師、歯科医師、埼玉葬祭業協同組合
第3項 遺体の埋・火葬		●	●	大井総合支所班、市民対応班

■計画の内容

対策内容は、「第3部 第1章 第15節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬」(p.140)を準用する。

第16節 建築物、農地農業関係の応急対策

■計画の主旨

被災した建築物の調査や応急対策は、復旧、復興期における市民生活を支える重要な役割を持つため、関係機関との連携を図り、地震により住宅が滅失又は損傷を受けた住宅に対し、住家被害認定調査を実施する。

また、風水害によって農地及び農作物が被害を受けた場合、被害の拡大を防止するために応急対策を実施する。

■計画の体系

項目	初 動	応 急	復 旧	担当、防災関係機関
第1項 建築物等の応急対策	●	●	●	被害認定調査班
第2項 農地農業関係の応急対策		●	●	被害調査班

■計画の内容

第1項 建築物等の応急対策

対策内容は、「第3部 第1章 第16節 建築物、危険物施設等の応急対策」(p.142)を準用する。
なお、水害時には、住家被害認定調査に限定して実施する。

第2項 農地農業関係の応急対策

担当、防災関係機関	対策内容
被害調査班	1 農地及び農業用施設の対策 (1) 農地 ・農地が被災して、当該農地が冠水し、自然排水を待っていると復旧工事の施工又は農作物の生産に重大なる支障を生じるおそれがある場合は、ポンプ排水工事等を行い、被害を最小限に留める。 (2) 水路 ・水路は、ごみさらい等を十分に行い、排水をよくする。 2 農作物の対策 (1) 水稻及び畑作の改植用種苗の確保 ・水害等により水稻、畑作の改植を必要とする場合が生じたとき、市長は、被災の状況により、又は被災者の請求があった場合は、被災地向け改植用種苗の補給を指示する。 (2) 病虫害防除対策 ・水害等により発生が予想される水稻、畑作の病虫害防除の対策は、次による。 ア 防除の指導 ・特に必要があると認めたときは、病虫害防除指導班を編成して、現地の特別指導を行う。 イ 集団防除の実施 ・被災地域が広大で、集団で一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認められるときは、県に対し、必要な技術対策の指導を求める。 ウ 農薬の確保 ・災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合に、農薬業者等に対し、緊急供給を依頼する。 エ 防除機具の確保 ・必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるように努める。 3 畜産の対策 ・水害時等において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎などに対し、獣医師の協力を得て、必要な防疫を実施する。災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者が市長に届け出るものとし、その処置については、市の指示に従って死体の焼却、埋葬等を行う。 (1) 被災家畜に対する措置 ・被災家畜に伝染病の発生するおそれがあると認められる場合は、担当班を被災地に派遣し、緊急予防注射を実施する。 (2) 浸水畜舎に対する措置 ・浸水畜舎に対して家畜伝染病の発生を予防するために消毒を実施する。

担当、防災関係機関	対策内容
被害調査班	(3) 家畜の避難 ・浸水などの災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者は家畜を安全な場所に避難させる。 (4) 飼料の確保 ・災害により飼料の確保が困難になったときは、県に対し、麦類、ふすまの確保について指導を求め、必要量の確保及び供給を図る。

第17節 応急住宅対策

■計画の主旨

自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供、被災住宅の応急修理、被災住家の障害物の除去を行い、被災者の生活又は生活復旧の支援を行う。

■計画の体系

項目	初 動	応 急	復 旧	担当、防災関係機関
第1項 応急住宅の確保			●	応急住宅班
第2項 被災住宅の応急修理		●	●	応急住宅班
第3項 住宅関係障害物除去		●	●	応急住宅班

■計画の内容

対策内容は、「第3部 第1章 第17節 応急住宅対策」(p.146)を準用する。

第18節 ライフラインの応急対策

■計画の主旨

上下水道、電力、ガス及び電信電話等のライフライン施設、河川及び鉄道、道路等の施設は、市民の日常生活及び災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。これらの施設については、相互の連携を図り迅速な応急対策を実施する。

■計画の体系

項目	初 動	応 急	復 旧	担当、防災関係機関
第1項 上水道	●	●	●	都市政策(水道給水)班
第2項 下水道	●	●	●	都市政策(土木復旧)班
第3項 通信施設	●	●	●	東日本電信電話株式会社埼玉事業部
第4項 電力施設	●	●	●	東京電力パワーグリッド株式会社志木支社
第5項 ガス施設	●	●	●	武州ガス株式会社、一般社団法人埼玉県ＬＰガス協会川越支部
第6項 交通施設	●	●	●	土木復旧班、東武鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社

■計画の内容

対策内容は、「第3部 第1章 第18節 ライフラインの応急対策」(p.148)を準用する。

第19節 文教対策

■計画の主旨

小中学校並びにその他の学校及び保育所等での応急対策を通じて、震災時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童・生徒等」という）の生命の安全を確保する。

また、教育活動を確保し、学校教育等の目的を達成するため、文教対策に関する計画を樹立し、早期再開を進める。

■計画の体系

項目	初 動	応 急	復 旧	担当、防災関係機関
第1項 応急教育の実施	●	●	●	学校教育班、給食班
第2項 学用品の調達及び支給		●	●	学校教育班
第3項 応急保育の実施	●	●	●	こども支援班、施設職員
第4項 文化財の応急措置		●	●	社会教育班、施設管理者
第5項 図書館資料の応急措置		●	●	社会教育班、施設管理者

■計画の内容

対策内容は、「第3部 第1章 第19節 文教対策」（p.158）を準用する。

第4章 一般事故応急対策計画

第1節	毒・劇物による人身被害対策	214
第2節	鉄道災害対策	215
第3節	放射性物質事故対策	219
第4節	大規模火災対策	223
第5節	道路災害対策	224

■計画の方針

毒・劇物による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関は迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進するため、災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動の万全を期する。

また、市の区域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

さらに、放射性物質の取扱等を規制することは国の所掌事務であるが、放射性物質事故災害による影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るために定めるとともに、大規模火災、道路災害対策についても定める。

■計画の体系

章	節
第4章 一般事故応急対策計画	第1節 毒・劇物による人身被害対策
	第2節 鉄道災害対策
	第3節 放射性物質事故対策
	第4節 大規模火災対策
	第5節 道路災害対策

■計画の内容

第1節 毒・劇物による人身被害対策

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 入間東部地区事務 組合（消防） 消防団	（１）活動体制 - 人身被害が発生した場合においては、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。 （２）連絡通報体制 - 人身被害が発生した場合における連絡通報体制は以下のとおりとする。 図 人身被害の情報連絡体制 <pre> graph TD A[発見者] --> B[消防本部] A --> C[警察署] B <--> C B --> D[消防団] B --> E[県災害対策本部 (支部又は対策会議)] B --> F[市災害対策本部] E <--> F E --> G[県公害センター (ガス分析、水質分析)] F --> H[指定地方公共機関] F --> I[自衛隊] </pre>
防災関係機関	（３）応急措置 人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努めるものとする。
本部班 各班 入間東部地区事務 組合（消防） 消防団	（４）情報収集 - 人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第3部 第1章 第2節 第3項 被害情報の収集伝達」（p. 94）を準用する。 （５）救急・救助 - 対策内容は、「第3部 第1章 第8節 第1項 救急・救助」（p. 112）を準用する。 （６）医療救護 - 人身被害が発生した場合、県と協力し、「第3部 第1章 第8節 第2項 医療救護活動」（p. 112）を準用し、迅速かつ的確な医療救護措置を講じる。毒・劇物被害では、特に次の項について万全を期するものとする。

担当、防災関係機関	対策内容
	ア 医薬品の確保 ・医療機関及び警察等の協力を得て、災害発生の原因となった毒・劇物を特定し、それに応じた各種解毒剤を確保するものとする。 イ 医薬品の緊急輸送 ・人身被害の応急措置に際して必要な医薬品の緊急輸送のため、県に対し県防災ヘリコプターの要請を行うほか、必要に応じ自衛隊に対しても手配を要請し、応急措置に支障をきたさぬよう努める。
本部班 各班 入間東部地区事務 組合（消防）	ウ 救急搬送 ・「第3部 第1章 第8節 第3項 傷病者の搬送」(p. 113) 及び「第3部 第1章 第11節 緊急輸送」(p. 127) を準用し、傷病者の緊急搬送を行う。
本部長 本部班 消防団等	(7) 避難誘導 ・被害拡大のおそれがあると認められたときは、「第3部 第1章 第9節 避難」(p. 114) を準用し、被害現場周辺の市民に対して避難指示を行うものとする。
本部長 本部班	(8) 応援要請 ・市長は、毒・劇物による人身被害の発生と推測される場合には、県と緊密な連絡を図りながら、速やかに自衛隊に対しても連絡を行い、情報収集等のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請がなされるように対処する。自衛隊への応援要請は、「第3部 第1章 第5節 自衛隊災害派遣」(p. 104)、その他防災関係機関への応援要請は「第3部 第1章 第4節 受援計画」(p. 98) を準用する。

第2節 鉄道災害対策

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 各班	(1) 活動体制 ・鉄道災害が発生した場合においては、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。 (2) 応急措置 ・速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第3部 第1章 第2節 第3項 被害情報の収集伝達」(p. 94) を準用する。
本部長 本部班 消防団等	(3) 災害現場周辺の市民の避難 ・鉄道災害が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶと認められたときは、「第3部 第1章 第9節 避難」(p. 114) に準じ、避難指示を行うものとする。

担当、防災関係機関	対策内容
入間東部地区事務 組合（消防） 消防団	（４）救急・救助 ・対策内容は、「第3部 第1章 第8節 第1項 救急・救助」（p.112）を準用する。 （５）消火活動 ・鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、消防及び消防団は、人命救助、救出活動を優先して実施するものとする。
本部班 医療救護班 医療機関	（６）応援要請 ・鉄道災害発生時において、市、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への派遣要請は、「第3部 第1章 第5節 自衛隊災害派遣」（p.104）、その他防災関係機関への応援要請は「第3部 第1章 第4節 受援計画」（p.98）を準用する。 （７）医療救護 ・鉄道災害が発生した場合、県と協力し、「第3部 第1章 第8節 救急救助・医療救護・保健」（p.112）に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じる。
東武鉄道株式会社	（８）事故防止対策 ・東武鉄道株式会社「鉄道事業本部防災計画」に基づく。概要は以下のとおり。 （施設及び設備の点検整備） ・線路の安全保持 ・車両の安全保持 ・建築物及び構造物等の点検整備 ・電気関係設備の点検整備 ・要点検箇所 の把握 ・消火設備等の点検整備 ・放送設備の点検整備 ・その他の設備等の点検整備 （教育訓練） ・防災訓練 ・防災知識の普及、向上 （管区・駅・区・所長の災害予防措置） ・常備品の点検整備 ・旅客の避難誘導體制 ・避難場所の確保 ・消防計画の作成 ・発災時に旅客がとるべき行動に関する啓蒙 ・警戒宣言発令時の対応措置 （９）事故発生時における応急対策 ・東武鉄道株式会社「鉄道運転事故応急処理手続」に基づく。概要は以下のとおり。

担当、防災関係機関	対策内容
	(人命救助の優先) ・事故が発生したときは人命救助を優先する。 (従業員の参集) ・事故が発生し、復旧等のために従業員を招集したときは、速やかに参集し、事故の復旧に努める。 (初期の処置) ・事故が発生したとき、又は乗務員等から発生の通告を受けたときは、管区・駅・区・所長は従事員と協力し、応急手配を講じるとともに、併発事故の防止に努める。 (現場責任者の配置) ・事故が発生し、東上線運転指令者から指示を受けた当務駅長は、現場責任者として腕章を着用し、直ちに事故現場に走行する。現場では、運転事故速報用紙を活用し情報を収集するとともに、状況を把握し、必要に応じて直ちに110・119番通報する。現場責任者は、警察・消防隊の指揮者等との綿密な打合せを行い、安全を確保すると共に現場の陣頭指揮にあたるものとする。 (関係機関との協力体制) ・現場責任者は、警察・消防隊等各機関の行う活動に協力し、安全を最優先に、列車運行の早期復旧に努めるものとする。 (避難誘導) ・事故が発生し、乗車されているお客様を安全な場所に避難させる場合は車内放送、構内放送、又は警察・消防隊と連携し拡声器等を使用しお客様の混乱、動揺を抑えるとともに、速やかにお客様を安全な場所に避難誘導する。 (救援手配) ・運転指令は、救援の必要を認めるか、又は現場責任者から救援の要請を受けたときは、直ちに所管課長及び関係管区・駅・区・所長に連絡し、連絡を受けた関係課長は、救援計画をたて、救援出動の指示をする。 (輸送手配) ・う回、振替、代行輸送等の必要を認めた運転指令は、所管課長の指示を受けその手配をする。 (運転再開) ・現場責任者は、運転再開の際は、併発事故がないよう現場の状況を確認し、運転指令と綿密な打合せを行う。 (管区長及び駅長の事故処理区域) ・事故が発生した際、管区長及び駅長は、管理する駅構内について処理にあたるものとする。なお、駅間については隣接駅同士が相互に協力し、事故処理にあたる。運転指令・管区長及び駅長は、必要により関係者に出動を要請する。 (現地対策本部の設置) ・事故が発生し、必要が生じた場合には、事故現場付近に現地対策本部を設置する。現地対策本部は次の処理事項を実施する。

担当、防災関係機関	対策内容
	① 警察・救急隊（消防隊）指揮者との打合せ ② 復旧作業の計画及び指示 ③ 事故原因の調査 ④ 関係個所に対する連絡・調整及び報告 ⑤ その他必要な事項 なお、現地対策本部は、現場責任者を改めて指名する。また現場責任者は現地対策本部の指揮下に入る。 （広報担当者） ・ 事故に関する発表又は広報は、原則として広報担当課長が行う。

第3節 放射性物質事故対策

本市には、原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市内の高速道路を核燃料物質輸送車両が通過しているため、輸送中の事故について、その対策を定める。また、埼玉県に比較的近い場所に、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所が立地していることから、これらの施設・発電所から放射性物質による放射線関係事故が発生した場合の対策を定める。

第1項 輸送事故対策

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 原子力事業者	1 輸送事故発生直後の情報の収集連絡 (1) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡 - 原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄りの警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁などに以下の内容を通報することになっている。 ① 特定事象発生の場所及び時刻 ② 特定事象の種類 ③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況 ④ 気象状況（風向・風速など） ⑤ 周辺環境への影響 ⑥ 輸送容器の状態 ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 ⑧ 応急措置 ⑨ その他必要と認める事項 (2) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統 - 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は、次頁図のとおりである。 (3) 応急対策活動情報の連絡 - 事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国等に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。 - 市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 原子力事業者	図 核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統 ※ 通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防本部、消防機関、警察署である。
本部班 大井総合支所班 警察署 入間東部地区事務組合（消防） 消防団 原子力事業者等	2 活動体制の確立 （１）原子力事業者等の活動体制 - 事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。 （２）市の活動体制 - 事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び市災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。 - 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「第3部 第1章 第5節 自衛隊災害派遣」（p.104）を準用し、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。 （３）警察の対応 - 核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他防災関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講じる。 （４）消防、消防団の対応 - 核燃料物質等輸送事故の通報を受けた消防は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて消防団とともに火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

担当、防災関係機関	対策内容												
入間東部地区事務組合（消防） 原子力事業者等	3 消火活動 ・核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。 ・消防は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。												
本部長 本部班 大井総合支所班	4 原子力緊急事態宣言発出時の対応【県、市】 ・原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、5以下の措置を講じる。 ・内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。												
本部長 本部班 大井総合支所班 広報班 地域防災拠点班 情報庶務班 市民対応班 地域応援班 自治組織・自主防災組織等 指定避難所運営組織 入間東部地区事務組合（消防）消防団 警察署 自衛隊	5 退避・避難収容活動など【県、市】 （１）退避・避難等の基本方針 ・県及び市は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避(*1)」又は「避難(*2)」の指示の措置を講じる。 - これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次表のとおりである。 - この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに要配慮者にも十分配慮する。 *1 屋内退避：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。 *2 避難：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。 (mSv：ミリシーベルト) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">屋外にいる場合に予測される被曝線量 (予測線量当量) (mSv)</th><th rowspan="2">防護対策の内容</th></tr> <tr> <th>外部全身線量</th><th>甲状腺等の各臓器の組織線量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～50 未満</td><td>100～500 未満</td><td>住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。</td></tr> <tr> <td>50 以上</td><td>500 以上</td><td>住民は、避難。</td></tr> </tbody> </table>		屋外にいる場合に予測される被曝線量 (予測線量当量) (mSv)		防護対策の内容	外部全身線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	10～50 未満	100～500 未満	住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。	50 以上	500 以上	住民は、避難。
屋外にいる場合に予測される被曝線量 (予測線量当量) (mSv)		防護対策の内容											
外部全身線量	甲状腺等の各臓器の組織線量												
10～50 未満	100～500 未満	住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。											
50 以上	500 以上	住民は、避難。											
	（２）警戒区域の設定 ・市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。 ・警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等を行う。												

担当、防災関係機関	対策内容
	・市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の防災関係機関に対し、協力を要請する。 (3) 退避・避難等の実施 ・市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は指定避難所を開設する。 ・避難誘導の対策内容は、「第3部 第1章 第9節 第3項 避難の誘導」(p. 117)を準用する。 (4) 指定避難所の運営管理 ・対策内容は、「第3部 第1章 第9節 第4項 指定避難所の設置、運営」(p. 118)を準用する。 (5) 情報伝達及び問い合わせへの対応 ・対策内容は、「第3部 第1章 第3節 広報広聴対策」(p. 96)を準用する。
本部班 大井総合支所班 地域防災拠点班 警察署	6 各種規制措置と解除 (1) 飲料水・飲食物の摂取制限 ・県及び市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。 ・県、市、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。 7 被害状況の調査等 ・市は県の指示に基づき、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として指定避難所に収容した住民の登録を行う。 ・市は県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。 ① 退避・避難等の措置 ② 立入禁止措置 ③ 飲料水、飲食物の制限措置 ④ その他必要と認める事項
医療救護班	8 住民の健康調査等【県、市】 ・県及び市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

第2項 原子力発電所事故対策

「第4章 第3節 第1項 4～8」については、原子力発電所事故対策にも準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市町村による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

担当、防災関係機関	対策内容
環境衛生班	1 放射線量等の測定及び対処体制【県、市】 ・「ふじみ野市放射線測定等に関する対処指針」に基づき、公共施設・公共用地及び道路側溝の空間放射線量の測定を行う。 ・空間放射線量の目標値を超えた場合は、国等の対応方針に基づき除染を行う。 ・がれきや下水道汚泥に含まれる放射性物質を測定し、適切な維持管理を図る。 ・県が行う飲料水、農畜産物及び飼料等の放射性物質の測定並びに県民及び市民への情報提供に協力し、状況により市独自でも行う。

第4節 大規模火災対策

大規模な火災が発生した場合における消防活動について定める。大規模火災について、明確な定義はないが、火災・災害等即報要領の個別基準を参考に、建物焼損延べ面積 3,000 m²以上（戸数 30 戸）と推定される火災（おそれがある場合も含む。）を大規模火災として対処する。

1 消防による消防活動

対策内容は、「第3部 第1章 第7節 消防活動」（p.110）を準用する。

2 消防団による消防活動

対策内容は、「第3部 第1章 第7節 第3項 消防団の活動体制」（p.111）を準用する。

3 応援要請

対策内容は、「第3部 第1章 第7節 第2項 活動体制」（p.110）を準用する。

（参考）

- ・一般的には大規模な火災あるいは広域にわたって多くの家屋を焼いた火災を大火と呼ぶが、大火の定義はない。

【文献等による大火の基準】

- ・「火元から焼けどまりまでの間に直線を引き、長さ 15 町（約 1,635 メートル）以上に達したものを大火と呼ぶことにする」（明治 14（1881）年 東京帝国大学（後の東京大学）山川健次郎論文）
- ・「焼失面積が 3 千坪（約 1 万平方メートル）以上の火災」と指定しながらも、「2 千坪（約 6,600 平方メートル）以下のものでも通常『大火』と呼ばれるものに準用する」（昭和 26（1951）年 4 月 23 日 国家消防庁（現在の総務省消防庁）消防研究所技術課長・同庁管理局総務課長連名報告）
- ・「大火とは、建物の焼失面積が 33,000 平方メートル以上の火災をいう」（消防白書資料）
- ・「焼失建物 50 戸以上の火災」（損害保険料率算定会の『大火調査資料』（昭和 29 年発行））

【火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等の個別基準】

- ・建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

第5節 道路災害対策

橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落等、道路構造物に大規模な被害が生じた場合や、危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

1 発災直後の被害情報の収集・連絡及び通信の確保

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 道路管理者	（１）事故情報等の連絡 - 道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、市及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。 （２）災害発生直後の被害情報の収集・連絡 - 道路管理者は、被害状況を県、市及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。 - 市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。 （３）応急対策活動情報の連絡 - 道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。 - 市は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。
防災関係機関	（４）通信手段の確保 県及び市等の防災関係機関は、災害発生後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2 活動体制の確立

担当、防災関係機関	対策内容
本部長 本部班 大井総合支所班 道路管理者	- 市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。 - 市は、大規模な災害が発生した場合には、市災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び防災関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。 - 道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じる。

3 消火活動

担当、防災関係機関	対策内容
道路管理者 入間東部地区事務組合（消防） 消防団	- 道路管理者は、県、警察及び市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。 - 消防及び消防団は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、消防は必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

4 危険物の流出に対する応急対策

担当、防災関係機関	対策内容
道路管理者 入間東部地区事務組合（消防） 消防団	・道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。 ・消防及び消防団は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

担当、防災関係機関	対策内容
道路管理者	・迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

6 情報伝達及び問い合わせへの対応

担当、防災関係機関	対策内容
広報班 情報庶務班 障がい・高齢者支援班	・対策内容は、「第3部 第1章 第3節 広報広聴対策」（p. 96）を準用する。

7 道路災害からの復旧

担当、防災関係機関	対策内容
道路管理者	・関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。 ・復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第4部 災害復旧復興対策計画

第1章 迅速な災害復旧	229
第1節 災害復旧事業計画の作成	230
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	231
第3節 災害復旧事業の実施	234
第2章 計画的な災害復興	235
第1節 復興プラン等の作成	235
第2節 市災害復興対策本部の設置	235
第3節 災害復興計画の策定	235
第4節 災害復興事業の実施	236
第3章 生活再建等の支援	237
第1節 義援金の受入配分	238
第2節 被災者の生活の確保	239
第3節 被災者への融資等	240
第4節 被災者の生活再建支援制度	242

第1章 迅速な災害復旧

■計画の方針

災害復旧計画では、災害発生後被災した施設の復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

■計画の体系

章	節	項
第1章 迅速な災害復旧	第1節 災害復旧事業計画の作成	
	第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	第1項 法律に基づく財政援助措置
		第2項 激甚災害に係る財政援助措置
		第3項 激甚災害指定の手続き
	第3節 災害復旧事業の実施	

第1節 災害復旧事業計画の作成

■計画の主旨

地震による災害の発生後、市は、被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して、迅速な現状復旧を目指すか、あるいはさらに災害に強いまちづくり、本市の将来像等の中長期的目標に向けた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧の基本方向を定める。

なお、復旧・復興に当たっては、市民の意向を十分に尊重し、市民と協議するとともに、関係機関との調整を図りながら計画的に進める。また、復旧・復興事業推進のために、財源の確保等の問題も含め、必要に応じて県や国の協力を求める。

■計画の内容

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 各班	・災害応急対策を講じた後に被災の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。 ・復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努める。 ・復旧事業計画の作成に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。 ・災害復旧事業の種類を以下に示す。 ① 公共土木施設災害復旧事業計画 ② 農林水産業施設災害復旧事業計画 ③ 都市災害復旧事業計画 ④ 上下水道災害復旧事業計画 ⑤ 住宅災害復旧事業計画 ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画 ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画 ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画 ⑩ 復旧上必要な金融その他の資金計画 ⑪ その他の計画

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

■計画の主旨

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用される場合は、速やかに必要な措置を講じ、事業費の決定が速やかに行われるよう努める。なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、適用される各法令等により規定されている。

■計画の内容

第1項 法律に基づく財政援助措置

担当、防災関係機関	対策内容
国	・国が法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。 ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ③ 公営住宅法 ④ 土地区画整理法 ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ⑦ 予防接種法 ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。 ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ⑩ 水道法

第2項 激甚災害に係る財政援助措置

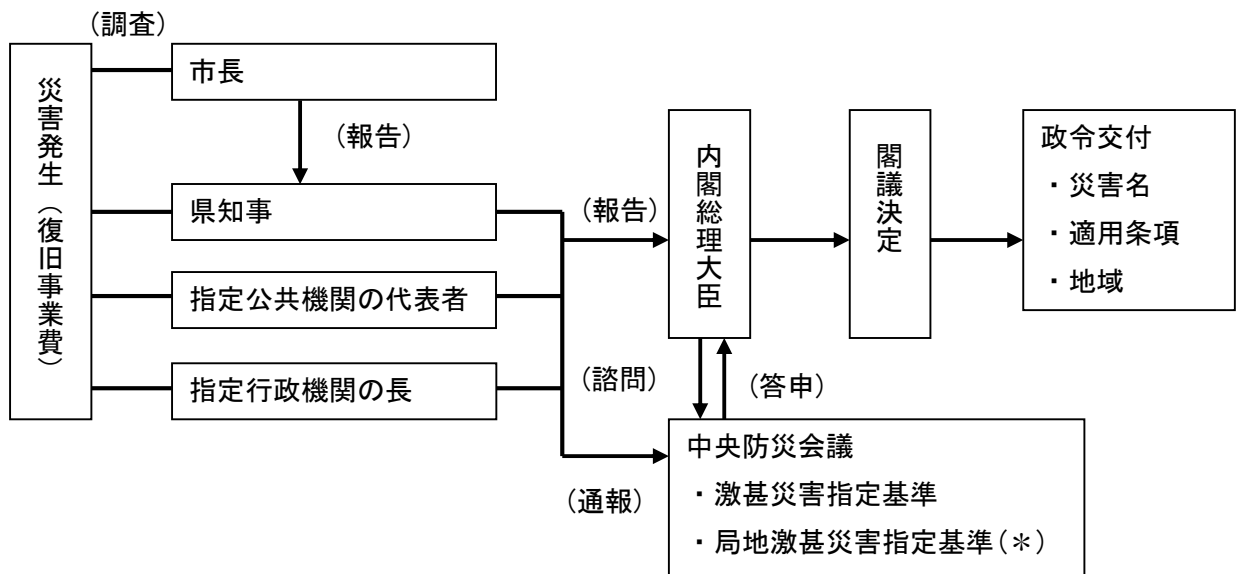
担当、防災関係機関	対策内容
本部班 財政班 各班	・災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、県及び市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。 ・激甚災害の指定の手続き等については「第4部 第1章 第2節 第3項 激甚災害指定の手続き」(p.233)に示す。 ・激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は以下のとおりである。 (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設復旧事業関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅災害復旧事業 ⑤ 生活保護施設災害復旧事業 ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業 ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑫ 感染症予防事業 ⑬ 堆積土砂排除事業 ⑭ たん水排除事業 (2) 農林水産業に関する特別の助成 ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (3) 中小企業に関する特別の助成 ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例 ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) その他の財政援助及び助成 ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③ 日本私学振興財団の業務の特例 ④ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例 ⑤ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例 ⑥ 水防資材費の補助の特例 ⑦ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑧ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ⑨ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑩ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 ⑪ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

第3項 激甚災害指定の手続き

激甚災害の指定は、中央防災会議の意見聴取を経て、国が政令により行う。市は、県を通じて、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 各班	(1) 調査の協力 - 本市が大規模な災害に見舞われた場合、迅速かつ正確に公共施設や市内産業における災害状況を調査し、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。 (2) 調査等の作成 - 激甚災害の指定を受けた後に、適用対象事業を所管する部署は、特別財政援助額の交付に関わる調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出する。

図 激甚災害指定の手続き



* 局地激甚災害の指定基準は、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きを行う。

第3節 災害復旧事業の実施

担当、防災関係機関	対策内容
各班	・災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置をとる。また、復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。 ・被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。 ・復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。 ・災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う。

第2章 計画的な災害復興

■計画の方針

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する団体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる組織に、女性の参画を促進する。

■計画の体系

章	節	項
第2章 計画的な災害復興	第1節 復興プラン等の作成	
	第2節 市災害復興対策本部の設置	
	第3節 災害復興計画の策定	第1項 災害復興方針の策定 第2項 災害復興計画の策定
	第4節 災害復興事業の実施	第1項 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施 第2項 災害復興事業の実施

■計画の内容

第1節 復興プラン等の作成

担当、防災関係機関	対策内容
市長 経営戦略室 危機管理防災課	・早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討する。 ・必要に応じて、復興プラン等を策定する。

第2節 市災害復興対策本部の設置

担当、防災関係機関	対策内容
市長 経営戦略室 危機管理防災課	・被災状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする市災害復興対策本部を設置する。 ・必要に応じて、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用した職員派遣を要請する。

第3節 災害復興計画の策定

第1項 災害復興方針の策定

担当、防災関係機関	対策内容
市災害復興対策本部	・学識経験者、有識者、行政関係職員等により構成される市災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。 ・災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

第2項 災害復興計画の策定

担当、防災関係機関	対策内容
市震災復興対策本部	・震災復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。 ・本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。 ・必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興方針等に即して災害復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第4節 災害復興事業の実施

第1項 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

担当、防災関係機関	対策内容
都市計画課 建築課	(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定 ・被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。 (2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き ・被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。 ・被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

第2項 災害復興事業の実施

担当、防災関係機関	対策内容
各課	・災害復興に関する主たる担当部署を設置し、主たる担当部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第3章 生活再建等の支援

■計画の方針

災害時では、多くの市民が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係防災機関と協力し市民生活安定のための被災者支援対策を講ずる。

■計画の体系

章	節	項
第3章 生活再建等の支援	第1節 義援金の受入配分	
	第2節 被災者の生活の確保	第1項 租税等の徴収猶予及び減免 第2項 郵便関係の援護対策 第3項 被災者相談の実施
	第3節 被災者への融資等	第1項 被災者個人への融資等 第2項 被災中小企業への融資 第3項 被災農業者への融資等
	第4節 被災者の生活再建支援制度	第1項 被災者生活再建支援制度 第2項 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

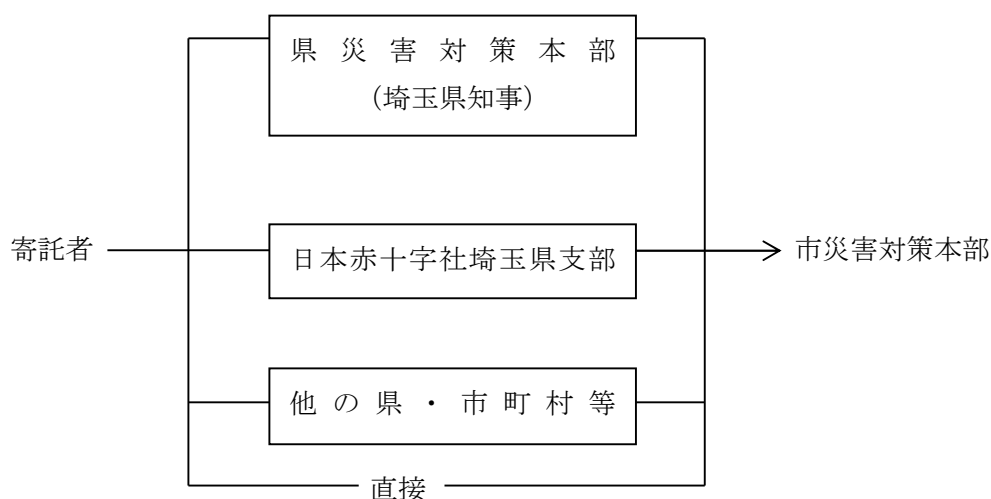
■計画の内容

第1節 義援金の受入配分

市民及び他市町村等から寄託された義援金を、迅速、確実に被災者に配分するための受付、保管、輸送等について、市、県及び日本赤十字社は協力し、総合的な計画を作成するとともに、計画に基づき活動する。

担当、防災関係機関	対策内容
大井総合支所班 財政班 市民対応班 地域応援班	(1) 義援金の受入れ ・一般から拠出された義援金は、次の経路により市に寄託される。 ・市に寄託された義援金は、市災害対策本部で受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受付後、市災害対策本部に引き継ぐ。 (2) 義援金の保管 ・義援金の保管は、市災害対策本部財政班が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、安全かつ確実に保管する。 (3) 義援金の配分 ・県配分委員会から送金された義援金を、配分計画に基づいて被災者に配分する。 ・市に直接寄託された義援金については、被害状況が確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、市災害対策本部独自で、若しくは県災害対策本部との協議の上、その一部又は全部を公正に配分する。配分計画の立案は、市災害対策本部において行う。 (4) 義援物資の取り扱い ・中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされていることから、原則、個人からの義援物資は受け付けないことを広報する。

図 義援金の経路



第2節 被災者の生活の確保

第1項 租税等の徴収猶予及び減免

担当、防災関係機関	対策内容
被害調査班(税)	被災した納税義務者又は特別徴収義務者、被保険者等に対し、地方税法又は市税条例により、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講じる。

第2項 郵便関係の援護対策

日本郵便株式会社上福岡郵便局においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

担当、防災関係機関	対策内容
日本郵便株式会社 上福岡郵便局	(1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 - 災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。 - 交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 (2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 - 被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む。)の料金免除を実施する。 - 取扱局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 - 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物品を内容とするゆうパック物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 - 引受局は全ての郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。 (4) 利用の制限及び業務の停止 - 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

第3項 被災者相談の実施

担当、防災関係機関	対策内容
大井総合支所班 市民対応班	- 被災者の多様な相談に対応する総合窓口を開設する。 - 相談内容に対応するために実施主体課・担当との調整を図る。

第3節 被災者への融資等

第1項 被災者個人への融資等

担当、防災関係機関	対策内容
大井総合支所班 財政班 市民対応班 地域応援班	(1) 災害弔慰金等 ・災害弔慰金の支給等に関する法律及びふじみ野市災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、自然災害により被害を受けた者又はその遺族並びに被害を受けた世帯の世帯主に対して交付又は貸付ける見舞金等は次のとおりである。 ① 災害弔慰金の支給 ② 災害障害見舞金の支給 ③ 災害援護資金の貸付
県社会福祉協議会 (市社会福祉協議会)	(2) 生活福祉資金 ・災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更生をさせるため、県社会福祉協議会が生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内において貸付を行う事業は、次のとおりである。 ① 災害援護資金貸付 ② 住宅資金貸付
独立行政法人住宅金融支援機構	(3) 住宅復興資金 ・地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。 ① 災害復興住宅建設資金貸付 ② 災害復興住宅補修資金貸付

第2項 被災中小企業への融資

担当、防災関係機関	対策内容
県	・県（産業労働部）は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。 【県制度融資の貸付】 ① 経営安定資金（災害復旧関連） ・県内の被災中小企業者を対象に設備資金及び運転資金を融資する。 ② 埼玉県信用保証協会への要請 ・埼玉県信用保証協会に対し、被災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。 ③ 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置 ・被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。 ④ 資金需要の把握 ・中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。 ⑤ 中小企業者に対する周知 ・市及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

第3項 被災農業者への融資等

担当、防災関係機関	対策内容
県	・県（農林対策部）は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、法令に基づく融資を行うとともに、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。 ① 天災融資法に基づく資金融資 ② 農林漁業金融公庫農業基盤整備資金 ③ 農林漁業金融公庫農業経営維持安定資金 ④ 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資 ⑤ 農業災害補償

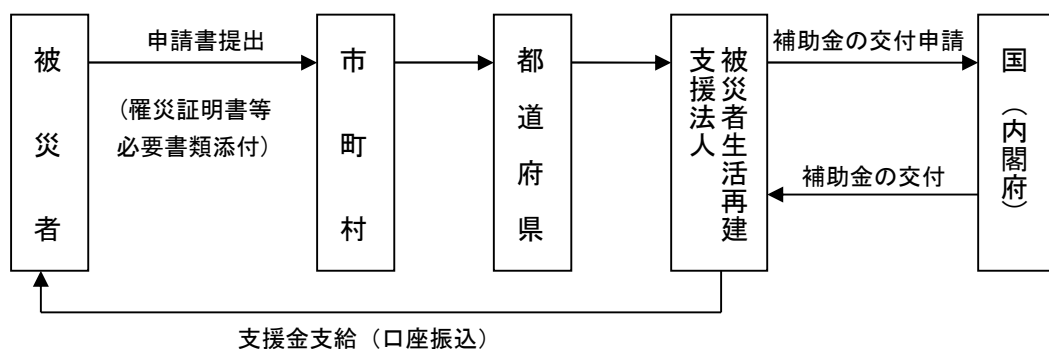
第4節 被災者の生活再建支援制度

第1項 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金(生活関係経費・居住関係経費)が支給される。

担当、防災関係機関	対策内容
大井総合支所班 被害調査班(税) 市民対応班	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付 ⑤ 使途実績報告書のとりまとめ及び県への送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災法人への送付 ④ 特定の医療用具等を対象とする場合の申請等
被災者生活 再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 使途実績報告書の受領及び審査 ⑤ 申請期間の延長・報告
国(内閣府)	・被災者生活再建支援法人への補助金交付等

図 支援金支給手続き



※県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している

第2項 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

「第1項 被災者生活再建支援制度」では、支援法の適用とならない地域の場合であっても、埼玉県・市町村被災者安心支援制度（埼玉県・市町村生活再建支援金、埼玉県・市町村半壊特別給付金、埼玉県・市町村家賃給付金）により、法と同様の支援を受けることができる。

担当、防災関係機関	対策内容
大井総合支所班 被害調査班(税) 市民対応班	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

図 埼玉県・市町村生活再建支援金等の支給手続

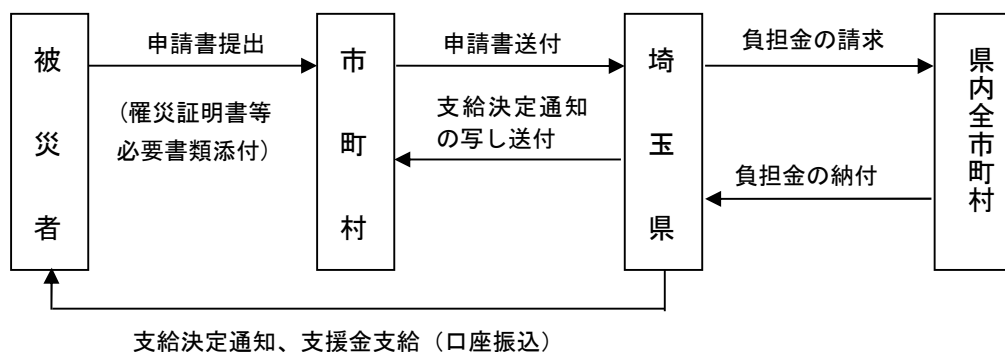
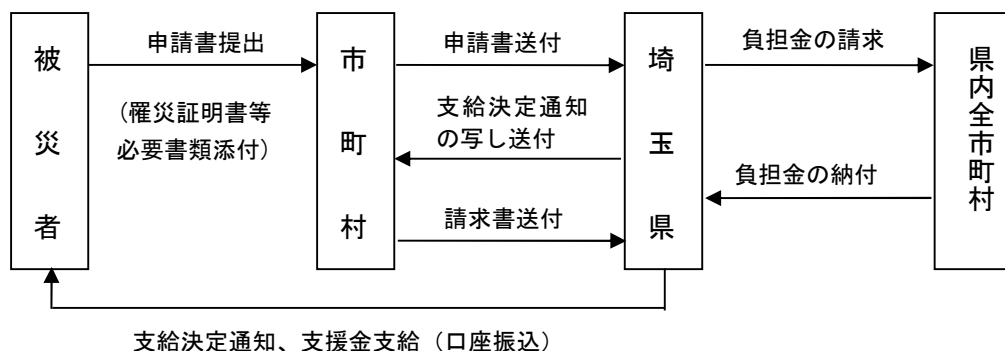


図 埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



第5部 その他自然災害対策計画

第1章 竜巻等突風対策	247
第1節 予防対策計画	247
第2節 応急対策計画	249
第3節 復旧対策計画	250
第2章 雪害対策	251
第1節 予防対策計画	252
第2節 応急対策計画	254
第3節 復旧対策計画	256
第3章 降灰対策	257
第1節 予防対策計画	258
第2節 応急対策計画	259
第3節 復旧対策計画	261
第4章 複合災害対策	262
第1節 予防対策計画	263
第2節 応急対策計画	264

第1章 竜巻等突風対策

■計画の方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

なお、平成25年9月2日に発生した竜巻によって越谷市、松伏町、さいたま市で人的被害（重症7名、軽症56名）、建物被害（住家・非住家合わせて1,555棟）が発生しており、平成25年台風18号で発生した竜巻によって熊谷市、行田市、滑川町で人的被害（中等症1名、軽症15名）、建物被害（竜巻被害と台風18号被害を合わせて1,021棟）が発生した。

■計画の体系

章	節	項
第1章 竜巻等突風対策	第1節 予防対策計画	第1項 竜巻の発生、対処に関する知識の普及
		第2項 竜巻被害予防対策
		第3項 竜巻等突風対処体制の整備
		第4項 情報収集・伝達体制の整備
		第5項 適切な対処法の普及
	第2節 応急対策計画	第1項 竜巻等突風の情報の伝達
		第2項 適切な救助の実施
		第3項 災害廃棄物処理の実施
		第4項 指定避難所の開設・運営
		第5項 罹災証明書の発行
		第6項 応急住宅対策
		第7項 道路の応急復旧
	第3節 復旧対策計画	第1項 被災者支援

第1節 予防対策計画

第1項 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

対策内容	実施主体	市担当課
・ 竜巻や対処方法に関する職員研修 ・ 竜巻や対処方法に関する市民への普及啓発	市	危機管理防災課
・ 竜巻対応マニュアルの作成	学校	教育総務課

第2項 竜巻被害予防対策

対策内容	実施主体	市担当課
・飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策の推進	市 学校	施設管理課
・農作物における耐風対策の推進	市	産業振興課
・ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止 ・屋内における退避場所の確保	市民	危機管理防災課
・突風による脱線事故の防止対策の推進	鉄道事業者	経営戦略室

第3項 竜巻等突風対処体制の整備

対策内容	実施主体	市担当課
・竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関との事前調整	市	危機管理防災課

第4項 情報収集・伝達体制の整備

対策内容	実施主体	市担当課
・竜巻等突風が発生又は発生する可能性が高まった際の県民等への伝達体制の整備 ・竜巻等突風の目撃情報の活用検討	市	危機管理防災課

第5項 適切な対処法の普及

対策内容	実施主体	市担当課
・竜巻等突風が発生する可能性が高まった際にとるべき行動の県民等への普及 ・竜巻対応マニュアルの作成及び防災関係機関等との共有	市	危機管理防災課
・竜巻等突風の情報取得や身を守る方法の習得	市民	危機管理防災課

第2節 応急対策計画

第1項 竜巻等突風の情報の伝達

担当、防災関係機関	対策内容
危機管理防災課 《市災害対策本部を設置している場合》 広報班	・ 竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった場合、竜巻等突風の情報を市民伝達する。 ・ 伝達の際に、市町村単位の情報を付加する。

第2項 適切な救助の実施

対策内容は、「第3部 第1章 第6節 災害救助法の適用」(p. 106)を準用する。

第3項 災害廃棄物処理の実施

対策内容は、「第3部 第1章 第14節 環境衛生」(p. 137)を準用する。

第4項 指定避難所の開設・運営

対策内容は、「第3部 第1章 第9節 避難」(p. 114)を準用する。

第5項 罹災証明書の発行

対策内容は、「第3部 第1章 第21節 生活再建支援対策」(p. 164)を準用する。

第6項 応急住宅対策

対策内容は、「第3部 第1章 第17節 応急住宅対策」(p. 146)を準用する。

第7項 道路の応急復旧

対策内容は、「第3部 第1章 第10節 緊急輸送道路等の確保」(p. 124)を準用する。

第3節 復旧対策計画

第1項 被災者支援

対策内容は、「第4部 第3章 生活再建等の支援」(p. 237) を準用する。

第2章 雪害対策

■計画の方針

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多く、大量の降雪により発生する雪害が、市民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

なお、平成26年2月14日から降った大雪により、熊谷で62cm、秩父で98cmの積雪が観測され、人的被害（死者3名、重症28名、中等症135名、軽症296名）建物被害（住家10棟、県有施設1施設）、農業被害（被害額合計229億円）が発生した。

■計画の体系

章	節	項
第2章 雪害対策	第1節 予防対策計画	第1項 市民等における雪害対策の備え
		第2項 情報通信体制の充実強化
		第3項 雪害における応急対応力の強化
		第4項 道路交通対策
		第5項 ライフライン施設雪害予防
		第6項 農林水産業に係る雪害予防
	第2節 応急対策計画	第1項 応急活動体制の施行
		第2項 情報の収集・伝達・広報
		第3項 道路機能の確保
		第4項 救出・救助
		第5項 指定避難所の開設・運営
		第6項 医療救護
	第3節 復旧対策計画	第7項 ライフラインの確保
		第8項 地域における除雪協力
		第9項 罹災証明書の発行
	第3節 復旧対策計画	第1項 農業復旧支援
		第2項 その他復旧対策
		第3項 生活再建等の支援

第1節 予防対策計画

第1項 市民等における雪害対策の備え

対策内容	実施主体	市担当課
・雪害対策の重要性の啓発 ・市民、企業による雪害対策への協力（大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等）に関する広報	市	危機管理防災課
・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） ・スコップやスクレーパー、飲食料、毛布等の車内への備え ・除雪作業等用品の準備、点検	市民	危機管理防災課

第2項 情報通信体制の充実強化

対策内容	実施主体	市担当課
・降雪及び積雪に係る気象情報等を収集伝達体制の整備 ・気象情報の取得方法や活用方法の市民への周知	市	危機管理防災課

第3項 雪害における応急対応力の強化

対策内容	実施主体	市担当課
・大雪対応事前行動計画の作成及び共有 ・雪害に対応する防災用資機材の確保と利用環境の整備 ・雪害対応における防災関係機関との連携強化	市	危機管理防災課

第4項 道路交通対策

対策内容	実施主体	市担当課
・除雪実施体制の整備 ・凍結防止剤等の資機材の確保 ・国及び県との降雪・積雪情報や除雪情報の共有体制の確立 ・優先的に除雪すべき路線の選定及び共有	市	道路課

第5項 ライフライン施設雪害予防

対策内容	実施主体	市担当課
- 施設の耐雪化・凍結防止対策の実施 - 降雪時における防災関係機関間の情報連携体制の強化	市	上下水道課
	東京電力パワーグリッド株式会社志木支社	危機管理防災課
	東日本電信電話株式会社埼玉事業部	危機管理防災課
	武州ガス株式会社	危機管理防災課

第6項 農林水産業に係る雪害予防

対策内容	実施主体	市担当課
・農産物等への被害軽減対策の検討	市	産業振興課

第2節 応急対策計画

第1項 応急活動体制の施行

対策内容は、「第3部 第3章 第1節 応急活動体制」(p.175)を準用する。

第2項 情報の収集・伝達・広報

担当、防災関係機関	対策内容
本部班 情報庶務班	(1) 情報の収集伝達 降雪及び積雪から生じる人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。
広報班	(2) 情報の広報 - 気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。 - 異常な積雪等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。 - 報道機関への情報提供に当たっては、記者会見等を定期的を開催する。 (3) 積雪に伴いとるべき行動の周知 - 大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、県民に周知する。 ① 不要不急の外出は極力避ける。 ② 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。 ③ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。 ④ 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。 ⑤ 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。 ⑥ 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

第3項 道路機能の確保

担当、防災関係機関	対策内容
土木復旧班	- 緊急的な除雪の実施に当たり、必要に応じて東入間警察署と連携して、交通の安全確保や交通整理を実施する。 - 交通の規制が必要な場合、緊急交通規制の実施を東入間警察署に要請する。
情報庶務班	- 自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。 - 現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

第4項 救出・救助

担当、防災関係機関	対策内容
本部班	・積雪等で立ち往生した自動車を把握し、直ちに救出・救助が必要な状況であり、かつ他の交通手段が確保できない場合、県にヘリコプターによる救出・救助を要請する。
本部班 入間東部地区事務組合（消防）	・積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関と連携し、乗員保護支援（滞留車両の乗員への物資の提供、安全確保等）を実施する。

第5項 指定避難所の開設・運営

対策内容は、「第3部 第1章 第9節 避難」（p.114）を準用する。

第6項 医療救護

担当、防災関係機関	対策内容
医療救護班	・積雪に伴う負傷、長期の交通途絶による慢性病の悪化等に対処が必要な場合は、医療救護活動を実施する。 ・透析患者などの要配慮者に対して医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

第7項 ライフラインの確保

対策内容は、「第3部 第1章 第18節 ライフラインの応急対策」（p.148）を準用する。

第8項 地域における除雪協力

担当、防災関係機関	対策内容
市民 事業者	・所有地内の除雪作業を実施する。 ・高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道での地域コミュニティの協力による除雪作業を実施する。

第9項 罹災証明書の発行

対策内容は、「第3部 第1章 第21節 生活再建支援対策」（p.164）を準用する。

第3節 復旧対策計画

第1項 農業復旧支援

担当、防災関係機関	対策内容
被害調査班(都市) (産業振興課)	・農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生するため、被害状況の迅速な把握及び被害に応じた必要な支援措置を実施する。

第2項 その他復旧対策

対策内容は、「第4部 第1章 迅速な災害復旧」(p. 229)を準用する。

第3項 生活再建等の支援

対策内容は、「第4部 第3章 生活再建等の支援」(p. 237)を準用する。

第3章 降灰対策

■計画の方針

富士山が噴火した場合、降灰の可能性マップでは、市内において最大で2～10cm 降灰堆積の可能性が想定されており、その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、県内で数 cm の降灰堆積の可能性があるとされていることから、これらの降灰から生じる被害に対応するため、必要な事項を定める。

■計画の体系

章	節	項
第3章 降灰対策	第1節 予防対策計画	第1項 火山噴火に関する知識の普及 第2項 事前対策の検討
	第2節 応急対策計画	第1項 応急活動体制の施行 第2項 情報の収集・伝達 第3項 交通規制の実施 第4項 指定避難所の開設・運営 第5項 医療救護 第6項 飲料水の供給 第7項 ライフライン等の応急・復旧対策 第8項 農業者への支援 第9項 降灰の処理 第10項 物価の安定、物資の安定供給
	第3節 復旧対策計画	第1項 継続災害への備え 第2項 その他復旧対策

第1節 予防対策計画

第1項 火山噴火に関する知識の普及

対策内容	実施主体	市担当課
- 火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発 - 火山情報の種類と発表基準の周知 - 降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知	市	危機管理防災課
- 気象庁が発表する火山の噴火警報の理解 - 地域の降灰の予測状況の把握 - マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出し用品の準備	市民	危機管理防災課

第2項 事前対策の検討

対策内容	実施主体	市担当課
降灰による健康への影響に関する注意喚起	市	保健センター
降灰による空調機器等への影響把握	市	施設管理課
視界不良時の交通安全確保対策の検討	市	道路課
農産物等への被害軽減対策の実施	市	産業振興課
上下水道施設への影響の軽減対策の実施	市	上下水道課
降灰の処理方法の検討	市	環境課

第2節 応急対策計画

第1項 応急活動体制の施行

対策内容は、「第3部 第1章 第1節 応急活動体制」(p. 81)を準用する。

第2項 情報の収集・伝達

担当、防災関係機関	対策内容
本部班	(1) 降灰情報の収集及び報告 ・気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは県内に降灰があったときは、降灰分布を把握する。 ・降灰に関する情報(降灰及び被害の状況)を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。 ・調査する降灰の各種項目は、次のとおり。 ①降灰の有無・堆積の状況 ②時刻・降灰の強さ ③構成粒子の大きさ ④構成粒子の種類・特徴等 ⑤堆積物の採取 ⑥写真撮影 ⑦降灰量・降灰の厚さ ⑧構成粒子の大きさ
広報班	(2) 降灰情報等の周知 ・熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、降灰状況を住民等へ周知する。 ・降灰時にとるべき行動を市民に発信する。 ①マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護して外出する。 ②家屋に降灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。 ③自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

第3項 交通規制の実施

対策内容は、「第3部 第1章 第10節 緊急輸送道路等の確保」(p. 124)を準用する。

第4項 指定避難所の開設・運営

対策内容は、「第3部 第1章 第9節 避難」(p. 114)を準用する。

第5項 医療救護

担当、防災関係機関	対策内容
医療救護班	・降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、指定避難所で健康相談及び診断を実施する。

第6項 飲料水の供給

対策内容は、「第3部 第1章 第12節 飲料水・食料・生活必需品の供給」(p. 128)を準用する。

第7項 ライフライン等の応急・復旧対策

対策内容は、「第3部 第1章 第18節 ライフラインの応急対策」(p. 148)を準用する。

第8項 農業者への支援

担当、防災関係機関	対策内容
被害調査班(都市) (産業振興課)	・農作物や被覆施設に付着した降灰の除去支援を実施する。 ・降灰が多量に土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を実施する。

第9項 降灰の処理

担当、防災関係機関	対策内容
土木復旧班	・緊急輸送道路等を優先に降灰を除去し、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかに除灰する。
土木復旧班 水道給水班	・上下水道施設における降灰の除去を実施する。
環境衛生班	・一時仮置場を設置する。 ・各家庭から排出された灰の回収方法の検討し、回収作業を実施する。 ・必要に応じて克灰袋を各家庭に配布する。 ・一時仮置場での降灰の受入作業を実施する。
広報班	・一般家庭が集めた灰の排出方法(レジ袋等を二重にして出す、指定の場所への降灰の出し方)を市民に周知する。 ・事業者における降灰の処分方法を周知する。

第10項 物価の安定、物資の安定供給

担当、防災関係機関	対策内容
本部班	・買い占め・売り惜しみをする事業者への監視、指導等を実施する。

第3節 復旧対策計画

第1項 継続災害への備え

担当、防災関係機関	対策内容
本部班	・警戒基準雨量の見直し ・警戒避難体制の確立 ・降雨時の避難の実施

第2項 その他復旧対策

対策内容は、「第4部 第1章 迅速な災害復旧」(p.229)を準用する。

第4章 複合災害対策

■計画の方針

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生し、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市では、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、県民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

なお、複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることを前提として、「人命救助が第一」、「二次被害の防止」、「ライフラインの復旧」を基本方針として対策を講じる。

■計画の体系

章	節	項
第4章 複合災害対策	第1節 予防対策計画	第1項 複合災害に関する防災知識の普及 第2項 複合災害発生時の被害想定の実施 第3項 防災施設の整備等 第4項 非常時情報通信の整備 第5項 避難対策 第6項 災害医療体制の整備 第7項 災害時の要配慮者対策 第8項 緊急輸送体制の整備
	第2節 応急対策計画	

第1節 予防対策計画

第1項 複合災害に関する防災知識の普及

対策内容	実施主体	市担当課
・複合する可能性のある災害の種類や発生の順序の多様性の周知	市	危機管理防災課

第2項 複合災害発生時の被害想定の実施

対策内容	実施主体	市担当課
・考えられる複合災害の種類ごとにおける被害想定を検討	市	危機管理防災課

第3項 防災施設の整備等

対策内容	実施主体	市担当課
・複合災害発生を踏まえた防災拠点の配置検討及び整備 ・複合災害の被害想定に基づいた代替庁舎等の確保	市	危機管理防災課

第4項 非常時情報通信の整備

対策内容	実施主体	市担当課
・市及び防災関係機関間における災害対策に必要な情報のリアルタイムに共有するシステムの検討	市 防災関係機関	危機管理防災課

第5項 避難対策

対策内容	実施主体	市担当課
・複合災害の想定結果に基づいた指定避難所の選定 ・代替の指定避難所並びに避難経路の確保	市	危機管理防災課

第6項 災害医療体制の整備

対策内容	実施主体	市担当課
・複合災害の想定結果に基づいた医療活動を継続することができる医療機関の把握	市	保健センター

第7項 災害時の要配慮者対策

対策内容	実施主体	市担当課
・複合災害の想定結果に基づいた福祉避難所の選定	市	障がい福祉課 高齢福祉課

第8項 緊急輸送体制の整備

対策内容	実施主体	市担当課
・複合災害の想定結果に基づいた代替輸送路の検討	市	道路課
・複合災害の想定結果に基づいた輸送手段の検討	市	危機管理防災課

第2節 応急対策計画

対策内容は、「第3部 第1章 地震応急対策計画」及び「第3部 第3章 風水害応急対策計画」を準用する。

